

平成 5 年 6 月 28 日開会
平成 5 年 6 月 29 日閉会

和泉市議会第 2 回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

平成5年6月28日（月曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	4〃
○ 市長開会挨拶	5〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について（井坂善行・大谷昌幸・柏富久蔵）	5〃
○ 日程第2 会期の決定について（6月28日～7月1日 4日間）	6〃
○ 日程第3 一般質問について	8〃
1番に 12番 大谷昌幸君	8〃
2番に 5番 上田育子君	15〃
3番に 27番 早乙女実君	30〃
4番に 18番 赤阪和見君	48〃
○ 散会宣告（午後3時00分）	58〃

平成5年6月29日（火曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	59〃
○ 議事説明員、その他	59〃
○ 議事日程	61〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	61〃
○ 日程第1 (監査報告第8号) 例月出納検査結果報告（収入役扱平成4年11月分）	64頁

一
括
上
程
64頁

- 日程第2 (監査報告第9号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年11月分)
- 日程第3 (監査報告第10号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年11月分)
- 日程第4 (監査報告第11号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年12月分)
- 日程第5 (監査報告第12号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年12月分)
- 日程第6 (監査報告第13号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年12月分)
- 日程第7 (監査報告第14号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成5年1月分)
- 日程第8 (監査報告第15号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年1月分)
- 日程第9 (監査報告第16号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年1月分)
- 日程第10 (監査報告第17号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成5年2月分)
- 日程第11 (監査報告第18号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年2月分)
- 日程第12 (監査報告第19号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年2月分)
- 日程第13 (監査報告第20号)
定期監査(平成4年度第三次分)結果報告
- 日程第14 (報告第3号)
和泉市土地開発公社平成4年度決算書類の提出について
- 日程第15 (報告第4号)
財団法人和泉市商工業振興会平成4年度決算書類の提出について
- 日程第16 (報告第5号)
財団法人和泉市商工業振興会平成5年度事業計画書類の提出について
- 日程第17 (報告第6号)
財団法人和泉市文化振興財団平成4年度決算書類の提出について

一
括
上
程

64頁

65”

一
括
上
程
68頁

一
括
上
程
74頁

○ 日程第18	(報告第7号) 財団法人和泉市文化振興財団平成5年度事業計画書類の提出について	74頁
○ 日程第19	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度決算書類の提出について	一 括 上 程 77頁
○ 日程第20	(報告第9号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第21	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度決算書類の提出について	一 括 上 程 80頁
○ 日程第22	(報告第11号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第23	(報告第12号) 財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について	一 括 上 程 85頁
○ 日程第24	(報告第13号) 財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第25	(報告第14号) 財団法人和泉市福祉公社平成5年度事業計画書類の提出について	89''
○ 日程第26	(報告第15号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	95''
○ 日程第27	(報告第16号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市保育所設置条例の一部改正)	99''
○ 日程第28	(報告第17号) 専決処分の承認を求めることについて (和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区 において選挙する委員の数を定める条例の一部改正)	100''
○ 日程第29	(報告第18号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市国民健康保険条例の一部改正)	103''
○ 日程第30	(報告第19号) 専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	105''
○ 日程第31	(報告第20号) 専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	108''

○ 日程第32	(報告第21号) 専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	111頁
○ 日程第33	(報告第22号) 平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	114〃
○ 日程第34	(報告第23号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	117〃
○ 日程第35	(議案第25号) 工事請負契約締結について(市立国府幼稚園建設工事)	119〃
○ 日程第36	(議案第26号) 土地改良事業の施行について(鍛冶屋大池改修工事)	121〃
○ 日程第37	(議案第27号) 土地改良事業の施行について(岡奥農道改良工事)	122〃
○ 日程第38	(議案第28号) 土地改良事業の施行について(願成地区ほ場整備工事)	124〃
○ 日程第39	(議案第29号) 市道路線の認定について(平井下宮線)	125〃
○ 日程第40	(議案第30号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	127〃
○ 日程第41	(議案第31号) 平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	131〃
○ 日程第42	(議案第32号) 和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	133〃
○ 日程第43	(議案第33号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	135〃
○ 日程第44	(議案第34号) 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	138〃
○ 日程第45	(議案第35号) 和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	140〃

○ 日程第46	(議案第36号) 平成5年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	141頁
○ 日程第47	(議案第37号) 平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	151〃
○ 日程第48	(議案第38号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	153〃
○ 日程第49	(議案第39号) 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	155〃
○ 日程第50	(議案第40号) 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	158〃
○ 日程第51	和泉市農業委員会委員の推薦について	159〃
○ 日程第52	(議員提出議案第8号) 児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書	160〃
○ 市長閉会挨拶		163〃
○ 議長閉会挨拶		163〃
○ 閉会宣言(午後2時50分)		164〃

100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120

100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120

第 1 日



平成5年6月28日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同人権啓発室長	明坂文嘉	同副理事(解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼広報聴課長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課長	石本博信	同理事	坂田平之
同秘書課長	木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
企画調整部長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同理事(環境整備・ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同副理事(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修次
同企画室長	今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同施策推進室長	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室企画調整課長	油谷巧	産業部長	大塚孝之
総務部長	神藤恒治	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
建設部長	奥村富彦	同理事	谷上徹
同理事兼用地室長	谷俊雄	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(建築担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼住宅課長	西岡政徳	同次長兼総務課長	一瀬喜広
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(再開発担当)	盛尾久和	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	教育委員長	藤井謹一
同理事(コスモポリス担当)	田中拓夫	教育長	杉本弘文
同理事(コスモポリス担当)	中屋正彦	教育次長兼管理部長	稲田順三
同次長兼都市計画課長	田中武郎	指導部長	西川義徳
同次長兼公園課長	山下喬三	社会教育部長	生田稔
コスモポリス推進室長	福原進	同次長	田丸勝之
下水道部長	藤原清司	同次長兼図書館長	北野喜平
同次長	中野英二	収入役室長	藤木意継
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
改良事業部長	富田宏之	同事務局長	着本善夫
同次長兼用地課長	席田嗣夫	監査委員	庄司清
水道事業管理者	田中稔	同事務局長	吉田陽三
水道部長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同事務局長	農端小一
同次長兼工務課長	西尾浩		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記上 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月28日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

第69回 定期総会議案

平成5年5月27日

於・日比谷公会堂

I 会長提出議案

1. 地方分権による都市自治の確立に関する決議(案)
2. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正(案)

II 部会提出議案

1. 地方債の償還について(東海部会)
2. 投資事業における超過負担の解消についての要望(近畿部会)
3. 公職選挙法改正に伴う選挙運動用自動車並びにポスターの地方交付税算入について
(四国部会)
4. 標準宅地鑑定評価の制度化と鑑定費用の交付税措置について(九州部会)
5. 地域改善対策奨学資金制度の改善について(四国部会)
6. 国民健康保険制度の安定化について(北海道部会)
7. 保育所制度の見直しに伴う地方負担について(中国部会)
8. 年金受給権者現況届に係る生存証明の一括照会について(中国部会)

9. ごみ処理施設等整備事業に係る国庫補助制度の抜本的見直しについて（東海部会）
 10. 屋外燃焼行為に対する規制の強化及び抜本的対策の推進に関する要望について（中国部会）
 11. 廃棄物の減量化、再資源化への支援について（九州部会）
 12. 農業政策の確立について（東北部会）
 13. 北海道新幹線の早期着工について（北海道部会）
 14. 鉄道高速体系の整備促進について（東北部会）
 15. 北陸新幹線長野以北整備計画どおりの建設促進について（北信越部会）
 16. 高速自動車及び関連国道の整備促進について（東北部会）
 17. 関越自動車道上越線等の早期完成について（北信越部会）
 18. 四国縦貫・横断自動車道など基幹道路の整備促進について（四国部会）
 19. 九州における交通網等の整備拡充について（九州部会）
 20. 日本国有鉄道清算事業団所有地に係る土地処分対象範囲の拡大等について（北海道部会）
 21. 駅周辺の放置自転車問題解決について（関東部会）
 22. 公共用地等の取得に関する税制上の特別控除拡充について（北信越部会）
 23. 公共用地の取得について（東海部会）
-

（午前10時00分開議）

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員各位には、何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入る前に御報告をいたします。

去る5月27日、東京都で開催されました第69回全国市議会議長会定期総会において、本市では、永年勤続20年表彰に勝部津喜枝議員並びに前市議会議員の竹内修一氏が受賞されました。その表彰状並びに記念品等の伝達は過日、議長室において行い、受賞のお祝いを申し上げました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案が可決されましたことを報告いたします。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

- 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成5年第2回定例会を開会いたします。

-
- 議長（竹下義章君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解をお願いします。

- 議長（竹下義章君） ここで、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長登壇、開会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、ここに平成5年第2回定例会をお願いを申しあげましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成5年度和泉市一般会計補正予算外15件、報告21件、監査報告13件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

また先ほど、議長さんから御報告がございましたように、今回、全国議長会より永年勤続議員として勝部津喜枝議員さんと前市議の竹内修一さんが表彰を受けられました。お二人には、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいできてまいったところでありまして、深く敬意を表しますとともに御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝をお祈り申し上げる次第でございます。おめでとうございます。

国会解散、総選挙の公示を1週間後に控え、大変あわただしい中の議会でまことに恐縮でございますが、どうかよろしくをお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

-
- 議長（竹下義章君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、11番・井坂善行君、12番・大谷昌幸君、13番・柏富久蔵君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（竹下義章君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日より7月1日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの4日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成5年6月第2回定例会）

発 言 順	1	発 言 者	大 谷 昌 幸 議 員
発 言 の 要 旨	1. 固定資産税の賦課について		

発言順	2	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1.	短時間労働者雇用管理改善制定にともなうパート・非常勤・臨職の労働条件改善について	
	2.	「障害」児者のノーマライゼーション施策等について	
	3.	アトピー対策について	

発言順	3	発言者	早乙女実議員
発言の要旨	1.	「不況」対策 －産業振興と市民生活擁護－	
	2.	「府中」駅前再開発とまちづくり	
	3.	開発計画と自然保護 －中央丘陵開発・まちづくりと緑の保全－	

発言順	4	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発言の要旨	<p>1. 全国市長会における、「廃棄物問題を中心とした都市の環境問題に関する提言」の中味と和泉市での対策実行について</p> <p>2. 小型合併処理浄化槽の普及について</p> <p>① 放流同意、保守点検、管理費助成他</p> <p>3. 緑化活動と放置自転車の活用について</p>		

○ 議長（竹下義章君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、12番・大谷昌幸君。

（12番・大谷昌幸君登壇）

○ 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。固定資産税の賦課についての質問の要旨について御説明申し上げます。

具体的に例を挙げますと、府中町一丁目のある地点の固定資産の税額ですが、90年から91年になる場合、前年度を分母として12.8%の値上がり、次に92年度は、前年度の91年度を分母とした場合10.5%の値上がり、そして本年、平成5年度は、平成4年度を分母とした場合に10.8%の値上がりであります。府中地区におきましては、他の例えば五丁目、六丁目の地点では昨年比8%、これは2地点です。また、別のところですが、たしか3.何%というような値上がりになっております。

念のために他市を調べてみました。岸和田市の久米田駅より150m、旧の府道13号線の道筋ですが、やはり90年度を分母として91年度の場合は3.5%、92年度も同じく3.6%、そして、

本年度は3.6%というような値上がりです。また、念のため南海岸和田駅の東側の地点及び阪和線東岸和田駅の西の地点も調べたところ、大体、同じような4%足らずの値上がりになっております。

和泉市の本年度の一般会計435億円に対しまして市税の183億9,000万円というのは、42.3%と市の経費の半分に満たない額であります。これを念のためほとんど人口的に同じ兵庫県川西市を例に取りましたところ、ここは一般会計が448億円、それに対して市税が233億円、実に51.9%というような率を押さえております。

このように1つの市である川西市と比べた場合、非常に市税の率が低い。したがって、固定資産税を上げていくことは、一定の理解を示すものでありますが、地区の地点、地点によって上昇幅が非常に違う。これは一体何に原因するのか。これこそ不平等ではないかと強く申し上げたい。それについての御答弁をお願いしたいと思います。御答弁によりましては、自席より再質問をさせていただくことをお願いして要旨の説明を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 総務部次長（加久本良一君） 資産税課加久本からお答え申し上げます。

固定資産税の問題でございます。固定資産税の課税につきましては、地方税法の定め、または別途、自治大臣の定めます評価基準に基づきまして、先生が御存じのように3年に一度、固定資産の価格の評価替えが行われるわけでございます。適正な時価を求めまして評価が決定されるわけでございます。それによって改定されました評価額が、次年度から固定資産税額の急激な負担増とならないよう一応、評価額の上昇区分に応じまして住宅用地では7段階、また、非住宅用地では6段階に調整措置が取られているわけでございます。それを負担調整と申しております。

先生がお尋ねの固定資産税のばらつきの件でございますが、土地の評価につきましては、1筆ごとに評価いたしますので、評価替えによりまして上昇率は、その土地のもろもろの条件、状況類似区分等の違いによりましてそれぞれ異なっているわけでございます。また、この場合の上昇率は、評価額を足していておりますので、その評価額の上昇率によりまして固定資産税の急激な負担とならないようにするため、負担調整率を掛け、固定資産税率を掛けまして税額となるものでございます。

したがって、評価替えに当たりましては基準地をもとに、それ以外に標準地等も精査するわけでございますが、1筆単位で見した場合前年度と同率、例えば前年度の負担調整率が5%の上昇率でございますれば、翌年度もおおむね5%というように順次、何年間か負担調整をするものでございますが、これは全国共通のやり方でございます。ただ、固定資産税の合計額を

もちまして各個人間並びに近隣市町との比較となりますと、必ずしも一定した上昇率とはならないということでひとつ御了解のほどをよろしくお願い申し上げるわけでございます。

- 12番（大谷昌幸君） 了解しているから税金を払っているんです。払わなったらえらい追加してくるのでね。先ほど申し上げましたところの上昇率は、4年間で52%ほどアップしているわけです。端的に税額で申しまして、90年度に22万9,000円だったのが、今年5月末に納めるよう通知が来ているのが31万6,200円です。だから、52%アップです。後で計算してください。岸和田の先ほど申し上げましたところは90年度が7万6,200円、今年が8万4,700円、11%ぐらいです。これはどうなっているのかわかりません。和泉市がいろいろ収入源を求めするためにしているのやと思います。

そこで、市長さんを初め特別職の方々によくお考えをいただきたいのは、それぞれのセクションの方は一生懸命にやっているわけですからとやかく申しませんが、とにかく取る税金は高くして、われわれに与えられるものがいかに少ないか。2、3点、他市の例を挙げて申します。市長さん、5月1日に貝塚市の市制50周年にお出でになったでしょう。あの立派なコスモスシアターが90億円ですか。私はちょうど翌2日の10時半ごろ、向こうのだんじりを見に行きましたが、感激して涙が出てきました。和泉市であれだけの盛り上がりができますか。11時10分ぐらいに雨が降ってきましたので、やむを得ずあと3台のだんじりのパレードをよう見ずに帰ってきましたが、一番上の木積のところなんか、朝6時に曳き出して市役所に9時に着いたと言われます。

あのだんじりという大層なものを動かすのに、ただではなかなか動かん。後から貝塚市民の方にお聞きしたら、だんじり1台当たり59万円の補助金を出してます。だんじりの台数が何台あるか知りません。パンフレットによりますとふとんだいこもあります。そういうものの金額を合計したら、恐らく2,000万円ぐらい出ているんやなからうかと思えます。

一步振り返ってうちの市民まつりが8月にありますが、1週間ばかり前に配ってくれたパンフに「前回市民まつり協賛団体、個人」と書いたところにずっと名前が載ってます。数は数えてませんが、載ってます。この中のある方から「これは市の行事やろう。われわれは税金を払っているのに、なぜこんなハナを取りに来てくれんや。取りに来てくれた人の顔を眺めてよう出さんと言われへんから仕方なく出しているが、毎年、よけい包まないかん」ということをつぶさに聞きました。その人だけかも知りません。そのほかの方も自発的に出してくれているのか知りませんが、そこに1つの大きな違いがあるのではなからうかということを思います。どんなものですか。別にそんなことでどうのこうのと答弁をいただくつもりはありませんが、1つの例として言うているのです。

先ほどの固定資産税の問題もときどき耳にします。私よりも家内がよく婦人の会合などに出席しますが、そこでとにかくいろんなものの負担金が多い。よそを聞いてもとにかく高い。安いものもあると思いますが、安いものは言わない。スーパーやったら安いものを先に言いますがね。今、おくれらせながら下水道の工事もしてくれています。こういう言葉を使うと悪いかもしれませんが、これで平方メートル当たり400円の受益者負担がかかります。受益者負担はしょうがない。否定しません。要りますよ。しかし、昨年も泉大津で聞いたら、400円の半額も要らんらしい。そういうように泉大津との接点がたくさんありますから、聞いて来るんですよ。特に府中の線路から西側になると、泉大津市民と和泉市民が交流することが多いですからね。あの辺へ行くと、そういうことをいろいろ聞いて来るんですよ。今年は既に出した分やからしょうがないが、来年から何とかしてもらえんやろうかということをおのこの議会でお願いするためあえて申し上げます。

一般質問をさせていただいたついでによそのことを申し上げて悪いですが、類似都市というのがありますね。先ほど、川西のことを申し上げましたが、人口14万4,000人、面積は53.45km²で和泉市より狭い。昭和29年市制施行。私はここに知り合いがあります。先日も大阪で議員さんが一緒になり、懐かしいから一度寄らへんか、と言うといてくれということをお聞きしたので、過日、10名ほどで寄って話を聞いてきました。30年ほど前、「川西池田」というJRの駅が田んぼの中にあったんですよ。今、立派なものですよ。昭和48年から再開発してごっついものができてます。

岐阜県大垣市。ここは大正7年市制。西濃尾地区の中核都市で比較になりませんが、人口15万、面積が79.75です。神奈川県秦野市。今年4月現在人口15万5,000人、面積103.62。昭和30年市制。愛知県安城市。この安城市から和泉市の私の近くへ転宅してきた方から「ぜひとも博物館を見てくれ」と言われたので、過日行ってきました。人口14万6,000。面積86.61。昭和27年市制。全く双子です。どこを見ても、都市の整備はできてますし、いろんな公共設備、いわゆる体育施設を含めた社会資本が完備しております。

この安城市などは、来年が愛知県の国体で何か少年のバレーボール競技があるので、今年10月リハーサルということで、今、公式なグラウンドとか体育館の補修工事をやっています。道路をはさんで2万m²ぐらいの空き地がある。「あれは何ですか」と聞いたら「これに備えて駐車場にするんだ」ということです。「国体が終わった後、何にするか考えてません」。坪約50万円。何十億になるか計算してくださいよ。

秦野市も平成10年、98年の国体ですが、種目が決まっているらしい。市役所の中に掲示しています。ここもそういうところの手入れをしていました。それから、私が早くからお願いをして

いるプラネタリウムあるいは博物館なども完備しています。安城市の博物館などもパンフをもらって来てますが、建物だけで25億円。県の関係の方を引き抜いて来て館長にしています。

そういうよそを見ると、なぜ和泉市がこれだけ高い税金を払っているのにいろんな社会資本が整備されないのかと思います。貝塚市のだんじりを見ている間に涙が出てきました。職員さんの中にも見に行った方があるかと思うので、一度状況を聞いてみてください。本当にこれこそ市民の盛り上がり、貝塚市民の本当の祭であるということがひしひしと感じられます。そういう市民の連帯意識はどこからくるのでしょうか。和泉市15万人という、ただ人口の増加だけで良くなりますか。

12、3年前の中央丘陵を手がける前、昭和60年から開発を始めて63年に入居が始まり、そして5、6年後、ちょうど今ごろですわ、今までの山地やったら固定資産税がゼロやけど、全部宅地に開発されると固定資産税が上がった来るから和泉市が裕福になると説明を聞いたはずですが。今の2階の委員会質が開かれた全員協議会でその説明があったはずですが。これは経済の関係でおくれているのはやむを得ないとしても、その年が来ているのに、われわれがこのように土地の固定資産税が他市に比べて40%以上も多く払い、そして不平等の中で生きているんです。そのような市民の身になってください。

もちろん、同情する点はあります。和泉市は大きな企業がありません。先ほど挙げた類似都市はすべて交付金の不交付団体ですよ。1カ月ほど前、和泉市がくれた統計資料の人口ピラミッドと秦野市や安城市の人口ピラミッドと比べますと、いわゆる団塊の世代にしても当市は少ない。その次の世代、今の一番働き盛りの30代の世代、語弊がありますが、福祉に余り関係のない方々が非常に多い。町田市もしかりです。だから、税金はそうばたばたと上げなくてもどんどんカネが入って来るんだ、と聞きました。

この際、十分御反省をいただきたい。市長さんはもう18年市長をしてはる。市長さんのサジ加減でどうにでもなるんです。職員さんの中には、市長さんの言葉遣いすら真似する人も出て来ています。これは真似をしようとしているのではなく、ひとりでにそうなって来るんですが、それだけ影響力、感化力のある池田市長はこの際、私の質問に対して何らかの御見解をお示しいただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんから他市の例を参酌をされながらいろいろ御提言やら御批判をちょうだいをしたわけでございます。率直な話、固定資産税につきましては、先ほど、担当から御答弁をいたしましたとおり、決して他市よりもえらい高く取っているということはないのではなからうか。ただ、1筆ごとの評価でございますので、その場所、場所によって違いがあると思います。

本市の市民1人当たりの市民税収入は、府下で31番目か32番目、最低であります。これは企業を持たざる本市の体質から来るものでございまして、そうした意味での市税の収入が少ないことは事実であります。だからといって、固定資産税を高く取れ、という指示はいたしておりません。評価替えのときもいろんなばらつきがあろうとも、府下平均的なアップ率にとどめておきなさい、というのが私の指導であります。そうした意味合いからも原課の方でも、市民税の収入が悪いから固定資産税でそれをカバーするというような考え方は私も持っておりませんし、原課にも持たせていない。その中で適性評価がなされていく。それにつれて個々の場所によってばらつきがあるという点につきましては、その場所、場所によって問題があるのではないかと。

私のサジ加減でそれが安くなったり高くなったりするという御指摘でございますが、私は固定資産税をよそよりも高く取って市税収入の足らざるを補うという指導はしてございません。税率は全国共通でございますが、それぞれの場所の評価によって負担調整の関係でばらつきがあるのではないかと。その点につきましては、担当からお答えしたとおりであろうかと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

それから、他市との比較の中での御批判をいろいろいただきましたが、これは率直に受け取らせていただきたい。ただ、新しい市だけに他市に追い付き追い越せと必死になって、市税収入が府下ワースト1とかワースト2とか言われながらも今日まで懸命に走って参りました。行き届かない点は多々あるかと思っておりますが、それなりに何とか他市に追い付かなければならないと頑張っております。今後ともそうした意欲で市政を執行してまいりたいと頑張っておりますので御理解をいただきたい、今後とも頑張りたい、このように存じます。

それから、祭のことでございますが、議員さんも御案内だと思いますが、市民まつりは、昨年延べ9万人から10万人の人が市民グラウンドに集まっていただきました。どんな行事でも、2晩で10万人近くも市民が寄っていただく行事は、ほかにはないように思っております。これひとえに市内30団体の皆さんの御協力があればこそでございます、感謝をしているわけでございます。

ただ、祭の意義と永続性という意味合いからしますと、祭は民衆のエネルギーで栄え、続いていくものだという考え方があります。したがって、祭に対する補助金も300万円から400万円程度にとどめさせていただいております。実行委員会30団体の中でもいろいろ御意見はありますが、皆さん方のエネルギーで祭を盛り上げ、定着をさせ、発展をさせてください、とお願いをしております。何もかも市役所、官の丸抱えで祭はできません。足らざる点はわれわれも頑張りたいということ、30団体の代表の皆様方の合意の上で祭をやっていたい

るわけでございます。この市民まつりは、永続性のある祭として市民の手で盛り上げていきたい、このように存じております。

決して補助金を渋っているわけではございません。祭に対する意義と考え方の中で賛助団体との話し合って御理解をいただき、運営を願っているという点で感謝をしているわけでございます。今後ともそうした意味合いで市民まつりを盛り上げていっていただきたいと思っております。

いろいろと御批判や御提言をいただきました点は率直に受け取らせていただき、今後とも市政の執行には前を向いて頑張ってまいりたいと存じますので御協力、御理解をいただきたい。

2、3点につきましてだけ御答弁をさせていただきました。他の点につきましても率直に受け取らせていただき、今後とも頑張ってまいりたい、このように存じております。

以上です。

○ 12番（大谷昌幸君） 今の固定資産税の件につきましては、総務部長と担当の次長で全部調べてください。適当にやっているんやないか、という疑惑と言えば言葉は悪いですが、私が岸和田を調べた数字を出しましたので、一度、来年に備えて調べてください。今年はもういいですから。そういうことをお願いをしておきます。

それから市長、市民まつりの件ですが、これは400万円ですわ。また、他市のことを言うても仕方がないのですが、安城市は市制が昭和27年、和泉市とわずか4年しか変わりません。七夕祭は大体東北ですが、東海道チェーンでないということで七夕祭をやりました。一昨年の40周年に特別に8月の第一日曜日の前日ということらしいです。これはそのパンフですが、これを全部市民の手づくりですが、市の方からカネを出す。どのような形態か知りませんが、一昨年の40周年の時点では2,000万円を出した。普段の年は1,500万円出しています。だから、市民からカネをもらわなくてもいけるんです。うちはカネがないから400万円でしょうがないが、市が音頭を取ってカネを集めるということは、税金は十分に取っているんやから、ちょっとかいしょのないやり方ではないかと思えます。

社会資本の点でもうちがおくれているというのはわかりますが、川西市も市制を敷いたのが昭和29年。秦野市も昭和30年です。うちと変わりません。うちも視察に行ってますが、町田市などは昭和33年ですがな、うちより後ですよ。首都圏ですから違う点はあるんですが、そういう点を心がけていただきたい。

先ほどのプラネタリウムにしても、前からもお願いをしているのですが、私が行った都市は皆あるんですわ。うちはない。今、ミノルタでやっているらしいです。幾らかかるか知りませんが、建物を建ててすることになれば、打算的に計算をすれば、仮にそれに1億円かかったと

しなさいよ。年間の利息が400万円と仮定した場合、その400万円の分を子供に補助してやってくれたら、和泉市の全部の子供が岸和田市のプラネタリウムのお世話になれるんですよ。それなのに皆自己負担でやっているんです。これは義務教育の課程で理科の教材にプラネタリウムが出て来るんです。この点でも隣接市の学童よりもおこなっているということです。

貝塚市のコスモシアターの横に立派な職員会館があります。川西市も3階建ての立派な女性センターがありますよ。うちはないでしょう。その中で話は飛びますが、市長は庁舎のこともお考えになってます。今、庁舎が分散をして市民が迷惑を受けているのはよくわかります。理解します。しかし、庁舎は全部自分のところのかいしょでやらなくてはいかん。川西市は平成2年度の事業で75億円、安城市はたまたま同じ年度に8階建に増築してます。「6階にある議会を見てくださいか」と言われて入りましたが、木の匂いがぷーんとするんです。黒たんと同じ質のカリンという木です。向こうの局長さんに「ええ木を使うてますな、これはカリンでしょう。これは座敷机などをつくる材料でしょう」「わしは恥ずかしいですが、わかりませんね、わかりますか」と言われるので「「匂いと木でわかりますわ」という立派な木を使うてますわ。

この議事堂がどうということはありませんが、やはり立派なところでやりたいですよ。けれども、カネがないからしょうがない。だから、新庁舎のことを言われるのもわかります。わかりますが、もっと市民皆さんが直接恩恵を受ける市の行政施設の建設、増設にも力を入れていただきたい。

まだまだ申し上げたいことはありますが、時間の関係もありますので、その点をお願いをして答弁は結構ですので、市長さんを初め特別職の皆さんもよくお考えをいただき、よろしく心からお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（竹下義章君） 次に、5番・上田育子君。

（5番・上田育子君登壇）

○ 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。まず初めに、短時間労働者雇用管理改善法が通常国会で制定されましたが、そのことについて質問をさせていただきます。

今、全国で900万人に上ると言われるパート労働者が、それぞれの企業、職場でどんどん中心的な役割を担っている。それにもかかわらずパート労働者の実態というのは、既にこの議場の中で何回もお話をしてきましたように、通常の労働者が退職金があったとしても、パート労働者は、15年、20年という長年働いてきても退職金が一銭もないという問題、また、賃金や一時金の格差にしても、通常の労働者100に対してパート労働者は50あるいは60%という実態が

この間、指摘をされてきました。

そういう実態の中、この不況の中で真っ先に首を切られていくパート労働者の問題は、いろんなところでいろんな団体が何とか是正をしなければいけないということで昨年2月6日、野党4党が国会にパート労働者の差別を禁止、均等待遇を求めていく法案を提出しましたが、残念ながら、これに対しては、この通常国会の中では、政府が先ほど申しました非常に長い管理法という形で差別の禁止でもなく、均等でもなく、今まで労働省が言ってきた均衡という指針でもなく、大幅にパート労働者の福祉を重点に置いた雇用を管理していく法案が提出をされました。

その中では、こういう法案を私たちが望んでいたのではないということで、全国のパート女性や働く女性の方々、そして、野党4党を初めとするいろんな団体がこの政府案が多くの問題があるということで随分修正を受け、参議院ではおまけに付帯決議を付けて次のような法案が制定されたということは御存じかと思います。

まず、目的の中で雇用の適性を図るという内容が全くなかったのに対して「適正な雇用を図る」というような内容が付け加えられました。さらに、その「適正」ということの中身について、第3条で「均衡待遇」という言葉が全くなかったわけですが、これについても、「通常労働者とパート労働者の均衡待遇を図ることが適正な内容である」ということが付け加えられました。さらに、一連の修正された内容は省略しますが、どのような均衡を図っていくのか、ということにつきましては、最終的には、労働大臣の勧告も含め現在ありますパート指針が十分な実効を発揮しなかったことに対して、十分な実効を発揮できるという大きな一歩をつくっていくという方向が、このパート法制定の中で確認をされてきたところであります。

そこで質問ですが、この中で修正の内容あるいは付帯決議の中で明らかにされてきました均衡待遇の実現に向けては、今まで具体的な指針においても実効という点においては極めて覚束ない実態であります。特に退職金の問題で中小企業退職金共済制度ということで助成制度が行われてきましたが、昨年度でパート労働者の適用者17名という実態でしかありません。

国会の中で和田貞夫衆議院議員も労働大臣に質問をしまいいりました。15年、20年の長期にわたって通常の労働者と全く同じ労働をし、わずか労働時間が1時間ちょっと短いだけで、一方は退職金が一定程度もらえるのに、一方は退職金が全くないというような職場を本当に適正な職場と思っておられるのかどうか。さらには、夫が死んだとか子供が死んだとかいう悲しみごとでも、通常の労働者とパート労働者の悲しみの差というのは全くないはずだ。その喪に服す時間についても、どうしてパート労働者に大きな格差が付けられているのか、この2点についてだけでも全くパート労働者の人道上の問題ではないか、と労働大臣に詰め寄ったところ、

労働大臣は、「それは人道上の問題である。そのような実態があれば、法律を越えてでも現場に行き指導していく」という答弁をしている実態であります。

悲しいことに和泉市議会議員が指摘をした職場は、和泉市の中で私たちが10年近くも団体交渉で改善をしようとした職場であります。その中でやはり労使の力関係では不十分な問題については法律で規制をし、そして、行政が法の番人としてもっともっと宣伝をし、指導もしていくことが問われていると思います。今後、このパート法の実効のある内容の確保について、本市としては、どのような形で行政の指導力強化をしていかれようとしておられるのか。また、その実態についてどのように把握をされようとしているのか、という質問であります。

さらにこの間、私が質問をしてまいりました非常勤職員、パートあるいは臨時職員の問題であります。この件に関してお隣の泉大津市でパート労働の法案が上程されている国会審議に関して5月21日、次のような議員総意の決議が行われています。その内容は、「政府がパート労働者、非常勤嘱託及び臨時派遣労働者等の生活の安定、雇用の確保、労働条件の積極的改善を図るため、労働条件の正社員との均等待遇を基本にし、雇止めによる解雇禁止や罰則規定及びフルタイムの正社員化を要綱に入れたパート労働法の制定をするとともに……」という内容であります。これを全会派一致で議員決議をやられているという実態であります。

この議会の中でも何人かの議員さんも非常勤職員の待遇の問題について、その改善を触れられたきたと思います。その中でこのパート法は、あくまでも民間労働者に対する適用の問題ですが、それに準じて自治体で働く非常勤、臨時職員に対する労働条件の改善についても一層の是正が求められると思いますが、その内容についてどのように考えておられるのか、ということが3点目であります。

大きな2点目として、障害者（児）のノーマライゼーションの施策等について御質問したいと思います。残念ながら、今国会で子供の権利条約が衆議院では通過しましたが、国会解散の中で参議院まで通過することができませんでした。その中で障害を持った子供が健常児とともに生きていく権利という内容もうたわれています。本市におきましても、障害者（児）のノーマライゼーションについて少しずつ改善が行われてきたところではありますが、まだまだ問題があります。

その大きな1つに、私の近くに和泉養護がありますが、今年は、そこの卒業生が十数人と例年になくたくさんありました。しかしながら、その子供たちが卒業しても、「福祉工場」と言われている作業所でも軽度障害者しかとってもらえないので、そこにもいけない。しかし、重度障害者を受け入れる受け皿が全くない。そのような中でお母さんたちが右往左往されている実態があります。本市において養護学校の来年の卒業生が一体どのぐらいいらっしゃって、そ

の人たちの進路というものを具体的にどのようにつかんでいращるのか、について回答をお願いしたいと思います。

そして、2点目には、その進路の中で具体的に受け皿がなかった場合、当市におきましても、ミニ授産所という形で無認可の授産所に対して助成金が出されています。しかし、その最低枠の7人を確保するのは、ここの建設過程でもいろいろ相談を持ってきますが、大変難しいものがあります。6人まで集まったが、あと1人足りないとか、5人まで集まったが、あと2人足らんとか、その中でもやはり現実には、3月末をもって卒業する子供たちが地域の中で健全に生きていくという進路を、親たちも行政も一緒になって保障していかなければいけないと思います。

そこで、7人というミニ授産所に対する助成枠については、例えば泉大津市においては対象が3人以上となっていますし、高石市においても人員加算方式というものをとられています。当市においても、ぜひともそのような制度の検討をしていただけないものかという親の声もございしますが、この点についていかがでしょうか。これが2点目です。

3点目に関しては、子供たちがミニ授産所とか認可の作業所とかへ行くよりも、もっと普通の職場で楽しく健常者と一緒に働けるような、それが一番理想的にあり方だと考えるんです。子供たちの進路としてともに普通の職場で働けるような、少なくとも自治体でそのような子供たちを受け入れていくような方向性についてどのように考えていращるのか。これが、この件に関する3点目であります。

次に、大きな3番目としてアトピー対策についてお尋ねいたします。近年、アトピーっ子ということで非常にアトピー性の皮膚炎に罹患した子供たちが増えています。残念ながら、子供の人権条約が批准をされなくて、子供たちが健全に生きていく権利が、明確に国として確認をされていく大きな柱をつくることができなかったわけです。

しかし、大阪府においては1988年以降、アトピー問題に対していろんな施策を講じてこられました。その中でアトピーの現状の実態調査を行っていくという中身がございしますが、当市においては、このアトピーの実態調査がどのような形で行われてきたのでしょうか。

私も周辺でアトピー性皮膚炎の子供たちがどんどん増えていくということでいろいろの間、勉強をさせていただきました。西宮市の環境衛生局が製作に協力された「奇妙な出来事」という名前のアトピー映画企画製作委員会というところがつくられたビデオがあります。その中で「アトピー性皮膚炎という正体のわからないものが夜をかつ歩している」という言葉で始まっています。最近の子供たちはどこかおかしい。単にアトピー性皮膚炎に30%の子供たちが罹患をしている、あるいは肌がかさかさした子供たちを含めれば80%も罹患しているとか、そう

ということだけでなく、日本大学の正木先生がその中で言われているのは、前頭葉を興奮させる機能がだんだん少なくなっている。筋肉に対する感覚、両方の目で見る感覚もすごく少なくなっており、そして、土踏まずが正常に成長しない子供たちもどんどん増えているとか言われています。

アトピーは、ギリシャ語で「奇妙」という意味だそうです。複合汚染がこれらの子供たちを侵しているのではないかと、いろんな小児科医あるいは体育系の大学の先生たちが言っている状況の中で、当市におきましては、その実態調査の中でどんどん増えているという傾向をどのように把握されているのか、ということが2点目です。

3点目ですが、その対策の具体的かつ直接的な対症療法の1つとして除去食ということが行われている保育所、学校等があります。当市におきましては、その実態がどのようになっているのか、教えてください。

4点目には、アトピーの予防についてですが、今、言われているのは複合汚染であるということで、直接的には、ダニやほこりの駆除の問題も大きな役割を占めているらしいですが、潜在的には、高度成長期にタールの色素とか合成着色料が含まれている飲料、あるいは石鹼ではなく合成洗剤とか、そのような化学的異物を1年間に約4kgも体の中に吸収している。それが子供あるいは母親の体をどんどん蝕んでいる。単にアトピーではなく、出生率の低下、例えばこのお医者さんが言っておられるのは、35人の妊婦の中で流産した人が何と7人もいるという統計も出されています。このような複合汚染に対して、例えば石鹼の問題あるいは農業を使っていない食べ物や食品添加物の安全の問題について、具体的にどのような安全配慮を今後、当市として行おうとしているのか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

答弁の内容によっては、自席から再質問をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 商工課長（山本茂樹君） ただいま上田先生より御質問をいただきました短時間労働者雇用管理改善法制定に関しまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

今日、900万人にも及ぶ中、また、日本経済を支える重要な労働力とされており、パートタイム労働者の労働条件の改善あるいは福祉の増進を目指します短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律、いわゆるパート労働法がさきの国会において可決され、本年6月18日に公布されました。

これはパート労働者を対象にした初めての法律でございまして、その内容といたしましては、大きくはまず、労働大臣は、労働条件の改善に向けて事業主が講ずべき措置を指針として定め、

事業主へ指導、助言、勧告を行う。次に、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けて国において事業主に給付金を支給したり、パートタイム労働者あるいは事業主などに対して相談、援助を行います短時間労働者援助センターを設置することが大きな柱となっております。

そこでも、お尋ねの退職金関係でございますが、本市におきましては、昨年より中小企業退職金共済制度の加入促進を図るため、加入事業主に対しまして掛け金の一部を補助しているところでございます。今後ともより一層パート労働者の加入促進を図るため、事業主に対して広く啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、労働の福祉に関してでございますが、労働省の機関として労働基準監督署や職業安定所が設置されてございますので、指針等にそぐわない事業者が生じた場合には、両機関とも連携を取り適切な対応を図れますよう要請をしましてまいりたいと存じております。

労働者の実態把握の関係でございますが、パート労働者を含みます労働者の実態把握に関しましては、府及び府下市町村への状況調査も行いながら年度内に実施すべく検討してまいりたいと考えてございます。本市といたしましては、今後とも各事業所に対しましてパート労働者の労働条件の改善あるいは福祉の増進を進めるため、補完的な立場ではございますが、必要な広報、啓発活動などを労働基準監督署を初め関係機関とともに強く進めてまいりたいと考えてございます。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 市長公室次長（石本博信君） 上田議員さんの第3点目の御質問であります市で働く職員の待遇改善についてどう考えるか、ということでございます。この法律につきましては、議員さんがおっしゃいますように第32条で国家公務員、地方公務員については適用しない、と規定されています。市で雇用する非常勤職員等の待遇改善につきましては、これまでも御質問があるたびに御答弁をさせていただいているところでございますが、民間企業での雇用形態と相違し、その勤務関係の適用諸法が地方公務員法等の公法関係によることとなりますので、新たに制定されました短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律の立法趣旨は尊重し、今後とも努力していきたいと考えるものでございます。

なお、これらの職員の勤務条件につきましては、平成4年度から任用に関する要綱を定め、通勤費、特別報酬等一定の改善を図ってまいったところでございます。本年度を含めた今後の課題としましては退職金の整備等を検討してまいることとし、厚生年金制度の導入につきましては、実にさまざまな勤務形態を取っている非常勤職員ですので、その整備を進めながら漸次、改善の方向で検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 御質問の大きな2点目、障害者のノーマライゼーション施策につきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

まず、議員さんが御指摘のように本市内の障害者（児）の来年春の養護学校卒業生は非常に多うございます。第1点目に御質問の卒業生数でございますが、和泉養護学校が18人、岸和田養護学校が1人の合計19人になってございます。

また、その希望する進路でございますが、若干、就職希望があるほかは、かなりの方は、障害者通所施設への通所を希望されております。そこで、これに対する受け入れ体制でございますが、市内には通所授産施設が1カ所、それから、無認可のミニ作業所が3カ所ございますが、いずれもほぼ満杯状態でございまして、現在、その対応に頭を悩ましているところでございます。

そこで、2点目にお尋ねのミニ作業所の件でございますが、保護者から新規のミニ作業所の設置について御相談もございまして、その指導に当たっているところでございまして、正式には簡易心身障害者通所授産施設でございますが、それにつきましては議員さんも御承知のように、本市では従来、定員7人以上ということで運営をいたしております。

その理由でございますが、6人以下の少人数でありますと、第1に、ちょうど家庭で障害者を介護しているというような状況になりまして、もし、何らかのトラブルで1人でもおやめになりますと、後の作業所の運営が難しくなり、継続が困難になったりします。結果的に他の障害者の福祉を損なう恐れがあります。換言しますと、施設の運営の安定性、継続性に問題があるということでございます。

理由の2点目といたしましては、作業所への通所がその障害者にとって社会参加の重要な機会でございますけれども、6人以下という通所者が少のうございますと、そこへ通所する障害者の社会性の涵養につながりにくいという問題点もございまして、

3番目に、たとえ通所者が少なくても、最低1名の指導員は必要でございますので、それ以外の経費も含め相応の経費を要します。したがって、市から7人以上の施設と余り変わらない補助を要するということがございまして、経済性にも若干、問題があるということでございます。

以上の3点の理由によりまして、従来、本市では7人以上ということでミニ作業所を設置されるよう指導いたしているところでございます。しかし、実際に6人以下の施設に対しても補助をしている市も若干ございます。今後、長所とか逆に短所その他の問題についても調査、研究をしてみたいと存じております。

次に、3点目の普通の職場で働くいわゆるノーマライゼーションそのものについての御質問でございます。障害者とその能力を最大限に発揮できる職業に就けるようにすることが非常に重要であると認識をいたしております。そのため市を初めとする行政機関が率先して障害者の雇用に努めなければならないという基本的な認識を持っております。そこで、行政内部の関係部局におきまして、そのための研究を始めたばかりでございます。今後、その研究を進めてまいりますとともに、一般の民間企業に対しましても理解と協力を求め、今後、障害者の雇用の促進を図ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、大きな3点目のアトピー対策につきまして、健康課池辺よりお答えいたします。

アトピー対策について本市の実態をどのようにとらえているか、ということでございます。

アトピーの疾患対策につきましては、大阪府の保健所の方で自主的に行っているのが現状でございます。

アトピー対策の原理でございますが、アトピー症状の診断基準と申しますのは、4つの大項目があるように聞いております。1つは、かゆみ。2つ目は、特徴的な皮膚の湿疹。3つ目は、慢性または再発性の経過。4つ目は、アレルギー疾患の既往や家族歴など23項目の諸基準がありまして、この基準に基づきまして、アトピー性の診断につきましては、1歳以上の子供についてはほぼ正確に診断できますが、乳幼児の場合は難しいということでございます。実態調査について保健所等でお聞きした段階では、そのように把握しております。

それと、アトピー予防では、アトピー疾患の治療はかなり長期にわたると聞いております。したがって、医師とよく相談し、適正な治療を進めることが大切でございます。特に食物の制限、医師の指示監督のもとで行われるべきであり、親の一方的な判断は好ましくないということでもあります。本市におきましても、やはり検診時におきまして、そういう保護者に対する保健指導の充実も合わせて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 学事課長（着本直幸君） アトピー対策についての御質問の3点目でございますが、教育委員会にお尋ねの件につきまして、学事課着本よりお答え申し上げたいと存じます。

まず、1点目の本市の学校現場におけるアトピー性皮膚炎の実態等調査の関係でございます。これにつきましては、学校保健調査によりまして、医師により何らかの形でアトピー性皮膚炎

と診断された児童生徒の数値でございますが、最近の調査から見ますと小学校では2.3%、中学校については2.2%になっております。

次に、2点目の傾向と推移でございます。これにつきましては、一般的には、以前に比べ増加の傾向にあると言われており、また、話題にもなっていることは事実でございます。特に都市圏で増えている傾向にあります。私どもの学校現場におきましては、数字の上ではここ数年、同じような推移を示しております。

次に、学校給食におけるアトピー性の児童生徒に対する除去食または代替食の提供についてでございますが、学校給食は集団給食の調理でありまして、現状、いろいろ制限がある中では困難な状況にあります。しかしながら、特に医師の指示によりまして複雑なアレルギーを持つ児童生徒につきましては、担任から仲間はずれ等にならないよう、適切な説明や指導を配慮した上で弁当持参を認めているのが現状でございます。

また、学校によっては、特定する食物が原因でアレルギーであると診断された児童生徒の保護者より特に申し出がある子供に対しては、状況等を正確に把握しながら学級の担任、給食の主任、養護教諭等が連携を図りながら保護者との連絡を密にし、医師の指示のもとに献立過程等において、可能な範囲での配慮を行っている実情でございます。同時に、これら児童生徒の保護者から献立に関することや、使用している食材料の相談等があれば適切な対応、必要に応じて資料の提供等も行っているのが現状でございます。

最後に、学校給食における安全配慮という点でございますが、これにつきましては、学校給食は常に安全ですべて品質の良いものを安定した価格で購入し、より魅力ある給食づくりを目指しているわけでありまして。特に一括の購入物資であるパン、コメ、牛乳等基幹的なものにつきましては、日本体育学校健康センターで品質や価格が定められ、検査をされたものが納入されています。

また、調味料や缶詰、ジャム、マーガリンなどは食品添加物を添加しない品物を特に発注し、製造されたものを購入し、検査については、各学校ごとに公的検査機関に依頼し、不良品については除外をするという措置を取っているところでございます。

調理加工品等につきましては、原材料の配合用と検査用の提出を求めまして、和泉市の栄養士を中心に組織をしております物資の選定委員会で検討し、選定を図っている現状でございます。

また、野菜等果物を含めた生鮮食品につきましては、現実に地元の小売り業者より各学校ごとに購入いたしておりますが、少しでも農薬の少ない地場で取れるものを利用したいとの考えから、献立を立てる栄養士と地元生産者グループ、農業改良普及指導員の方々との連携を図り

ながら、現在は、麦みそとかマーマレード、梅干等の利用を進めるよう努力をしております。

いずれにしても、先生が御指摘のアトピー、アレルギー等の課題も含めまして学校現場における児童生徒の健康管理面につきましては、今後ともより一層調査研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） アトピー予防の農業の件につきまして、農林課松林より御説明いたします。

農業の取り扱いにつきましては、毎年度当初、大阪府病害虫防除所におきまして、植物防疫法第33条等に基づく病害虫防除員の設置要綱によりまして府下各市町村に防除員の推薦が必要となっております、本市でも3名が就任いたしております。

また、農業安全推進指導要綱では、農業生産の安定を図る上では、農業は基礎資材として重要な役割を果たしており、農業の使用に当たっては、農産物の安全、作物の安全、農業使用者の安全、環境保全という4つの安全を確保することを基本とし、農業の使用、管理の適性を図ることにより危害の防止等に万全を期しているものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 児童福祉課長（橋本敏雄君） アトピーについての保育園に対する数点の御質問につきまして、児童福祉課橋本よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の保育園の実態ということでございますが、現在のところ、全園児の約2%となっております。

次に、その傾向と推移でございますが、その件につきましてはここ数年、横ばいの状態でございます。

次に、保育園における給食の除去についてでございますが、保護者の依頼によりまして除去するとともに、その前提として医師の診断と指導のもと、職員の協力を得ながらその子供の状況に応じた除去を行っております。

次に、安全性の配慮という点でございますが、先ほどの教育委員会のお答えと同様に対応を行っております。また、材料等の選定につきましては、細心の注意を払っております。

以上、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 5番（上田育子君） 最初に、短時間労働者雇用管理法に関して再質問をさせていただきます。

和泉市におきましては、来年4月から商工会議所が発足する予定ということで随分準備をさ

れております。これの大きな役割の1つとして、国際化の流通の中でそれに見合った形を整えていくという内容があると思います。日本のパート労働者についても世界中でトップクラスという中で、公正な取引をするためにもパート労働者の待遇を改善すべきだという声が、この間、単に国内だけでなく、国際的にも上げられてきたところであります。

この商工会議所昇格に当たりましては、和泉市は余り大企業はございませんが、中心的な中堅企業に対してこの法の実行ある確保を進めていく方向について、具体的にどのように検討されているのか。

同時に、先ほど言いましたように、実態調査の関係に関しては、経営者に対する実態調査と現に働いている人たちが何を求めているのか、その双方の実態調査が必要かと思いますが、その点についていかが考えておられるでしょうか。

○ 商工課長（山本茂樹君） 山本よりお答え申し上げます。

先生がお尋ねのとおり来年4月1日、商工会が商工会議所へ移行する作業を進めているところでございます。現在は商工会でございまして、その商工会の主要な事業所への対応といたしまして、パート労働法の施行に際しまして、いわゆる待遇改善等も含めた新たな内容のパンフレット等も発行されると考えられますので、主要な事業を初めとして多くの事業所に対して、商工会とも相協力いたしまして、今後、PRを強く推進してまいりたいと考えております。

次に、実態調査の関係でございまして、経営者、事業主に対しまして、どのような労働条件で雇用しているのか、という内容。また、労働者に対する調査については、いろんな手法があるかと存じますが、先ほど、御答弁させていただきましたように、府下各市の状況の調査等も行いながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） この件に関して要望をまとめたいと思います。

まず、パート労働法の実効ある確保について、特に退職金の問題であります。この通常国会の中でも労働省側の答弁の中で、「中小企業退職金共済制度については、今後とも新規加入した事業主に対する掛け金助成の活用や、掛け金月額最低額の特例制度の周知については、広報等により加入促進を進めていく。また、短時間労働者に対する退職金制度の普及状況は、通常の労働者の普及状況と差が見られるところがあり、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して退職金が支給されるよう、集団指導などを通じて啓発指導に努めていく」という答弁が行われています。

明らかにまだ和泉市はもっと少ないと思いますが、パート労働者の退職金の制度化率は7割ぐらいという数字が挙げられ、ひどいところによると、直接口頭で1人、ひとり当たって調査

をしていくという行政の調査とは別に、行政の調査は、実際には30人以上のところの数字しか挙がってこないで、それより小さいところも含めて調査した中では、わずか4%しか退職金がないという数字も出ています。

この点について、当市では助成金の制度化というものが非常に実効が少ない状況であります。泉大津では、既にその10倍以上の人たちが制度化を受けていると聞いています。そのような中、助成金の再検討も含め最大限の努力を行い、商工会議所への昇格も含め中堅企業においては、この法の実効を確保するよう、行政としては指導の徹底をよろしくお願いしたいと思います。

それと、実態調査に関しても、現状は一体どうなっているのか。皆様方が数字の中でパート労働者の待遇を一目でつかみ、これでは確かに男女共生社会は築けない。だから、体を動かして改善していこうと本当に皆さんの目で具体的につかんでいただき、そして、この実効性を確保していただくためにもぜひ早期の実態調査をお願いしておきます。

それから、自治体で働く非常勤職員に関しましても、この法の趣旨を尊重する、というお話がありましたのでこれ以上言いませんが、厚生年金等退職金の制度化がございません。1日も早く男女共生社会を築くため、その足元の働く女性の人権を早期に改善されるよう強く要望しておきます。

次に、障害者（児）のノーマライゼーションの関係ですが、具体的に6人以下のマイナス面について触れられましたが、長所については1つも言っていたかかなかった。先ほども言いましたように、やはり5人、6人であっても、親がその気になり、行政がその気になり、子供が家に閉じ込められず、地域社会の中で少しでもともに生きていく足掛かりを皆でつくっていくことが今、問われていると思います。

7人以上になれば、それはそれで結構です。作業所というのは2人でもできているところもあり、3人でも補助している市もあります。1人増えるごとに助成金の加算を行っているところもあります。そういうマイナス面を強調するのではなく、もし、マイナス面でだめになったらということよりも、そのことで足腰を付け、次にもっと大きく基準に合うようにしていこうという、そのような努力をしたい親の気持ち、子供の気持ちを大切にしながら、ぜひとも7人以下であっても、ミニ授産所の助成を何とか制度化していただきたいと要望しておきます。

ミニ授産所であっても、認可の作業所であっても、軽度障害者の方とはとってもらえるが、重度障害者はとってもらえないのが現実かと思えます。大阪府においては重度加算という制度でもって、何と言うか、その辺の介護が大変になりますが、そのこともできるような経済的な援助のシステムをつくっています。当市においても繰り返し要望していますが、重度加算を大阪府のやり方に見習ってぜひとも制度化していただきたいというのが2点目です。

3点目に、自治体での障害者の雇用という施策が、大阪府で今年から具体的にスタートしています。和泉市でもその研究が始まったということですが、ぜひとも障害者のグループの発言や、それを受け入れる経営者はもとより、労働条件の改善に取り組んでいる労働組合の代表等も含め、ぜひとも一般の職場でも障害者が働けるような方向性を1日も早くつくっていただきたい。民間であれ、自治体であれ、それを1日でも早く実現していただきたいことを要望しておきます。

3点目のアトピー対策に関してですが、和泉市の環境ということかもわかりませんが、ここに大阪府の調査結果があります。それと数字が随分違っているのではないかという思いをいたしました。例えば大阪府の平成元年7月の調査ですが、それによりますとゼロ歳児は湿疹が35.3%、かゆみを伴う湿疹が11.6%、それから、3歳児になっても湿疹が20.3%、かゆみを伴う湿疹が12.5%、約1桁ぐらい、今、御報告された数字と違っているのではないかと思います。引き続ききっちりした調査をぜひともしていただきたいと要望しておきます。

いろんな担当からお答えをいただきましたが、アトピーの原因があってアトピー対策ということになると思います。実態はわかったんですが、余りどこに原因があるかについては、お答えの中で触れられていなかったと思います。対症療法として除去食について一定、検討くださっているという実態が報告されています。また、関連して教育委員会の方では、添加物のない食品を使うよう調味料等を吟味くださっているということです。野菜に関しても、少しでも農薬の少ない地場の野菜を使うよう吟味くださっているという御答弁がありました。逆に考えれば、複合汚染を防ぐための1つとして食事の改善が大切だということを配慮していただいていると思います。

そこで、もう一度お尋ねをいたしますが、このアトピーの原因について、私が先ほどから学者の話を含めて言ってますように、高度成長期に化学物質が子供たちにたくさん摂取されるようになった。もちろん、水の変化とかもあります。具体的に日常生活の中で私たちが取り込まないことを選択できるものの中に化学物質がある。その1つに添加物の食品があり、もう1つは、農薬の付いた野菜があり、そして3つ目は、具体的に皮膚から入る合成洗剤の汚染がある、とお医者さんなどが指摘をされています。その点に関してどのようにお考えでしょうか。

○ 学事課長(着本直幸君) 給食の関係もございますので、私の方から知り得る範囲でお答えを申し上げたいと存じます。

アトピーとアレルギーは、非常に難しい関係があるかと思っています。遺伝的な素因とかがある中で、抗原の刺激に対して異常な反応が起きるのがアトピーだと理解をしております。それによってアトピーによる皮膚炎とか喘息、アレルギー性鼻炎の疾患が起るのではないかと。

それに対してアレルギーは、ある特定の抗原、例えば卵に対して異常な反応を起こすとかの場合、その患者は卵のアレルギーであるというように、特定の物質に対してアレルギーの過激な反応を起こすことではないかと理解をしています。まだ不十分ですが、今後、研究をしていきたいと思います。

それから、学校給食における合成洗剤等の使用の関係でございますが、合成洗剤と石鹼を併用しています。石鹼については、週3回をめぐりに指導している状況でございます。

なお、現在使用している合成洗剤につきましては、高級アルコール系の無磷ということですので、有害性については、国、府等の公的機関の調査の結果から、通常の使用については安全であるとされているものをできるだけ使用しているのが現状でございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 5番（上田育子君） これといった原因についてはだれも指摘していない。ただ、複合汚染が大きな原因になっているのではないかと色々な医者や学者が警鐘しています。具体的にアトピーの患者が、食べ物の安全、石鹼の安全、ダニとかほこりの安全、そして、空気の安全を確保されたところで、現にそこで直っているという生きた事実が、一番大きな原因がわかる1つの要因ではないかと考えています。そうであるが故に教育委員会でも農薬を気にされ、あるいは食品添加物を気にしていただいたり、石鹼の使用について気にしていただいているとらえています。

子供たちはただ「かゆい、かゆい」と言うだけです。その病気がどんどん増えていることは確かです。研究課題と言われましたが、子供は声が出ないんだけど、この間の科学技術の発展が、本当に声が出ない弱いものの中にどんどん入っていき、異常な事態の中で抗原抗体反応を起こしています。その極端な例の1つに現代病と言われているエイズもあるわけですし、それとある種の同根の病気であると言っている小児科医も増えています。

先ほど、農林課の方では、農薬の取り扱いについては基準を満たしている、と言われましたが、御存じかと思いますが、日本の農薬の基準は、ヨーロッパの大体6~7倍の濃度になっています。世界的に見れば30倍とも言われています。基準というのは、そのとき、そのときの言わばいろんな人たちの力関係で決まることはあっても、子供の生きていきたいという気持ちで決まるものではありません。その意味では、現状、これが悪いのではないかと実際に改善をしたこと、それをもっともっと大胆にアトピーの予防のためにしていただきたいと思います。

今度、乳幼児医療の無料化で入院が無料になりますが、どんどんアトピーなどの病気が増えていく中では、むしろ予防の方におカネを使っていたかかないと入院費がかさむばかりです。そういうことを考えた場合、まず、要望しておきますが、足元から子供たちがいやがる食品添

加物に対して和泉市で少しずつ制限をしていく。商工課の方では、商工会が商工会議所に昇格するという世界的にも責任のある立場になっていくのですから、まず、子供たちに責任を持っていただきたい。子供たちが蝕まれれば、21世紀の和泉市や日本を担えなくなります。

その意味では、スーパーとか消費関係の職業を営んでいる方たちに集まっていただき、ちらしよりも、できればビデオを目で見た方がよくわかるので、食品添加物がどのように子供たちをアトピーとして蝕んでいるのかについて徹底的にPRをされ、そして、どんなものを売ればいいのか、経営者の方たちにも十分考えていただくような行政指導を1点、お願いしたいと思います。もちろん、そのために費用がかかるとは思いますし、そのことに対する経済的な措置も同時に考えていただきたいと思います。

また、無農薬、低農薬の野菜の供給についてですが、これは消費者自身がきれいな野菜が欲しいという大きな問題があります。その意味では、低農薬あるいは有機農法でやっていくとしても大きなリスクがあります。大量の自然の肥料が必要かと思えます。そのためには汚くなった農道をきれいにするとか、やはり農業経営者に対する助成金がなければ有機農法は開発できません。前回、若浜議員も一般質問をされましたように、この点に関しては、まだ和泉市でたくさん残っている農地に対して、この有機農法について、少なくとも子供たちの給食に取り入れていく第一段階としての助成金制度の創設など、農業従事者に対する配慮をしていただきたいと思います。これが2点目です。

3つ目は、保育所では除去食が行われているが、学校給食では除去食が行われていない、というお話だったと思います。やはり子供たちがともに楽しい学園生活を送ろうとすると、特定のお母さんだけの責任ではない、社会的な矛盾の結果、あくせくしてお母さんもノイローゼになって子供を虐待する例も起きています。除去食については、実際におカネがかかるとは思います。教育委員会の方では、ぜひとも箕面とか四條畷のように制度化に踏み切っていただきたいと要望しておきます。

最後に、先ほどからどこで答えていいのかと言われました。いろんな部局にまたがっている問題ですが、本当に急を要して改善をしていかなければならない課題ですので、大阪府でその対策が始まっていると思います。当市におきましても、このいろんな課を1つにまとめ、早急にアトピー対策を立てていただきたいと思います。その点について、いかなる課でどのように進めていただくことができるのか。あるいはまた、全然そのようなことができないのか、どなたかお答え願いたいと思います。

- 管理部長（稲田順三君） 教育委員会という一部門ございますが、1万8,000名を抱える立場から言います、御指摘の点について、私の方からお答え申し上げたいと存じます。

御指摘のように子供たちの健康管理は、非常に重要な問題であることは申し上げるまでもありません。義務教育を預かる私どもとしては、常に真剣に受けとめ、改善に努めなければならないと思います。食生活と健康の関係から、例えば学校給食に有機栽培による無農薬の農産物を使用することについてどうか、と言われますれば、望ましいことであると理解をいたしております。多くの人数を抱える教育委員会といたしましては、この問題につきましては、市の組織を網羅して取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

-
- 議長（竹下義章君） 終わりました。ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。
（午前11時45分休憩）

（午後1時00分再開）

- 副議長（木村静雄君） 議長交代をいたします。午前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。次に、27番・早乙女実君。
（27番・早乙女実君登壇）
- 27番（早乙女実君） 27番・日本共産党早乙女実でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。多岐にわたる質問ですが、よろしく御答弁の方をお願いいたします。
- 最初に、不況対策「産業振興と市民生活擁護」についてであります。昨年12月議会、そしてまた、今年の予算議会とこれまで日本共産党議員団として、深刻な不況への対応についてお聞きをしておりました。12月議会では「実態調査を行う」との答弁をいただき、今年1月に実施をされました。その後、予算委員会で結果について質問をしたところ、一定の内容を紹介をされましたが、市の対応としては、細かい分析が途中であり、今後検討する、という御回答でした。今回、質問をするに当たりまして、調査結果データというものも事前にいただき、一読をさせていただきました。
- 調査結果の概要ということで次のように述べておられます。第1に、売り上げ、利益については、昨年同期と比べて全般に減少傾向が強く、売り上げの減少した企業が全体の75%になる。今後の見通しが悪くなるという企業が58.8%になっていると述べておられます。
- 2番目に、就労時間については、昨年同期と比べ減少している企業は全体の39.4%。また、従業員数の減少している企業は22.5%になっている、と述べています。
- 3番目に、各企業で現在困っていることは全体の50.5%が収入の減少を訴え、次いで、42.9%が経費高を、そして、41.9%が受注減を指摘をしています。
- 4番目に、各企業が行政に求めている重点施策の方向は、中小企業向け融資制度の充実に全

体の59.6%の企業が関心を持っており、極めて突出している。企業の要望にこたえ融資制度への強力なあっせんによる資金的支援が最優先されるべきであろう、と調査結果の概要で述べられています。

これらの結果を市としてどのように検討され、あるいは現在もしていращるのか、次の細目についてお聞きをしたいと思います。

1番目に、資金面での支援として融資制度の充実を求める方が多いわけですが、市単独の駆け込み融資制度を創設して始めるという考え方はないのかどうか。また、市の融資制度の限度額の引き上げについては、他市の例を見ますと無担保有保証人で600万円、無担保無保証人で300万円というのが府下の平均的な、ある面では共通的な額になっていますが、和泉市の場合、この額までの引き上げを考えておられるのかどうか。3番目に、利子補給などについてどういう御検討をされたのか、お聞きをしたいと思います。

第2に、市の産業施策をどう検討されているのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、中小企業、自営業者等の収入減に対する生活援助としては幾つか考えていると思います。例えば国民健康保険料の減免充実、傷病手当の支給あるいは休業補償制度の確立が必要だと思いますが、こうしたことの検討はされていないのでしょうか。

合わせて乳幼児医療費無料化の制度も実施がされればこれも生活援助につながるわけで、大阪府の入院のみの実施でなく、通院も含む実施が求められていると思います。この問題につきましては、予算委員会で市長は「とりあえず府の制度に沿って実施していくという基本原則に立ちながらも、残っている市長会と大阪府の詰めあるいは近隣の動きとも十分見合いながら対処していかなければならないというのが率直な私の立場である。今後、大阪府と市長会との煮詰めあるいは近隣の動向なども見定めながら、基本は、府の制度に沿ったものでいくのが原則である」と答弁をされております。その後の対応も含めこの問題はどのようにされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

以上が、第1番目の問題であります。

2番目に、和泉府中駅前再開発とまちづくりについてであります。関西新空港が来年夏開港が予定をされ、それに対して鉄道アクセスについても、JRが新快速の運転を計画するといった報道も一部にされるような時期になってきました。また、平成7年度には和泉中央駅の開業、中央線の弥生町と観音寺町の接続も計画はされているとのことで、府中町の粉河線の通行量増大対策あるいはJR阪和線府中2番踏み切りの混雑解消問題が現在、クローズアップされていると思います。この間、議会でも論議されておりますが、改めてお聞きをしたいと思います。

当初計画ではオーバースパと言いますか、渡線橋で阪和線を越すと聞いていましたが、諸般

の事情からアンダーパス、下を潜る方式で実現を検討していると聞き及んでいますが、この点について、事業の進捗状況も含め確認をしておきたいと思います。もし、アンダーパスで下を潜るとなりますと、昭和63年3月発行の都市活力再生拠点整備事業報告書、内容的には、府中駅前再開発計画の報告書の冊子が出ていますが、これによりますと高架道路の下部利用の駐輪場プランが出されているわけです。もし、アンダーパスとなりますとこの計画の見直しとなりますが、この点はどのように検討されているのか、お教え願いたいと思います。

また、再開発事業計画そのものについてもバブル経済崩壊のもと、各地での事業も一定の見直しを余儀なくされていると思いますが、当初計画のおくれも含め今後の事業見通しについてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

さらに、先ほどご紹介をしましたこの再開発計画報告書の47ページには、南大阪湾岸北部流域下水道の幹線幹路と泉泉大津線の整備が進み、JR阪和線から大阪和泉泉南線の区域は遅くとも昭和67年、平成4年には供用開始の予定である。したがって、C・D・Eゾーン、内容的には13号線と阪和線の間になりますが、ここは前期に、F・Dゾーン、13号線と小栗街道の間は後期に供用開始の予定である。A・Bゾーン、これは肥子町の一丁、二丁を指しているわけですが、ここは未整備な区域として残る、ということが指摘をされています。

現実には、肥子町の幹線の埋設工事が行われ、府中町の六丁目あるいは一部五丁目も含め供用開始が来年度に予定をされているといった、全く違う状況になってきていると思います。つまり、再開発エリア内の道路が確定をしないと工事が進められないといった感じなのです。市の表玄関とも言うべき中心的役割の府中駅前の公共下水道が、再開発計画があるため逆におくられてしまっているのではないかとというのが私の質問の内容であります。

また、自転車駐輪場についても、整理に携わっているシルバーセンターからの派遣整理員さんたちが、不法に放置する利用者に罵声を浴びせられながら不法駐輪対策に従事をされています。「和泉市にはなぜ無料の駐輪場がないんや」ということで怒られるわけです。こうした駐輪場の抜本的対策も再開発を機会に、ということで後回しになっているのではないのでしょうか。つまり、再開発計画が立てられているため、府中町や駅前のまちづくりや周辺地域のまちづくりが逆におくられてしまっている。当面の対症療法かもしれませんが、必要な施策が後回しになっていないかという点について考えをお示し願いたいと思います。

3番目に、開発計画と自然保護の問題、サブタイトルとして中央丘陵開発・まちづくりと緑の保全についてお聞きをいたします。市民の自然環境や緑に対する関心の高まりは近年、著しいものがあります。和泉市でも三林地区の山林宅地開発に対し、現在、自然環境が破壊されるとして反対運動が起こっています。これはさきの和泉市都市計画審議会でも市街化調整区域から

市街化区域への変更が諮問、答申されたことから生じたわけです。計画によれば変更される地域全体で2,400戸、約8,600人の人口増、戸数増となるように言われています。また、先日の開発特別委員会では、トリヴェール和泉の計画戸数を7,000戸から8,300戸に1,300戸増やす見直しがされたと報告がされております。

また、生産緑地指定の動きの中で、共同住宅、マンションやアパートの申請戸数も事前に開発調整課にお聞きをしましたところ、平成3年度1,345戸、平成4年度で1,591戸と平成2年度の846戸から倍加しています。

こういった点を考え合わせるとき、市の基本的な考え方として、総合計画で1955年の目標人口20万人という設定があるわけですが、人口増のみにウエートが傾いていないかと感じる次第であります。つまり、総合計画のスローガンとして、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」と述べ、また、「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」とうたっているわけですが、緑や快適さといった都市アメニティーの問題意識が後方に追いやられているのではないかと思うわけであります。

昭和56年に策定されました「緑のマスタープラン」というのがあります。以前、指摘をしましたように昭和60年に見直しを行い、さらに、平成4年度にも再度、見直しをしています。これでは緑のマスタープランというよりは、「緑のチェンジプラン」だと批判もしてきたわけがあります。

このもともとの緑のマスタープランの意義について、昭和60年版の改正されたものをもう一度読み直しますと、このように書いてます。「昭和30年代からの急激な都市化現象の影響を受けて豊かな緑も次第に減少し、特に市街地における緑地の喪失は市民の生活環境を悪化させ、多くの都市問題を抱えるに至った」。このような現状認識を述べて緑のマスタープランを策定しているわけであります。その後の推移は、大きくこの30年代云々の当初の反省から離れてしまっていると思いますが、いかがでしょうか。緑の保全と開発の基本的な考え方についてお聞きをしたいと思えます。

次に、トリヴェール和泉の計画変更に関連をしてお聞きをしたいと思えます。この同じ委員会で説明をされた中で「新駅開業までに北部ブロックの成熟を高める」という言葉があります。これも住んでいる住民の数、つまり、多分に人口増のみの成熟を強調された気がします。成熟という言葉を使うからには、都市機能としての成熟、住んでいる人々にとっての暮らしやすさの成熟も必要だと思えますが、いかがでしょうか。具体的な駅周辺構想がいまだに示されないで成熟を高めると言われても説得力に欠けると思えます。シビックセンター構想も含めて御説明を願いたいと思えます。

以上で質問の趣旨説明を終わります。答弁のいかんによっては、自席より再質問をさせていただきます。

○ 副議長（木村静雄君） 質問に対しまして理事者、答弁をお願いします。

○ 商工課長（山本茂樹君） 1点目の不況対策のうち産業振興に係る部分につきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

平成3年秋ごろに端を発しましたバブル経済の崩壊によります景気の不況は、不動産業界を初めとして金融機関など多くの企業の業績不振の導火線となっているところであります。本市におきましてもその影響と合わせまして、本年に入りましてからの大幅な貿易黒字を背景としたしました急激な円高基調によりまして、地場産業を初めとする少なからずの企業がダメージを受けている状況につきましては、非常に深刻な状況であると私どもも認識しているところであります。

これらのことから本年1月、本市の事業者200社を抽出いたしまして景気動向調査を実施いたしましたことにつきましては、先生が御説明のとおりでございます。

そこで、お尋ねの駆け込み融資についてでございますが、制度の保証機関でございます府保証協会が、新たな市単独融資制度への保証を認めない現状にありまして、事故があった場合の損失補償等の問題点が多く、本制度の創設は、現状では困難と考えます。

次に、市融資制度の限度額の引き上げでございますが、現在、市長会の中に市町村融資検討委員会を設置いたしまして協議を行っているところでございまして、私どもといたしましても早期に解決が図れますよう、大阪府、また、信用保証協会に対しまして強く要望してまいりたいと考えてございます。

次に、利子補給についてでございますが、現下の厳しい財政状況の中では、大変厳しいところでございますが、今後の検討課題とさせていただきます。

市の産業振興施策につきましては、本市の地場産業でございます繊維産業や人造真珠業界に対しまして、国におきましては現下の厳しい環境変化に積極的に対応し、地域中小企業が今後とも発展をしていくため、地域の特性を十二分に活用した積極的な事業展開を図るため、特定中小企業集積活性化事業を策定し、活性化計画に基づきまして補助金、融資面などの支援を行うこととされております。また、先日、完成いたしました大阪繊維リソースセンターを活用いたしまして、人材育成や市場動向調査などを通じました新製品開発の支援を受けるなどの事業に対しまして、協力を行ってまいりたいと考えております。

合わせまして、調査結果の中でも述べられておりますように、資金面での支援が最優先ということで、昨年10月に創設されました大阪府緊急経営対策特別融資、いわゆる「バイタル7000」

が、本市などを通じまして本市分の決定件数として148件、金額にいたしまして23億4,000万円近くの融資が行われたところでございます。

また、本年4月1日から中小企業の経営難打開のために引き続き創設されました大阪府緊急経営支援特別融資をより一層御活用願いますとともに、既に実施しております中小企業診断士によります市内商工業者に対します経営相談、経営指導を十分御活用いただけるよう、PR等について積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 国民健康保険に关します御質問に対しまして、保険年金課長の長岡の方から御説明申し上げます。

まず、第1点目の不況に伴う国民健康保険料の減免についてでございますが、保険料の賦課総額は御承知のとおり、当該年度の医療費の見込み総額から国庫補助金等収入の見込み総額を控除した額であり、常に一定でございます。また、平成5年度におきましても、約3億7,000万円の財源不足が生じる見通しでありましたので一定の改定をお願いするとともに、一般会計よりの繰入金6,000万円、財政安定化支援事業の繰入金として2,000万円の増額を願い、財政調整基金約8,000万円を取り崩した予算編成を行ったところであります。

先生が御指摘の減免につきましては、各世帯の実情はケースバイケースでありすべて異なっておりますので、実態調査を踏まえた上で対応しているところであります。

次に、2点目の傷病手当等につきましては、現在、国民健康保険料任意給付となっておりますが、医療保険制度間の給付の公平を図る見地から国において統一的に実施されることが望ましいので、従来から補助制度を含めた制度化について強く国に要望しているところであります。今後も引き続き要望してまいりたいと思います。

以上です。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 福祉事務所理事（坂田平之君） 乳幼児医療費助成につきまして、福祉事務所坂田からお答え申し上げます。

乳幼児医療費助成につきましては、大阪府では、大阪府衛生対策審議会におきまして審議され、5月末にその意見がまとめられました。また、大阪府と市長会の間で協議が行われ、その結果市長会ではつい最近、6月17日でございますが、定例市長会の会議におきまして、最終的に大筋の結論が出たばかりでございます。加えて当該事業の推進のため創設されることになっております事業推進補助制度について、今後、細部の詰めが残されているのが現状でございます。

す。

したがいまして、本市では、今後これらの情勢を勘案しながら、当面は府制度を基本にしました内容で実施の方向で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 大きな2点目の府中駅前再開発とまちづくりの中で和泉中央線の進捗状況とJRとの交差について、建設部谷よりお答えいたします。

和泉中央線のうち大阪府の事業区間であります大阪和泉南線から国道26号線までの区間につきましては大変な交通混雑を来しておりますので、常々、大阪府に対し早期拡幅整備を要望しているところでございます。大阪府におきましても、この道路の重要性、緊急性から平成3年度に予備設計を行い、道路構造等の技術的検討を進めているところでございます。平成4年度末には、府、市間で用地取得に関する基本協定を結び、先行買収を進めているところでございます。また、本年度よりJR阪和線との交差協議並びに関係機関との協議を行う予定と聞いております。

なお、JRとの交差構造につきましては、アンダー方式で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 和泉府中駅前市街地再開発事業に係る数点の御質問につきまして、再開発課橋本よりお答え申し上げます。

まず、和泉中央線と阪和線との立体交差がアンダーパス方式となった場合再開発計画の駐輪場はどうなるのか、という御質問につきましては、昭和62年度に策定をいたしました地区再生計画における自転車駐輪場につきましては、和泉中央線の高架部分の下部を利用するという計画でありました。そこで、道路がアンダーパス方式となった場合ですが、他市の事例にもありますように、駅前広場の地下利用あるいは自転車駐輪場と併設する方法等施設計画の中で検討してまいりたいと考えてございます。また、収容台数等についても、関係課と十分協議してまいりたいと考えております。

2番目に、駅前再開発事業の今後の見通し等でございます。和泉府中駅前再開発事業は、昭和62年度に策定をいたしました地区再生計画案をたたき台として、地元関係権利者の方々に再開発事業の必要性、また、市街地再開発事業の仕組み等について御理解をいただけるよう、説明会、見学会、意向調査を実施いたしまして、再開発事業の具体化の検討をいただくため、平

成3年10月に準備組合が設立されたところでございます。

準備組合設立後具体的な事業計画案を検討するため、昨年は来街者の意向調査を初め交通量調査の実施、また、先進地区の施設見学会を実施し、現在、準備組合の理事会、部会において、具体的な施設計画案についていろいろ御検討をいただいているところでございます。

本年度は、去る5月15日に平成5年度準備組合の通常総会を開催し、本年度事業計画案として準備組合未加入者の加入取り付け、施設計画案、資金計画案の検討、事業協力者の選考準備の3つの柱から成る事業計画案が承認されたところでございます。一定、早期に具体的な施設計画案を検討していただき、広報活動を積極的に展開することにより地元合意形成の熟度についても高めてまいりたいと考えております。合わせて、次のステップである事業協力者の選考準備にも取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、御承知のようにバブル経済が崩壊し、社会経済情勢が非常に厳しい現状でありますので、地元準備組合とも十分協議しながら本事業の積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、地元合意形成の状況、また、社会経済情勢にもよりますが、一定の事業計画案がまとまってまいりますと、次に法的な手続として都市計画決定、組合設立、権利返還、工事着手、事業完了というスケジュールになるわけですが、平成11年ごろを目途に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、再開発計画があるため府中町、駅前に必要な施策がおくれているのではないかと、という御質問でございます。再開発事業につきましては、先ほども申しましたように現在、準備組合の中で事業の具体化に向けた施設計画を検討しているところでございます。

施設計画については、特に道路、公共下水道、駐車場、駐輪場等の公共公益施設の具体的な検討が必要であるとともに、再開発地区周辺との調整を含め各公共事業整備計画との整合性を確保することが必要であります。そのため庁内の関係課との関係を密にした協議調整が必要であります。現在、庁内における再開発事業推進委員会の設置を準備しているところでございます。今後、この推進委員会を中心に関係課と連携を密にし、事業推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

産業部次長（大塚俊昭君） 和泉府中駅前自転車対策につきまして、交通公害課大塚よりお答えさせていただきます。

和泉府中駅前における駐輪場施設につきましては、自転車駐車場整備センター及び民間経営の駐輪場合わせて現在、16カ所で合計3,330台が収容されてございます。約200台が路上

等に放置をされているのが現状でございます。

その対策といたしまして、先ほども議員さんがおっしゃってましたように、街頭指導員を駅前配置をいたしまして放置防止のための指導、啓発を行うとともに、放置された自転車に対しては、警告ビラなどで指導して迷惑駐輪の防止に努めているところでございます。

しかし、一向に放置自転車が減少しない中、交通公害課としても駐輪場用地を確保すべく取り組んでまいりましたが、駅周辺は商業地域であり、遊休地も少なく、駐輪場としての適地が得られず苦慮しているところでございます。当面、放置自転車による交通安全上、また、住民生活に特に迷惑をかけている個所を重点として撤去するとともに、今後とも駐輪場の確保に努めてまいりたく考えてございます。どうかよろしく願いをいたします。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 3点目の御質問のうちの緑の保全と開発の基本的な考え方につきまして、企画調整課油谷の方から第2次総合計画の観点に基づきまして御答弁させていただきます。

本市は、大阪府下でも山地部の自然環境や都市部に残された農地など緑の資源には比較的恵まれた環境でございます。これらの緑は、人々に潤いと安らぎをもたらしてくれるものとして貴重であり、都市化の進展に伴ってアメニティー豊かな環境を形成していく上でもその役割は大きく、したがって、その保全は重要な課題であると考えているところであります。

一面、関西国際空港の建設に伴いまして本市域を通るアクセス道路を初めとする広域交通体系整備の進捗に伴い、本市への開発ポテンシャルも今後、急激に強まってくるものと想定され、これらのポテンシャルを適正に受け入れ、乱開発によるスプロール化を防止していくことも非常に重要な課題であると考えております。

本市の総合計画における土地利用構想では、地形や広域幹線道路の配置などを勘案して市域を5つのゾーンに区分し、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じた適正な開発や自然環境の保全、農林業との調和など良好な環境づくりに向けての土地利用の方向と整備方針を定めているところであります。

また、施策の大綱におきましては、この土地利用構想の実現のため、「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」を初めとして、良好なまちづくりに向けての諸施策を総合的、体系的に推進をしていくことといたしております。

このように市域内における開発と緑の保全と調和の取れたまちづくりに努めていくことによりまして、市民の方々が安全で快適に住み、働き、学び、憩うことのできる活力と定住魅力のあるまちづくりが進められていくものと考えている次第であります。よろしく御理解賜ります

ようお願い申し上げます。

- 副議長（木村静雄君） 次。
- 企画調整部理事（三井義秋君） 3点目のトリヴェール和泉の計画戸数の見直しの御質問について、企画調整部三井よりお答え申し上げます。

今回の戸数の見直しにつきましては、近年の社会環境の変化等から全国的に核家族化、出生率の低下により1世帯当たりの人口が低下している中で、トリヴェール和泉の計画人口2万7,000人の確保を図り、本事業の目的である南大阪の中心核、本市の副都心として良好な都市的景観を形成するとともに、土地の高度利用を図ることにより良好な居住環境を備えたまちづくりを目指して計画戸数の見直しを行うものであります。このためには、初期の段階で住宅の建設を行って供給を促進し、早い時期に入居者を確保することがまちの熟成につながるものと考えております。

また、新駅周辺のシビックセンターの整備計画につきましては、まちの熟成と並行して整備をしていく必要があることから、シビックセンターの整備構想につきましては和泉市の副都心として、また、将来の南大阪の核となるべく施設の整備構想を検討してまいり、一定の取りまとめの段階であります。これを受けまして本年度中の早い時期に御報告できるものと考えております。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 個別に1つずつやらせていただきます。

1点目の商工行政の不況対策ですが、資金面を初めそれぞれについて回答をいただきました。今回、このような質問をさせていただきました意味合いは、不況対策と言えば何か商工課だけが考える、つまり融資とか産業振興だけが不況対策だと考えられがちですが、もう1つの面から言えば、収入が減れば生活苦になるという、その面からトータルな対策が必要ではないかということでも聞かせていただきました。

今回の調査は、市独自でやられた点で大変高く評価できると思います。ただ、一定の努力はされたようなんですが、その結果が施策の充実に結び付いていないというのは大変残念だと思っています。逆に言えば、市長の政治姿勢が問われているのではないかと思います。

例えば融資面ですが、豊中市が緊急特別事業融資制度（アシスト300）は、やはり3カ月の売り上げが前年同期比で減少している中小業者に対して、他の制度とは別枠で300万円を4年以内、利息は年4.4、完済後3分の1の補給というものです。あるいは堺市でも今年4月から経営安定対策資金融資制度が別枠で実施されています。もう少し人口規模の少ないところで言えば、昨年来、お隣りの高石市で利子補給が実施されていることは御存じだと思います。確

かに御答弁にありましたように、大阪府の対策がそれなりに府議会の中で論議され、実施がされてきているわけですが、個々1つ1つの衛星都市での独自努力が、市民にとってみれば、府だけではなく市でも別枠の制度があることで大きく助かる面が出て来ると思います。この辺については、再度、進める気はないのか、御回答をいただきたいと思います。

国民健康保険など生活面でのサポートの問題ですが、確かに国との関係とか財政状況も一定、わかるわけです。百歩譲って、それは国保会計という面からだけ見ればそうかもしれません。そうでなく、市の不況対策をトータルなものと考えれば、市の施策として一般会計からの繰り入れ問題も当然考慮しながら減免制度を充実させることも可能だと思います。この辺は、予算委員会でしつこく追及しましたが、和泉と岸和田市を比べれば、繰入額が岸和田の半分であるということは担当者も御存じだと思います。この辺のところの改善努力はぜひ行ってほしいと思います。これは強く要望しておきます。

次の乳幼児医療の無料化問題です。この点は、3月の予算議会の繰り返しに近いわけですが、大変情けない答弁だと思っています。先ほど、上田さんのアトピーの問題でも御指摘がありましたが、乳児の免疫が、母親の体内で胎盤を介して受け継ぎ、さらに、母乳から獲得をしていくわけです。皆さんも御存じのように、抗体は生後6カ月から1歳ぐらゐまでに消えてしまう。そして、幼児みずからがつくり出す抗体というのは小児期全体を通じて不十分、病気に対する抵抗力は弱いと言われています。いわゆる早期診断、治療が不可欠だということをお医者さんも指摘をしています。したがって、小児科の医師会からも3点について要望が出ています。6歳以下の入通院で実施をすべき。所得制限はなしにすべき。現物給付でやるべき、というものです。

特に御質問をした大きな問題は、堺市がこの6月議会の補正予算で200万円を計上しています。どのような予算かと言うと、乳幼児医療の通院を実施をする調査費だということです。単なる調査費かどうか、堺にもうちの議員団もおりますので具体的に調べてみますと、現実的には、実施する際のコンピューターのプログラムの変更のための予算ということです。調査という名目になってますが、内容的には実施予算ということです。先ほどの予算委員会の内容を紹介しましたが、市長は「近隣の動向を見る」と述べられていますが、堺がこのような形で踏み込みますと、和泉市を取り巻く近隣市町、つまり、堺、高石、泉大津、忠岡の全部が通院を含めての実施になるわけですので、先ほどの答弁は非常に恥ずかしいという意味はそこにあるわけです。その辺について、再度、お考えをお聞きしたいと思います。

○ 商工課長（山本茂樹君） 早乙女先生の各制度の考え方についてのお尋ねに対しまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

本市におきましては、既に市単独融資に関しまして保証料の補填策といたしまして、融資が完済しましたとき、完済奨励金ということで助成措置を講じているところでございます。

限度額引き上げの件に関しましても、市長会の検討委員会の結論が早期に出るよう、関係市町村で協議をしていきたいと考えております。

また、利子補給の関係でございますが、非常に財政的にも厳しい状況ではございますが、府下各市の状況調査等も行いながら前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 福祉事務所理事（坂田平之君） 再度の御質問に対しまして、福祉事務所坂田よりお答えさせていただきます。

先生がおっしゃるように堺市が通院医療費についても助成の対象という方針とのことでございますが、そのような情報は、まだ私どもに入っておりません。もし、それが事実であるならば、仰せのとおり、本市に隣接する市 町が一定年齢乳幼児について通院医療費も助成の対象となりますので、私どもといたしましても、今後、いろいろと検討して対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 商工課の御答弁ですが、今後の一層の努力を御期待をし、これは聞いておきます。

乳幼児の方ですが、聞き及んでいない、ということですが、知っていたら答えないといけないので苦しいところだと思います。そうであるならば、きっちりと堺市に問い合わせさせていただきまして、調査もしていただきたい。これは事実間違いのない、私の方の調査が正しいと思えます。その立場でやっていただきたい。秋までにはまだ時間があります。本当に子供たちのため、そしてまた、近隣市町の長が顔を合わせる機会というのは大変多いわけです。一部事務組合の議会もありますしね。市長さんが本当に「お前のところだけやってないやないか」と言われることのないよう、ぜひこのことについては真剣な論議をしていただき、実施に向けて努力をしていただきますよう要望をし、1番目の問題は終わります。

2番目の再開発事業、関連してまちづくりの問題ですが、細かい答弁をいただきまして、ありがとうございます。これまでも府中駅前の再開発、まちづくりについては何回か聞いているわけですが、今、「まちづくりニュース」というのが各会派に1冊ずつ届けられています。今回、改めて全部読み直しました。その中で設立総会で準備組合の理事長さんがあいさつで、「何分にも当地区は、他地区の再開発の事例と比較しますと相当に大規模な計画でございます。それだけに今後、具体的な取り組みを進めていく上で困難な諸問題が多いことと推察するところでございます」と述べられています。

実際にそうなのかと、このまちづくりニュースで先ほど御紹介があったような先進都市の事例を見に行っていられる資料も載っています。それを拾い上げますと、和泉府中が4.9haの再開発に対して、北摂の池田駅前が1.1ha、同じく北摂の逆瀬川が1.75ha、泉佐野が2.2ha、枚方市が1.5ha、守口が3.6haということで、和泉府中駅前がかなり広いということがわかりいただけます。

確かに広いところで再開発が実現すれば、広域的に状況が一変するということがメリットが大きいと思います。ただ、逆に広いことで膨大な事業費の捻出が必要になります。そのためビルは保留床を多分に確保しないといけないため、高層ビル化をしないといけなくなります。だから、今の府中駅前の景観が一変するような、都市景観の観点からいってもどうだろうかという事態になります。今、泉大津が立ち上がってきていますが、ああいう状況を見ながら府中駅前の景観と住みやすさも合わせての検討が必要になっていると思います。

さらに、この広いという問題について、よく似た広さでやっているところもあります。芦屋がそうです。5.5haあります。ただ、ここはまだ視察をしていないので、ニュースの資料だけです。5つに区分し、市施行と組合施行というやり方など具体的に工夫してある。和泉市の場合も、この4.9haという広大な再開発ですので、バブルが崩壊した今日、もう一度事業手法、進め方について再検討しても遅くないのではないかという気がしています。このことについてのお考えを再度、聞いておきたいと思います。

そしてまた、いわゆる当面の対応で後回しになっていないか、という質問に対しては、それなりに調整も含めて努力をしていきたい、ということです。そこで、具体的な事例でお聞きをしておきたいと思います。1つは、下水道の問題ですが、先ほど、計画の中でのめどみたいなことも言っていました。いわゆる駅前の再開発予定区域外の例えば府中町三丁目、四丁目、13号線から山側のあたりはどのような対応になってくるのかという点でお聞きをしておきたい。

また、自転車置き場の問題については、かなり場所の問題も含めて用地問題で苦労されているようです。毎週金曜日、駅前でピラを配っていると、市民の方が「読んでおいてください」とぼんとピラをいただきました。内容は、自転車駐輪場前の歩道の問題です。つまり、降りる人の感覚で言いますと、駅を降りてコンビニエンスストアの横を抜け、府中の車庫前まで歩いて行きますと、突然、自動販売機にぶつかります。駐輪場の前ですが、そこで歩道が終わり、後は、一方通行の路側帯を車庫前まで右側を歩いて行くという形になります。この方は、多分JRが持っているだろうと思われる広場も含めその一部分でも買収してきちんと歩道を整備し、自動販売機で歩道をふさいでいるような状態を何とかしてほしいという、具体的な地図入りの

お手紙を駅前で渡されました。

この辺については、先ほどの交通公害課の用地の取得が困難だ、というお答えがありました。駅前のJRの用地、これは今、多分清算事業団の所有だと思えますが、その辺のところの用地取得も含めこうした市民の通行の安全対策、歩道の設置という点からどのような考えておられるのか。多分、これは道路課になると思いますが、再度、お答えをお願いしたいと思います。

- 再開発課長（橋本通弘君） 再開発事業につきまして具体的な面で再検討してはどうか、という御質問に対しまして、再開発課橋本からお答えさせていただきます。

先生の御指摘のとおり、本事業は4.9haという区域を対象にしておりまして、他地区と比べ相当大規模な事業でございます。今回の計画区域は、都市計画道路和泉中央線と各都市計画道路による駅前への車両の進入路及び駅前広場等都市基盤整備が最優先課題でございまして、合わせて面的整備を再開発計画で行おうとするものでございます。事業効果あるいは地域整備効果の観点からも、この4.9haの区域で行おうとするものでございます。

区域が広いことによりまして施設計画も多様で柔軟な計画が可能であり、御指摘の都市景観についても、ゆとりと潤いのあるまちづくりが望まれている現在、施設計画を検討する中で十分配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 下水道工務課（浦一夫君） 駅前再開発に関連します下水道普及の問題点につきまして、下水道工務課浦がお答え申し上げます。

御指摘の問題点といたしましては、駅前再開発予定区域外の府道大阪和泉南線から東側、府中町三丁目、四丁目の一部約13haの污水整備がございまして、先生が御存じのとおり、この地区の污水管は、駅前再開発予定地を通過し、現在、既に布設されておりますJR阪和線沿いの污水幹線に接続する計画となっております。

しかしながら、駅前再開発との関連から三丁目、四丁目の污水管整備につきましては、以前から暫定ルート等を含め調査しておりますが、府道大阪和泉南線及び小栗街道には多くの地下埋設物が布設されております。また、下水道は自然流下が基本となっておりますので、区域内の高低等非常に難しい問題があり、苦慮しているところであります。今後、なお一層事業の可能性について調査をするとともに、関係機関とも協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 道路課長（関和直君） 具体例として府中駅前の歩道の整備について、道路課という御指定がございましたので、道路課関より御回答申し上げます。

御指摘の道路につきましては、大阪府が認定管理をしておりました府道の府中駅前停車場線を昭和61年3月の市議会で御承認をいただき、市道と泉府中駅前南通線として道路移管を行っ

ております。道路幅員につきましては7 mから10 mの中で、片側に1.5 mから2.5 mの歩道がございます。車道は約5.5 mから5.8 mで、現在、一方通行の道になっております。

お話をありました府中の駅から国道480号に向かいまして、右側の歩道は、当時、市道の移管に伴います原道の整備の一環として、昭和60年に大阪府が当時の国鉄から買収したものでございます。昭和58年当時、既に駅前の駐輪施設が建設されていたため、駐輪施設の入り口までの歩道整備となっているものであります。

現在、駐輪施設が設置されております府中町1252の2番地及び1251の2番地につきましては、JRから清算事業団に所有が移っております。再開発計画などとの関連で歩道部分だけの切り取り買収というのは非常に困難であるように思われますので、今後、議員さんから御指摘がありました路側帯の部分の利用も含め、関係機関と協議を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 和泉府中駅前のまちづくりの問題ということで具体例を挙げて質問をし、答弁をいただきました。特に和泉市でも歴史も文化もある府中町のまちづくり、特に公共下水道が駅前再開発との関連でなかなか困難もある、という答弁をいただきました。

いわゆる和泉市全体の計画については、市長はビッグプロジェクトが好きでたくさん間口を広げたわけですが、今、各市が総合計画の見直し、新しい総合計画の策定でいろんな実態調査などを行っています。たまたま、吹田に友人がいるので吹田の実情を聞きますと、大規模プロジェクトをどのように見直すか、バブル崩壊前につくった計画ですので、かなり大規模な広域的なものが多い。それを本当に今の経済状況なり10年、20年先を見通して再見直しをしているということです。その辺も含めどのような時期にどれぐらいの規模にしていくのか。合わせて今住んでいる人たちの暮らしやすさ、便利なまちづくりの観点でぜひ努力をしていっていただきたい。

下水道普及の関連ですが、これはあえて質問をしなかったのですが、いわゆる下水道負担金の問題があります。この問題について、2、3件の苦情まがいに「なぜ、こんなものを払わなあかんのか」という電話がかかってきました。こういったトラブルも含めまだまだ住民に理解がされていない点が残っていると思います。こういう点についてはきっちり事前説明もしていただきたいし、それに必要な人員体制も、手が回らなければきちんと配置をし、市民に納得のいく説明ができるよう改善をしていってほしいと思います。

特に府中町の例で言えば、私もびっくりしたんですが、今も水道を引かずに井戸水で生活をしていらっしゃる方がいらっしゃいます。いわゆる下水道使用料が水道メーターで計算することと決まっていますので、井戸水の場合はどうなるのか、という質問を受けました。このこと

に対する市の対応が、私も後で条例を見ましたが、「市長が別途定める」となっています。細目については、たまたま応対した原課職員がはっきりよう答えなかったらしいです。それでまた、住民の方が怒っているという話もあります。質問はしませんが、本当に市民が納得できる行政として実施されるよう、ソフト面ですが、きちんとしていただきたいと思います。

後の自転車置き場の問題、合わせて歩道設置改善、安全な道路という身近なまちづくりの問題については、安全を後回しにしないでほしい、ということで例に挙げました。駅前でお手紙をいただいた方が書いてあるのは、やはりきちんと買収をして歩道に確立してほしい、ということです。いろいろ困難な点はあるようですが、一定の努力をする、ということです。今の計画では、あの地域は新しい駅前広場になります。だから、当然、清算事業団の土地をどうするか、市が買収するかどうかといういろんな対応を考えざるを得ないと思います。そういう点の努力をしていただき、当面、再開発が全部済むまでの安全対策をきちんと講じていただき、住民が本当に住みやすくなるような形にさせていただくよう要望をしておきたいと思います。

以上で2点目を終わります。

最後の緑と公共施設の成熟の問題ですが、公共施設の成熟の問題を先に質問します。委員会でも以前からうちの猪尾議員が質問をし、さきの質問でも申し上げましたように成熟という以上は、やはり公共施設もきちんと都市としての充実、成熟ということで考えてもらいたい。シビックセンターも含めて今年度中の早い時期に報告できるということですが、公団言いなりではないか、という批判をしなくてもいいよう、ぜひ市民の声や議会でわが党だけでなく他の議員さんも御指摘をされている点を十分考慮されるよう、この点は要望しておきます。

問題は緑です。近年、地球環境問題としても大きな関心を呼んでいます。今、進んだ自治体では、自然環境の保全と合わせて全体を含めた環境条例をきちんと制定していく。さらに、環境管理条例というか、自治体みずからがそれを管理していくのだという新しい観点で取り組んでいるところがあります。まだ数は少ないんですが、例えば逗子の米軍基地の住宅建設で問題になった池子の森の問題も含め、あそこの自治体では、いわゆる環境保全問題を総合計画の最上位に位置付けることをやっています。そのあたりの観点で和泉市が本当にやってきているのかどうかという点について、やはり大事な問題がたくさん出ているのではないかと思います。

先ほどからいろいろ御答弁をいただいたわけですが、「保全は重要な課題である」とおっしゃった。それが本当ならば、今日の質問はあえてするつもりはなかったのです。先日、府議会からファックスで資料が送られてきました。「平成5年度第1回大阪府国土利用計画地方審議会議案書 平成5年7月2日午前10時 大阪キャッスルホテル会議室」。内容は、大阪府の農業地域も含め土地利用基本計画の変更について諮問をするものでして、それについての意見を

求めるというものです。

この内容を見てびっくりしたんです。いわゆるせんだっての都計審で私は反対しましたが、市街化調整区域から市街化区域へ編入された森林も含めた農業地域ですが、それを国土利用計画で変更するという、都計審にかかった同じ議案が、国土利用計画の地方審議会に諮っているわけです。特にこの問題の中で指摘したのは、この関係機関等の調査経過の中で平成5年5月20日、和泉市に対して変更原案について意見聴取を行った結果「異議はなかった」ということです。

確かに都計審でも私だけが反対でしたが、多数決で原案どおり可決されています。結果から言えば、和泉市としては異議はない、ということになると思いますが、一方、12月の都計審以降、先ほど、例で紹介しました光明台の自治会が反対の対策委員会もつくって住民として疑問を投げかけ、マスコミもサンケイ新聞ですか、取り上げて報道されているという事実があります。しかも、5月でしたか、都市計画審議会の中では田代議員も質問され、私も意見を言いました。その中で市としても大阪府の都計審に対しては答申どおりだが、別途、意見としてそれなりの資料は上げるんだ、という答弁をされていました。それが今度の国土利用計画の審議会の中では、異議がなかった、という一文で済まされています。

それが12月段階あるいは1月ごろに意見聴取されて出ているんだったらまだ納得したのですが、5月20日というすべて問題が明らかになった後でもこのような状態で済ますという、この辺でも、先ほど、企画の方から「保全に努力している」という答弁とは全く違う形になっているのではないかと。

光明台の自治会の対策委員会から全議員さんにもお手紙が届いていると思います。それを読ませていただいても、住民がおっしゃっているのは、情報の非公開と市民参加が全くされていないというところに随分不満を述べられています。今回の国土利用計画のやり方を感じるとき、本当に問題がなかったということで済まされる和泉市の姿勢は、情報公開をせず、市民参加もしていない弊害がはっきり出たのではないかと。本当に緑を保全する姿勢があるとは決して言えないと思います。この辺では、全く納得できないということで再度、御答弁を願いたいと思います。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 国土利用計画の件につきまして、都市計画課田中より御答弁申し上げます。

大阪府では、都市計画とは別に国土利用計画法に基づきまして、府下全域について土地利用の基本計画を定めております。また、大阪府が土地利用基本計画を定める前には、国土利用計画地方審議会及び当該市町村の意見を聞いた上で定めることとなっております。また、同計画

を変更する場合も、同様の手続が必要とされております。

今回、本計画で本市の該当する部分につきましては、去る12月22日開催の和泉市都市計画審議会でご答申をいただきました市街化区域への編入、いわゆる線引き変更に関連をいたしまして土地利用計画の変更が生じたもので、同審議会に諮問しようとするものでございます。

また、これに先立ちまして、市に対して変更案についての意見聴取がございました。この回答につきましては、線引き見直しに関連した変更であるため、和泉市都市計画審議会の答申をもとに問題ないと判断し、回答したものでございます。

また、線引き見直しにつきましては、近く開催されます大阪府都市計画地方審議会に諮問されることになっておりますが、特に三林地区については、市街化区域編入に反対する意見書が提出されております。これにつきましては同審議会に報告され、合わせて審議を願うこととなっております。

また、都市計画決定後は、土地区画整理事業の施行認可等事業化に向けて詳細な事業計画の策定が行われることとなっておりますが、市といたしましては、事業計画の策定に当たっては隣接住民皆様方の御意見を聞き、事業化に向けて反映するよう事業者の指導をしてみたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 国土利用計画審議会に関連をして質問をさせていただきました。今回の分は、黙っていて議場で爆弾発言にしようと思ったんですが、文句を言うのが筋ではありませんので、事前にこういうデータを審議会からいただいたので聞きます、きちんとした回答がほしい、と言っておきました。

今、回答をいただきましたが、これは1つの例だと思うんです。たまたま、国土利用計画のこの分で府から問い合わせがあったとき、原課の職員として異議なし、と言われた。いわゆる形式的には異議がない、都計審で多数で決まっていることですから。ただ、住民の方からすれば、これだけ問題にし、要望書も市に何回も上げておりますので、全く問題がない、という一文で済まされたら納得できません。

こういうことが行政のいろんな部局で起こっているのではないかと。起こっているとえば叱られるかもしれません。まず、ないだろうとは思いますが。これはたまたまかもしれません。しかし、こういうことが制度として確立していないと、これからも随分出てくるのではないかと。

今回の質問は企画の方で答えをしてもらっているので、そちらの方にお答えとして返していきますが、こういう緑の問題、自然環境の保全について、新しい条例策定も含めて環境条例の見直しというか、より強度なものにしていく。あるいは住民参加の問題についても、ぜひ新しい総合計画の中ではきちんと位置付けてほしいと思います。

そうでないと、本当に住民にとって和泉市に来たが、他市との行政水準ギャップというか、特に先ほどの答弁の中でも、もともと緑豊かな和泉市であったと言われています。マスタープランでも30年代に一定、都市化で弊害が出たとおっしゃっています。今、和泉市はビッグプロジェクトで随分緑を削っていると思います。どのようにすれば、住民の都市アメニティーを高める方向に進めることができるかどうかは、これからの行政手腕、計画づくりにかかわってくると思います。真っ先に今の計画も本当に今の時期に合わせて見直しをする大英断も考えるべきだと思います。

何回も出しますが、吹田の基本方針は住民参加、それに基づく総合計画、それに基づく地域基本計画をつくり、さらに、小学校区単位のまちづくりに進み、まちづくり条例を策定するあたりが、まだ決定をされてはませんが、内部で論議をされている方向みたいです。ですから、進んだ自治体での住民参加方式も取り入れての緑の保全、環境を守っていくまちづくりの方針をぜひ和泉市でも取り入れていただくよう要望して終わらせていただきます。



○ 副議長（木村静雄君） 早乙女実君の一般質問が終わりました。

引き続き、一般質問を続けます。次に、18番・赤阪和見君。

（18番・赤阪和見君登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪和見です。今回の質問においては実務的な観点からではなく、基本的な問題点というか、また、方針、指針をお尋ねいたしたいと考えておりますので、市長、両助役さんを中心に答弁していただきたく、最初をお願いをしておきます。

6月3日に開催されました全国市長会総会において、都市政策研究特別委員会から報告された有料化推進を骨子としたごみ減量対策の提言が満場一致で承認されたそうですが、その中身についてお伺いをいたします。

提言は、第1章が現状と問題点、第2章は基本的なあり方に分かれ、第1章は9項目、第2章は6項目、20細目になっています。中でも減量化、リサイクル活動の悩み、有料化問題への対応と現況が詳しく述べられております。本市の今後の計画方針として減量、リサイクルセンターの設置、有料化等をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目の小型合併処理浄化槽の普及については、過去に何回となく質問、提案をしてきたところであります。特に山間部570世帯については、昨年府下で初めて設置助成がされるようになりました。このことにつきましては、市長初め関係担当課の皆様の努力に対し厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、本市の人口分布、地形等を考えるとき、現在の公共下水道設置計画区域が本

当に妥当な区域なのか。それで環境を守り、自然を享受しながら快適な生活ができるのかと疑問を持つものであります。以前から私が主張しています保水能力の低下をしている現状、その上生活排水が公共下水という管渠を流れることによって河川を流れる水が非常に少なくなることは、火を見るよりも明らかであります。小型合併処理浄化槽によって処理された美しい水が農業用排水路等を通り、槇尾川、松尾川に流れ込み、河川を守り、命を育むことになるのではないのでしょうか。

特に現在の公共下水道の進捗状況からして、調整区域への普及は、予算的、物理的に見ても早期に見込めるものではありません。ならば、水質の見地から小型合併処理浄化槽の推進をしていくべきであると思いますが、いかがでしょうか。また、それらをおくらせている原因に放流同意を取らなければならないということがあります。この点、市としてどのようにクリアをするつもりなのか、お答え願います。

次に、管理費の助成についてであります。汲み取りには助成を付けております。また、公共下水道については、市の予算が大きくかかっております。小型合併処理浄化槽の保守管理において一般し尿浄化槽に比べて割高になっており、せめて汲み取り並みの助成をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の緑化活動と放置自転車の活用についてであります。有名な将棋の物語の中に「銀が泣いている」という言葉があります。トリヴェール和泉の開発が始まった当初の毎日新聞の夕刊に「森を動かす」という写真付きの記事がありました。私は、今でも鮮明に覚えています。それは今まで見たことがないような大きな変形ショベルが、トリヴェール和泉地内に生い茂る大木を根巻きもせず、左右に大きな爪の付いたショベルで根元の土ごとすくい上げて移動し、移植している写真でした。

また、トリヴェール和泉のまち開きも終わって入居が始まり、そこに住む人たち、また、周辺住民の人たちも槇尾川沿いに設置された緑道を散策する、またジョギングをする、犬を連れて散歩する人など、当時は多くの人たちの笑顔も見ることができましたが、最近、余り見かけません。地区内にある公園にも人影は見るのですが、中央線に近いところで遊ぶだけで、奥の方へ入って行くと余り見かけません。その原因は何だろうと考える自分です。

それは「森を動かす」という美しい言葉に隠された人間のごう慢な姿そのものであり、動かされた森は工事のためまた動かされ、だんだんと弱り、死んでいったのであります。緑を育てるとは、1本の小さな街路樹でも、時々に応じた手当をしながら一人前になるまで人の手を加えて育て、また、1本の小さな木が散策をする人たち、道行くドライバーの目に美しいな、きれいだな、と潤いや安らぎを与え、共存共栄していく対象となるわけです。ちょうど子

供が親の愛情によって成人していく過程と同じであります。そして、立派に成人したとき、もう人の手を加える必要もなく、生涯にわたって私たちを見守ってくれ、育ててくれるもの、それが緑であります。私自身、そのように確信をしております。

逆に植え放しにしますと、草が生え、小さな木は環境に負け、醜い姿をさらけ出し、毎日、そこを通る人は通るたびに顔をしかめ、緑を見る楽しみどころか、逆に嫌悪感すら覚えるのであります。楽しさを共有する緑から一步でも早く遠ざかりたいという思いにさせているのではないのでしょうか。

私も市行政と直接かかわり合いを持って17年になりますが、緑が育ったと実感できるところは、伏屋から山荘にかけてあるネズミモチの木が生い茂ったところぐらいであります。榎尾山の公園にしても、桜は死んでしまいました。1年、1年、木を育て、その木々が自身の力で育つところまで生命を守っていく、それが行政であると思いますが、いかがでしょうか。

放置自転車にしても同じであります。もの言わない無情の物体でも、形ある限り命あるものであります。まだまだ使用できる自転車を放置されたものだから廃棄処分にする、もってのほかであります。最初に申しましたように見るものが見れば、将棋の駒の銀でも泣くと感じるのです。新しいものを追い求めるだけでなく、今あるものを育てじっくり、命の大切さを行政から範を示すときであると思えます。考え方を示してもらいたいと思えます。

以上、3点にわたり質問の要旨を申し述べましたが、最初に申しましたように、実務的なことは別の機会に原課と詰めてまいりますので、行政執行における市長、両助役に答弁を合わせたいと思います。自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（木村静雄君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんから3点の御質問がありまして、いずれも市長なり助役からトップの考え方を示せ、ということでございますので、基本的なことについて私の方から、あるいは助役から申し上げさせていただきたいと思えます。議員さんが御指摘のように、やはり原課というのがございますので、細部につきましては、また、いろいろと議員さんとお話し合いをしていただいたら結構かと思えます。

まず、第1点目の全国市長会における廃棄物問題を中心とした都市の環境問題の提言の中身と和泉市での対策、実行についてのお尋ねでございます。お尋ねの趣旨のとおり、去る6月3日に行われました全国市長会の席上、廃棄物問題を中心とした都市の環境問題に関する提言、これは所管の研究対策特別委員会という、2、3年間、20数名の市長各位が寄ってこの委員会で練った提言が出されたものであります。

本提言は、各都市において昭和60年ごろを境にごみの廃棄量が急増するなど、ごみを取り巻

く状況が厳しさを増しているとき、廃棄物問題は、地球環境問題の基本的課題として日々の市民生活、社会活動に密着したものであります。1日も放置できない全都市に共通する重要な課題となっておりますことから、増え続けるごみをいかに減量し、再生利用を図るかについてその方策等を示したものでございまして、満場一致で採択をしております。

提言の具体的な内容といたしましては、議員さんが御指摘のとおり、減量及びリサイクルの推進、有料化問題への対応、処理施設の整備、廃棄物問題の国際的対応等について幅広い提言がなされております。それぞれにわたって都市住民、事業者、都道府県並びに国における取り組みの方策が示されておりました、国と都道府県に対しましては、減量化、リサイクルへの支援等積極的対応につきましても要望する形になっているわけでありまして、

本市におきましては、昨年、和泉市ごみ減量等推進審議会を設置をさせていただき、本市のごみ処理対策への取り組み等につきまして熱心に御審議をいただいた結果、今年1月、審議会から報告書が提言として示されました。この提言を受けまして本年度からの新規事業として、あるいは従前からの継続事業を発展する形で現在、鋭意ごみ処理事業を推進をしているところであります。

このような中で全国市長会から提言も出されておりますので、今後、本市においてもその身を十分斟酌をいたしながら、すぐに実施が可能なものにつきましては行政に反映をさせるべく所要の措置を講じたい、このように考えております。また、導入に当たって検討を要する事項等につきましては、今後、十分調査研究を進めてまいり、本市におけるごみ減量化、リサイクルの推進を図ってまいり所存でございます。

とりわけ、有料化という問題が提起をされているわけでございます。これは御案内のとおり、財政面からの提言でございまして、ごみの減量化を進めるに際しては、やはり有料化が1つの流れとして適正なものではないかという、減量化を起点にしての提言であるわけでありまして、

それを実施をするに当たりましては、今までずっと無料でやってまいりましたごみを有料化することになりますと、住民の方々に対するごみ問題に関しての十分な理解と協力が得られる中、住民合意を前提としながら有料化に進んでまいらなければならない、このような気持ちであるわけでありまして、この提言の趣旨もそうした点を十分留意するよう、ということでございます。

こうしたことも含め、今後、十分調査検討を進めてまいり中、本市においてごみの減量化、リサイクルの推進を図ってまいり所存でございますので、第1点につきましてはそのようにお答えをさせていただき、御理解をいただきたいと存じます。

○ 18番（赤阪和見君） ちょっと市長、そういう答弁というのは困るわけでした、市長の主観

を聞きたいわけです。こういう提言が出ました、赤阪もよく知っているやろう。うちはどうして来た、こうやっている。有料化については減量のためや、とかいうそういう状況を説明してもらうんやったら原課から説明してもらったら十分なんですよ。

今まで市長は、近畿市長会の会長さんでしたね。そういうとき、今、和泉市、いや日本のみならず世界の廃棄物が、今や環境を破壊しようとしているところまできているんです。今は、和泉市のことを考えていかなければなりません、その点では、市長自身が和泉市民と協力し合うという言葉の中では、もっと市民と協力してどんどんこうしてやっていくんや。そして、和泉市は有料化はしたくないが、減量という中で1つの大きな方向を原課に指示しています、というところが聞きたいんです。市長のそういう力強い言葉を聞かないと、現場はできないんですわ。予算もかかることですね。再度、お願いします。

○ 市長（池田忠雄君） 本音でもっと答弁せよ、という御指摘でございます。本会議のことで、言い方は難しゅうございますが、ごみを減らしていくことが大前提でございます。それを実施していくにはどうすればいいか、もちろん、行政責任もございますが、住民のごみに対する理解と協力を得ながら減量化を進めていくというのは、理の当然でございます。そういう立場で今後ともごみ行政を進めてまいりたい。

また、有料化につきましてもお答えいたしました、ごみの有料化を進めていくための1つのポイントとして、流れとしては、有料化の方向をどうたどっていくか。ただ、今まで無料であったものを、いきなり幾らか毎月いただきますよ、というようなことはなかなか難しいだろうと思います。そのためにはごみ問題に関する十分な資料の提供と理解、協力を得なければなりません。

今、年間約12億円、市財政からごみ問題に支出をしております。また、炉を1基入れ替えるにしても100億近くかかるのが現状の姿であります。こういうことを考えますと、非常に大きな問題になるわけでありまして、炉を痛めないためには、どのようにしてごみ問題に対処していくか、やはり市民の理解と協力が大前提になるわけでありまして。

こうした点につきまして原課には、こうした提言を受けて検討するように、という指示をいたしております。まだ6月3日にいただいたばかりの提言でございます。今、それを市としてどのように受け入れていくか、また、検討していくのか、この点で時間をいただきたい。そういうつもりで原課に指示をいたしておりますので、その点、率直に申しあげておきたいと存じます。

以上でございます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 助役（坂口禮之助君） それでは、1番のごみに対する考え方につきましては、市長がお答え申し上げましたような考え方でございます。

2番目の小型合併処理浄化槽関係でございます。議員さんがおっしゃるように、公共下水道はいわゆる管の中にすべての水を取り込んで海に流してしまう、あるいは終末処理場まで持って行くということで、河川の水質に大きな影響を与えるという考え方につきましては、私どもも同じような結果が生まれてくるだろうと存じます。そういうことからいわゆる水資源を豊富に河川に流すということを行うため、公共下水道区域についても小型合併処理浄化槽を整備すべきだという御提言でございます。

確かにお考え方につきましては、私も同じような感じを持つわけでございます。現在の法制度、国の制度等では、公共下水道区域内に小型合併処理浄化槽を設置することに対しましては、いわゆる縦割り行政の弊害がございまして、現時点では、まだそこまで拡大していこうという状況には至ってございません。当面、昨年から実施をさせていただきました公共下水道区域外における小型合併浄化槽の積極的な設置をさらに推進をしていきたいというのが、まず、第1の目標でございます。したがって、当面、積極的に公共下水道区域につきましては、公共下水道建設に全精力を注いでいっていただくという考え方でございます。

それと合わせましていわゆる管理費の関係でございます。合併処理浄化槽、いわゆる単独浄化槽を含めまして、浄化槽管理に対する助成をすべきではないかという議論が、今まで再三にわたっていただいております。確かに一理あることでございまして、必ずしも不要であるとは申し上げません。しかし、現状の財政事情等からいたしまして、すべてのし尿処理関係につきましても助成措置を行っていくことについては、現時点ではさわれないという考え方を持っているわけでございます。

これにはいろいろ御議論があり、御理解ができる場所もございまして、国の動きの中でも現在、小型合併処理浄化槽促進を願っての連続的な市町村の協議会が設置をされてございます。その協議会におきまして厚生省等に対しまして、国自身も助成措置の制度をつくってほしいということで熱願しながら陳情を行っている現状でございます。それらの動きを勘案しながら、今後、なお深くいろいろ検討を重ねていきたいと存じております。

なお、放流同意の関係につきましては、まだ結論をよう見出してございません。これは合併処理浄化槽等を設置する許可権は府知事が持つてございます。大阪府においていろいろ研究検討していただいているようでございます。

合併処理浄化槽の維持管理の問題、それから、公共下水道区域における小型合併処理浄化槽を推進していくことにつきましては、余り御期待に沿えるような答弁にならず申しわけござい

ませんが、今後、鋭意研究なり努力をしまいたいと存じますので、御理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○ 副議長（木村静雄君） 次。

○ 助役（田中昭一君） 3点目の緑化活動と放置自転車の活用について、先ほど、議員さんから市長、両助役という中で一応、3点目につきましては、私から御答弁を申し上げたいと存じます。

ただいまは、赤阪議員さんから3点目の緑化活動と放置自転車ということにつきまして、将棋物語の中の「銀が泣いている」、また、トリヴェール和泉の開発の中で「森を動かす」というようなことを踏まえ、いろいろ御指摘なり御意見をいただいているところでございます。

確かに先生が御指摘のとおり中央丘陵の開発につきましては、あれだけ大きな森が裸になって町がつくれ、緑が少なくなったことは事実でございます。そういう中におきまして緑化活動につきましては、緑化の推進、緑の保全、先ほど、早乙女議員さんからも緑の保全ということについていろいろと御意見をいただきましたが、先生が仰せの全くそのとおりであると私も考えます。今後は、今申し上げました緑化活動の推進と緑の保全について積極的に取り組んでまいらなければならない、かように思っているところでございます。

それから、放置自転車につきましては、これは私の管轄ではございませんけれども、少し所感だけを申し上げたいと思います。すべてのものには生命があると申されております。全くそのとおりでございます。要は、ものを大切にしなければならないと申しますか、大事にしなければいけないということではないかと思えます。私も昭和初期の生まれ、戦中派の人間でございます。ものなかつた時代に子供の時期を過ごしました。今はリサイクルという言葉ですが、要は、ものを大事に大切にしなければならないということでございます。

それから、先ほどの浄化槽の放流同意の件でございますが、最近になって放流同意が建築確認の時点で要らないとかどうとかいうことが起こってきたと聞いております。現在では、十二分に原課から報告も聞いておりませんし、勉強不足でまことに申しわけございません。今後、十分勉強してまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） ごみの件については大きな問題ですので、そういう形の中で市民の理解と協力を求めるということです。しかし、その求め方にもいろいろあります。この問題は、もう原課に入って行きますが、3分別云々と言ってますが、3分別はいいとしても、缶とごみが一緒でごちゃごちゃに混ぜておいて、また、現場で選別するというようなことをしているわ

けです。

その点をきちんとした方法で指針を示し、おカネの配分をしてあげないと、二重、三重にもおカネが要るということを理解と協力をしたいんですよ、市民はね。しかし、理解と協力をしたいができない状態、あほらしくなる状態がそこにあるわけです。それを行政がどのようなエンジンを付けて引っ張っていくかについて、この市長会の提言を受けてしっかりと早急に市行政の中で考えていただきたい。これはもう要望しておきます。

それから、小型合併処理浄化槽普及の件ですが、僕がいつも言うように国府峠から上、横山方面などでなぜ浄化槽が進まないのかということについて、放流同意が要るということを皆さん方が頭の中に持っているわけです。

ちょっとその前に聞きますが、建築部建築指導課から各関係課長あてに「建指第586号」として「浄化槽設置に係る放流同意の運用指針及び同解釈について（通知）」というものを助役さんが見られたことがありますか。また、いつ見られましたか。

○ 助役（田中昭一君） まことに申しわけございません。見ておりません。

○ 18番（赤阪和見君） これは原課を叱るわけではありませんが、あれだけ合併処理浄化槽について設置しやすい方向にいきなさい、ということをして2年前からずっと言ってきて、昨年6月から大阪府下で初めて小型合併処理浄化槽設置に助成をする、そこまで市は頑張っていていただきました。

しかし今、どんどん新築の家が建つ中、府下で合併処理浄化槽をしているところも、し尿処理浄化槽をやっているところも、真面目な人は、これはだめなんだ、許可をくれないんだ、ということでコップ一杯のものをしている。新築の家を建てながらそういうことをしている方がたくさんいます。それを以前から言うているんです。

これは平成5年3月23日、建築指導部指導課長から関係課長へということで、和泉市にも大阪府から来ている書類です。その中の「浄化槽設置に係る放流同意について（運用方針）」では、「公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境保全に的確に応えるためには、公共下水道の整備を推進するとともに、整備がなされない地域及び整備が遅れている地域の生活雑排水を重点に、水質の改善を図る必要がある。

合併処理浄化槽では高度の処理により、公共下水道と同程度の水質で排水ができ、建設省・厚生省では小規模合併処理浄化槽についてはその普及を図るため補助制度等を設けている。

また、浄化槽設置に係る放流同意書の添付については、昭和63年10月27日付け建設省住指発第409号で特定行政庁あてに別添のとおり通達があったところである。

このような状況の中で、当面小型合併処理浄化槽の普及及び建築確認手続きの合理化を図る

ため、下記により運用を行うものとする。

- ①合併処理浄化槽は、放流水質が公共下水道と同程度であること
- ②とりわけ、生活雑排水を合わせて処理する小規模合併処理浄化槽は単独処理浄化槽に比して、放流水質が著しく改善されるものであること

それから

4. 小規模合併処理浄化槽については、その普及を図る観点に配慮し、当面建築確認に際しての「放流同意書」の添付を求めないこととする。

但し、水路管理者等と放流についての協議を行うことと、「放流同意書」の添付を求めないことは、異なるものであるとその旨教示するものとする。

このような指示が来ているわけです。もう「放流同意書」を付けなくてもよろしい。しかし、放流する人は、その水路管理者とよく話をしなさい、ということが既に3月に来ているわけです。

毎回の議会の中でこの小型合併処理浄化槽を推進するということは、先ほどの管理費の助成もそうです。何かと言えば、横山など調整区域に住む人たちが自分たちの生活環境を良くする、プラスその川の水を引いている光明池までもがきれいになっていくわけです。私たちは、その光明池の水を飲んでいるのでしょ。さすれば、和泉市全体がプラスになることだ、と以前から主張しているわけです。

しかし、放流同意を付けなくてはならないが、それには各市町村、水利権者とのあつれきがある。だから、そんな無理をしないということでやられない人がたくさんいるのです。この放流同意が要らないということについて、大阪府に聞いてこの6月に初めて知ったのです。僕がこれだけ質問をしているにもかかわらず原課は何をしているのか、と怒るよりも全くやる気がない。横山区域の人たちに、また、調整区域の人たちに合併処理浄化槽を設置するのに市から助成をしてやるのが最終目的なんです。

しかし、本当におカネのある人はやりますがな。確認なしで近所に黙ってやっている人もあります。最近もありました。「赤阪さん、やったんや」と言うので見に行ったら、どこにもマンホールがない。「マンホールがないやないか」というと「いや、余り見られたらいかんから、家に見に来る間は全部砂で埋めてあるんや」と言う。そこまでしても、やっている人はやっているわけですよ。おカネの問題、補助金の問題やないわけです。

そういうことを考えたとき、放流同意は要らない。しかし、あなた方は、流す水は美しくして流すんですよ、しっかり管理するんですよ、というところに市の行政指導がきちんといく。また、水利権者には、これだけの水が流れるのですが、これは市としても奨励するんです、と

いうコンセンサスを求めるのが市の行政ではないですか、助役さん。そういうことをあなたがお3方が原課にしっかり指導をしていかななくてはいけないんです。それが1点です。

管理の問題ですが、予算、予算と言いますが、この前も計算すれば、市が6,000万円を儲けているとは言いませんが、要るべきですが、出していない6,000万円を小型合併浄化槽の管理に回さない、と言ってます。汲み取りには、1カ月100円の助成をしてますよね。汲み取りの料金はそれでいいわけです。それと同じ金額について、あなたのところはたくさんのおカネを掛けていただいて美しい水を流して自然環境を守ろうとしているんやったらもっとうまく管理してくださいよ、ということで助成するのは、それこそつじつまに合う話じゃないですか。単に個人の浄化槽を守るのではなく、本当にこの大事な榎尾川、松尾川を守り、自然環境の中に生命が育んでいけるようにすべきではないでしょうか。その点の御見解があれば後でお答えください。

最後に、要望をしておきます。緑については、僕はどんどん植えなさい、とは言いません。植えても、管理ができてない緑なら嫌悪感を覚えます。環境保全条例の中で「空き地を管理しなさい」とうたい、また、市長が「これは理念条例である」と言われました。本当にそう言われるならば、公共施設の道路の植樹帯の中に30cm以上になった草を刈りに行っている、掃除をしに行っているというんやったら話はまとまります。しかし、公共の管理をしているところが草ぼうぼうで木が負けているような植樹をしている。そういうところをきちんとしていかなければいけないと思います。山林に木を植えますと、農林行政の中でも枝打ちの助成金などを出してますね。そのように20年もすれば枝打ち要りません。3年か4年に一度下刈りをすれば、その木はどんどん育っていきます。そして、私たちに緑を享受してくれるわけです。共存共栄とはそういうことだと思います。

端的な例を申し上げて申しわけないですが、あの榎尾川の緑道は、よもぎが背の高さ以上になっています。私たちはあの前を始終通りますが、あの緑道を見ると、本当に嫌悪感すら覚えるような状態です。実際、それで緑を育てる気構えがあるのかどうか。予算があるとかないとかいうよりも気構えの問題だと思います。中央線しかり。両側にベンベン草が1mにもなってます。2車線道路はあそこしかないわけでしょう。「あれはまだ公団の管理や」と言われるかもしれないませんが、1つの大きな私たちの持って行き方の心というものがあるのではないのでしょうか。

先ほど「銀が泣いている」と言いましたが、紙でも泣きますよ、漂白の用紙(?)にされたらね。恋文でうまくその恋が実ったら、その恋文は50年、100年残るかもわかりません。まして昔の人の書いた立派なものが何百万、何千万円にも売れるんです。同じ紙1枚使うにしても、

やはり私たちはそこまでの気持ちを入れるべきです。市民の税金を預かっているのですから、市民のためになる方向に使わなければならない使命があります。そこに心を入れるならば、向かい合って言う必要はない。要は、市民のためになる市行政をお互いにつくっていくんだ、という気持ちをしっかりと心の中に基本として持っていただきたい。

このように思います。あと7分間ありますので、最後に、しっかりと答弁をしてください。

○ 副議長（木村静雄君） ただいまの赤阪議員の質問に対し、理事者側の御見解等がありましたらお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただきました。締め括りとして私から御答弁をさせていただきます、このように存じます。

確かに御指摘のように緑の保全は大事であります。緑化を推進していく中では、もっと心を入れて管理をしなければならない。植えるだけが能ではない。育てていく気持ちで命ある緑というものを考えなければならないという御指摘は、全く同感であります。各原課に命じましてそうした諸点について十分に留意をさせてまいりたい、このように存じます。

なお、その他のいろんな御指摘に対しましても私ども一同、御指摘を十分体した上で今後とも事業執行に当たってまいりたい、このように存じておりますので、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○

○ 副議長（木村静雄君） 赤阪議員の一般質問は終わりました。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力に厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

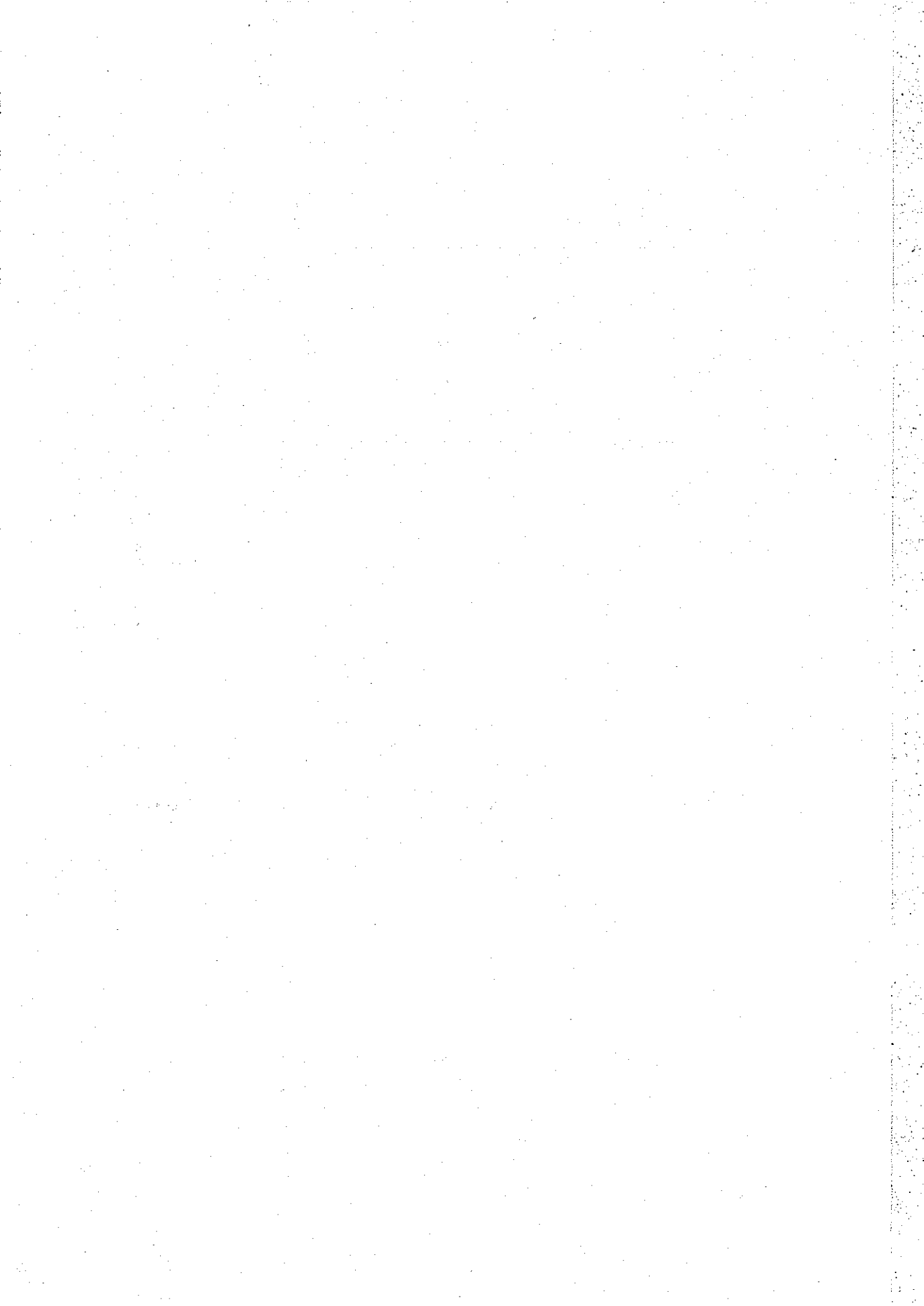
なお、過日の議会運営委員会です承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後3時00分散会）

○

最 終 日



平成5年6月29日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室	長	堀宏行	同次長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同人権啓発室	長	明坂文嘉	同副理事 (解放総合センター担当)	山本襄
同次長兼広報広聴課	長	池辺一三	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼人事課	長	石本博信	同理事	坂田平之
同秘書課	長	木寺正次	同次長兼総合福祉会館長	松尾守
企画調整部	長	逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼健康課長	池辺修次
同企画室	長	今村堅太郎	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同施策推進室	長	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同企画室企画調整課	長	油谷巧	産業部長	大塚孝之
総務部	長	神藤恒治	同理事	白樫通有

同次長兼農林課長	松林保	病院長	竹林淳
同次長兼交通公害課長	大塚俊昭	病院事務局長	橋本昭夫
建設部長	奥村富彦	同理事	谷上徹
同理事兼用地室長	谷俊雄	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長(建築担当)	藤本仁	消防長兼消防署長	高宮武男
同次長兼住宅課長	西岡政徳	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(再開発担当)	盛尾久和	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	教育委員長	藤井謹一
同理事(コスモポリス担当)	田中拓夫	教育長	杉本弘文
同理事(コスモポリス担当)	中屋正彦	教育次長兼管理部長	稲田順三
同次長兼都市計画課長	田中武郎	指導部長	西川義徳
同次長兼公園課長	山下喬三	社会教育部長	生田稔
コスモポリス推進室長	福原進	同次長	田丸勝之
下水道部長	藤原清司	同次長兼図書館長	北野喜平
同次長	中野英二	収入役室長	藤木意継
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
改良事業部長	富田宏之	同事務局長	着本善夫
同次長兼用地課長	席田嗣夫	監査委員	庄司清
水道事業管理者	田中稔	同事務局長	吉田陽三
水道部長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同事務局長	農端小一
同次長兼工務課長	西尾浩		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
参事	西垣宏高
議事係長	田中康弘
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成 5 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

(6月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年11月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年11月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年11月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年12月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年12月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年12月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年1月分)	別冊 P. 43
8	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年1月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年1月分)	別冊 P. 59
10	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成5年2月分)	別冊 P. 64
11	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成5年2月分)	別冊 P. 74
12	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成5年2月分)	別冊 P. 80
13	監査報告 第20号	定期監査(平成4年度第三次分)結果報告	別冊
14	報告 第3号	和泉市土地開発公社平成4年度決算書類の提出について	P. 1
15	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会平成4年度決算書類の提出について	P. 2
16	報告 第5号	財団法人和泉市商工業振興会平成5年度事業計画書類の提出について	P. 3
17	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団平成4年度決算書類の提出について	P. 4

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第7号	財団法人和泉市文化振興財団平成5年度事業計画書類の提出について	P. 5
19	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度決算書類の提出について	P. 6
20	報告 第9号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度事業計画書類の提出について	P. 7
21	報告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度決算書類の提出について	P. 8
22	報告 第11号	財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度事業計画書類の提出について	P. 9
23	報告 第12号	財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について	P. 10
24	報告 第13号	財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について	P. 11
25	報告 第14号	財団法人和泉市福祉公社平成5年度事業計画書類の提出について	P. 12
26	報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 14
27	報告 第16号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市保育所設置条例の一部改正)	P. 32
28	報告 第17号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正)	P. 36
29	報告 第18号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市国民健康保険条例の一部改正)	P. 41
30	報告 第19号	専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 45
31	報告 第20号	専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))	P. 52
32	報告 第21号	専決処分の承認を求めることについて (平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	P. 59
33	報告 第22号	平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 65
34	報告 第23号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 67
35	議案 第25号	工事請負契約締結について(市立国府幼稚園建設工事)	P. 69
36	議案 第26号	土地改良事業の施行について(鍛冶屋大池改修工事)	P. 71

日程	種別及び番号	件名	摘要
37	議案 第27号	土地改良事業の施行について（岡奥農道改良工事）	P. 73
38	議案 第28号	土地改良事業の施行について（願成地区ほ場整備工事）	P. 75
39	議案 第29号	市道路線の認定について（平井下宮線）	P. 77
40	議案 第30号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 79
41	議案 第31号	平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 84
42	議案 第32号	和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 89
43	議案 第33号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 92
44	議案 第34号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 98
45	議案 第35号	和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について	P.102
46	議案 第36号	平成5年度和泉市一般会計補正予算（第1号）	P.106
47	議案 第37号	平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）	P.127
48	議案 第38号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	P.131
49	議案 第39号	平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	P.138
50	議案 第40号	平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）	P.154
51		和泉市農業委員会委員の推薦について	
52	議員提出 議案 第8号	児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書	別紙

（午前10時00分開議）

- 議長（竹下義章君） 議員各位には、何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻届けの議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

例月出納検査結果報告書

監査報告第8号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年11月分	P. 1
監査報告第9号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年11月分	P. 11
監査報告第10号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年11月分	P. 17
監査報告第11号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年12月分	P. 22
監査報告第12号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年12月分	P. 32
監査報告第13号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年12月分	P. 38
監査報告第14号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年1月分	P. 43
監査報告第15号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年1月分	P. 53
監査報告第16号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年1月分	P. 59
監査報告第17号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成5年2月分	P. 64
監査報告第18号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成5年2月分	P. 74
監査報告第19号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成5年2月分	P. 80
監査報告第20号	定期監査(平成4年度第三次分)結果報告			別 冊

和泉監第7号

平成5年5月26日

和泉市長 池田 忠雄 殿

和泉市議会議長 竹下 義章 殿

和泉市監査委員 庄司 清

和泉市監査委員 友田 博文

平成4年度定期監査（第三次分）結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成4年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第8号より第20号までの報告を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 日程第14「和泉市土地開発公社平成4年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告第3号

和泉市土地開発公社平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。できるだけ簡単をお願いいたします。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第3号「和泉市土地開発公社平成4年度決算書類の提出について」、土地開発公社事務局中西から説明いたします。

公社の運営につきましては平素格別の御指導を賜り、経営の健全化、効率化に取り組んでいるところでございます。今後とも一層の御指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の別冊「平成4年度和泉市土地開発公社決算書」に基づきまして、その内容を説明いたします。1ページの「平成4年度和泉市土地開発公社事業報告書総括事項」でございませう。

平成4年度事業は、和泉市外からの委託に基づきまして、計画的に事業を進めてまいりました。その主な内容を順次、説明いたしますと、公有地取得事業でございますが、一般公共事業では、都市計画道路和泉中央線用地を初め観音寺5号線等、また、大阪府施行事業用地等も合わせまして8,762.35㎡を建物・補償費を合わせて17億9,333万9,192円で、また、環境改善整備事業では、住宅地区改良事業用地、道路、公園等を合わせまして967.17㎡を建物・補償費を合わせまして1億5,732万6,574円で取得いたしました。

これらの先行取得用地合計は、土地9,729.52㎡、建物26件、補償12件で事業費総額は、19億5,066万5,766円でございます。

次に、公有地売渡事業でございます。一般公共事業用地といたしまして、小田公園、市道黒鳥観音寺線等用地3,289.46㎡を建物・補償費を合わせまして6億7,922万4,816円で、また、環境改善整備事業用地として、住宅地区改良事業用地等2,597.30㎡を4億6,881万6,710円で和泉市へ譲渡いたしましたのを初め、大阪府施行事業用地として、都市計画街路大阪岸和田南海線等の用地1,024.57㎡を4億4,499万7,401円で大阪府へ譲渡いたしました。

また、環境改善整備事業の用地取得の促進を図るための換地対策事業用地、一般公共事業の促進を図るための公共事業の代替地を含めまして5,188.05㎡を5億3,785万6,113円でそれぞれの権利者に譲渡いたしました。

以上、公有地売渡事業合計は、土地で1万2,099.38㎡、建物32件、補償13件で、事業収益21億3,089万5,040円でございます。

なお、公有地取得事業及び公有地売渡事業の内容につきましては、5ページ以下の業務事項に記載をいたしております。

続きまして、9ページの「平成4年度和泉市土地開発公社決算報告書」について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款 事業収益、第1項 公有地取得事業収益とも同額の21億3,089万5,040円を収入いたしました。その内容は、当年度に和泉市外に譲渡いたしました公有地譲渡収益でございます。

第2款 事業外収益133万9,296円を収入いたしました。

その内訳は、第1項 受取利息36万9,036円で、基本金500万円等の預金利息でございます。第2項 雑収益97万260円は、大阪府事業用地の管理費として収入したものでございます。

以上、収益的収入合計は、21億3,223万4,336円と相りました。

次に、10ページの支出でございます。第1款 事業原価、第1項 公有地取得原価とも同額の20億5,223万5,017円を支出いたしました。

その内容は、和泉市外に譲渡いたしました公有地の原価でございます。

第2款 販売費及び一般管理費、第1項 販売費及び一般管理費ともに同額の6,413万526円を支出いたしました。これは公社職員の人件費を初め事務費、財務管理費等の経常経費でございます。

第3款 事業外費用、第1項 支払利息ともに同額の187万8,073を支出いたしました。これは販売費及び一般管理費等に充当いたします短期借入金の支払利息でございます。

以上、収益的支出合計は、21億1,824万3,616円と相ります。

収益的収入から収益的支出を差し引いた1,399万720円は、当期純利益となるものでございます。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。11ページでございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入、第1項 長期借入金合計ともに同額の28億2,404万5,595円を収入いたしました。

この内容は、当年度に取得いたしました公有地の取得事業費及び借入金の元利償還金に充当する資金として金融機関より借り入れたものでございます。

次に、12ページの支出でございます。第1款 資本的支出合計とも49億6,131万8,345円を支出いたしました。

その内容でございますが、当年度に先行取得いたしました公有地の取得事業として、第1項 公有地取得事業費19億5,066万5,766円。また、第2項 長期借入金償還金30億1,065万2,579円を支出いたしております。借入金の償還内訳は、元金26億3,482万1,739円、支払利息3億7,583万840円でございます。

以上、資本的収入支出を差し引きいたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額21億3,727万2,750円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

次に、12ページ以下に平成5年3月31日以前における資産、負債、資本の状況を示す貸借対照表、15ページ以下に当年度の経営成績を明らかにするための損益計算書を添付いたしております。当年度は、1,399万720円の当期純利益を計上することができました。したがって、前年度よりの繰越欠損金2億507万5,971円と差し引きいたしますと、翌年度への繰越欠損金は1億9,108万5,251円と相りまして、やや減少いたしました。

次に、公有地の保有状況でございます。21ページ以下の「財産明細書」に記載いたしております。

ますとおり、公有地の総面積は6万9,405.70㎡、帳簿価格70億6,949万3,632円と相なっております。

以上、簡単でございますが、平成4年度和泉市土地開発公社決算の報告を終わります。

なお、18ページ以下に「財産目録」、「決算附属明細書」等を添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

本社の経営状態は依然として厳しいものでございます。今後、事業遂行に当たり、市と緊密な連携により経営健全化に向けて努力する所存でございます。議員皆様方の御指導のほどをよろしくをお願いを申し上げまして報告を終わります。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。



- 議長（竹下義章君） 日程第15「財団法人和泉市商工業振興会平成4年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市商工業振興会平成5年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。

○ 産業部長（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業報告及び収支決算につきまして、産業部大塚より御報告申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要につきまして、別冊の2ページを御覧願いたいと存じます。1つは、商工業振興に関する事業といたしまして、和泉市の産業ビデオの放映と貸し出しを行いました。次に、商工ニュースにつきましては、商工会と共同で年間11回発行いたしましたものであります。また、通行量調査につきましては、市内各商店街におきまして平日と休日の2日間実施をいたしました。次に、商工まつりにつきましては、黒鳥山公園におきまして都市緑化フェアと共催で5万人以上の来場者を数え、好評を博したところでございます。

続きまして、3ページをお願いをいたします。特産品の普及、宣伝に関する事業といたしまして、特産品PRのため第20回大阪国際見本市へ出展参加をいたしました。次に、和泉市伝統ガラス細工のビデオの放映及び貸し出しを行ったところでございます。また、じばしんフェアとかつらぎ町産業まつりへ出展参加をいたしました。本市からは人造真珠製品を出品をいたしました。

続きまして、4ページをお願いをいたします。観光に関する事業といたしまして、和泉市観光ビデオの放映と貸し出しを行い、観光パンフレットと観光用特産品パンフレットを市内外に配布をいたしましたところでございます。次に、槇尾山公衆便所の改築につきましては、槇尾山バス停前の公衆便所を観光事業として改築をいたしました。

続きまして、収支決算について御説明を申し上げます。5ページをお願いをいたします。

まず、収入の部の基本財産運用収入は、決算額6万800円でございます。これは基本金100万円を定期預金をしておりましたその利息でございます。

次に、補助金等収入は、決算額1,041万円でございます。これは和泉市一般会計から支出されました使途指定補助金でございます。

次に、負担金収入につきましては、決算額が399万9,990円でございます。これは槇尾山公衆便所改修工事負担金でございます。施福寺に負担を願ったものであります。

次に、雑入につきましては、決算額6万3,071円でございます。その内訳といたしましては、普通預金利息と特産品斡旋手数料であります。

以上により前期繰越収支差額を加えまして収入会計の決算額は、1,538万1,159円と相なっております。

続きまして、支出の部でございます。6ページをお願いをいたします。

まず、事業費でございますが、決算額は1,448万1,831円でございます。その主な内容は、槇尾山公衆便所改築工事費、商工まつり負担金、情報提供負担金等を支出いたしましたものであり

ます。

管理費の決算額は16万4,146円でございます、会議費を支出したものであります。

予備費につきましては、地場産業振興事業費の消耗品等へ流用をいたしました。予算額、差異とも55万6,000円となっております。

以上により当期支出合計の決算額は、1,464万5,977円と相なります。次期繰越収支差額は、73万5,182円となっております。

なお、7ページは「正味財産増減計算書」、8ページは「貸借対照表」、9ページに財産目録、10ページ、11ページには収支計算明細書、12ページは「監査報告書」、12ページは「役員名簿」を掲載をいたしてございます。

以上で「財団法人和泉市商工業振興会平成4年度事業報告及び収支決算書」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「平成5年度財団法人和泉市商工業振興会事業計画及び収支予算書」につきまして御報告を申し上げます。

まず、事業計画の概要でございますが、商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業を3つの柱といたしまして、1ページ、2ページに記載をいたしておりますように例年どおりの事業の実施と、昨年度と異なる事業といたしましては、東京国際見本市への参加及び槇尾山駐車場の一部整備を実施する計画であります。

続きまして、ただいまの事業計画を推進するための平成5年度収支予算について御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入として4万1,000円。

補助金等収入といたしまして655万円。

雑入として5万円を計上いたしました。

以上により収入合計は、664万1,000円と相なっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

支出の部でございますが、事業費として606万8,000円。

管理費として31万円。

予備費として26万3,000円を計上いたしました。

以上により当期支出合計は、664万1,000円と相なります。

なお、5ページ、6ページに「収支予算明細書」を添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして簡単ではございますが、「財団法人和泉市商工業振興会平成5年度事業計

画及び収支予算書」についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく願いを申し上げる次第でございます。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 若干、お聞きをしたいと思います。
ここで榎尾山について、施福寺からお借りしている土地はどのぐらいあるのか。
それと、トイレは公園のところにもあったと思いますが、公衆便所は、榎尾山全体として2カ所なのかどうか。
それから、負担金500万円を出してますが、これは施福寺の位置付けとはどんなものか。5万人の観光客があるというのは、榎尾山自然公園としてなのかあるいは施福寺というお寺を基本にしたものか。そこに市の商工業振興会という位置付けについてお聞かせを願いたい。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公衆便所の移転について、公園課山下からお答え申し上げます。
榎尾山の公園の近くに公衆便所が2カ所ございます。この公園は、公園課が管理をいたしております。
- 議長（竹下義章君） 次。
- 産業部長（大塚孝之君） 位置付けという御質問でございますが、この便所自体は市が管理してございまして、榎尾山の観光用トイレという観点から、市の方と榎尾山の施福寺が共同で修繕をし、新設をしたところでございます。
- 18番（赤阪和見君） 土地は、どのぐらい施福寺からお借りをしているのかという関係について、ちょっとお答えを願いたいと思います。
- 商工課参事（吉田 稔君） 商工課参事の吉田からお答え申し上げます。
敷地面積は、248.175㎡でございます。
- 18番（赤阪和見君） そうじゃなしに、公園とかいろんなものがありますね。この前までは、青年の家という形でありましたが、これは返しましたね。その点では、どのぐらい施福寺の土地が入っているのかどうか、わかりませんか。
- 産業部長（大塚孝之君） 全体でございますか。
- 18番（赤阪和見君） そうです。
- 産業部長（大塚孝之君） その点については、私どもは掌握してございません。
- 18番（赤阪和見君） 信仰の対象物とは別にしまして、和泉市商工業振興会という形の中でやる。しかし、おカネがないので、施福寺にそれを持ってもらうということもわからないこと

はありませんが、本当に槇尾山に力を入れようという気持ちが考えられない、見えないんですよ。

桜の木をどうするか。桜の木は、テングス病とかいろんな病気があってなくなってきているのが現況なんですね。そうした中で松尾寺の桜が美しいからと向こうへ回し、黒鳥山公園が美しくなってきたから向こうへ回しているとしたら理解できない。桜の木は、何百年という木もありますが、普通、人間の命と同じぐらいというところから見ると、今後、50年、60年たったとき、和泉市に桜の名所がなくなるのかどうか、となるわけですよ。

先代の人たちが、今まで営々として植えてきたものが、今、やっと見られるようになった。そして、その木が衰退していても、何も後の手当をしていないというのが、槇尾山を考えたときの現況ではないか。信仰の山ということは別にして、そこに緑を楽しみ、自然公園をしっかり市民あるいは市外から来る人たちに享受していくという考え方が全くなっていないと思います。これは公園でやるのか、どこでやるのか知りませんが、この商工業振興会で公園と便所が出てきましたので、意見として言うているんです。

このトイレは2カ所と言われましたが、センターの下と野外劇場の下の2カ所のことですか。もう一度場所を教えてください。

- 都市整備部次長（山下喬三君） 野外公園のところの1カ所と、その上のバスの方向転回するところの2カ所でございます。
- 18番（赤阪和見君） このトイレの修繕は、バスの転回するところの改造ですね。
- 都市整備部次長（山下喬三君） そうです。
- 18番（赤阪和見君） これは汲み取りということによろしいのでしょうか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 汲み取りでございます。
- 18番（赤阪和見君） この槇尾山の合併処理浄化槽には補助金が出るようになっておりますので、そういう考え方がなかったのかどうか。それだけお聞きをしておきたいと思います。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 水道などの関係もございましたので、これからの課題というところで御理解を願いたいと思います。
- 18番（赤阪和見君） 水道は来てないにしても、しかし、水量はあるんでしょう。逆に言えば、そうおっしゃるならば、3次処理という形の中で、再度、使うという方法は幾らでもできるんですね、流すだけならね。水のリサイクルをそのように考えていけば、本来ならばいいと思うんです。槇尾山は、市の助成という形で入っておりますので、率先してやっていただかなければ問題が起こってくると思いますので、注意だけしておきます。
- 公園という体裁については、しっかりした方向性を持って今から育てていく。昨日も一般質

間で申し上げましたが、育てるということをもう少し力を入れてやっていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。先ほどの説明の言葉尻をとらまえて言うわけではないんですが、毎年、これは出てくるので、「例年どおり」という言葉がありましたのでお聞きをしますが、一体、これは何年たったら中身が変わってくるのかと随分前から期待をしているんです。

その中で府中駅前と思いますが、商業地域通行量調査で46万円支出されてます。これは例の中高生のバイトを使って調査するものでしょう。これは恐らく20余年前からしていると思います。私も過去、あの地域で商業をさせていただきましたが、地域の調査をしたが、昨年比べてこのような結果が出たが、これをどのように利用したらいいか、商店街の組合の人には示しているのか知りませんが、一般の商業者は知らない。こういうことをしてどんな効果があるのかということを重ねてお聞きをしたいと思います。

一応、これまで理屈をこねるのは止めにして、この商工業振興会というのがわずか600万円の予算です。そして、名簿を見せてもろうても官製の振興会やと思います。このような官製の振興会では、現在の日本の経済状況を見る場合、今後、和泉市の商工業の信仰に果たしてどれだけの力が供せるかということ考えた場合、私たちは大きな不安を感じるんです。この振興会の役員さんの名簿を見せていただいても、それぞれのトップの方も入っていますが、予算が予算ですし、仕事の中身を見ても何年たっても変化がない。これで果たしていいのかどうか、一度お考えをいただきたいと思います。特別職の方にも強くお願いしたい。

来年の和泉市商工会議所の発足に向けて皆さん方がいろいろと苦勞されているわけです。それに対する補助金が当年度予算で1,600万円組まれています。それで果たしてええものかどうか、予算委員会でも不安を感じました。ここで同じようなことを申し上げますが、うちの商工費が当初予算で2億7,700万円ですが、川西市の場合は11億4,600万円、5倍近いわけです。神奈川県秦野氏で9億6,000万円です。こういう数字を並べた場合、類似都市でかくも商工に対する予算が違うことに非常に危惧の念を持っています。果たして和泉市の商工業をどのような方向に持っていかれるようと特別職の方がお考えになっておられるのか、この際、お聞かせをいただきたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 産業部長（大塚孝之君） 御意見をいただいております商工業振興会の事業内容でございますが、率直に申し上げましてここ数年、余り大きな変化はしてございません。私どもが考えて

ございますのは、商工会が商工会議所への昇格ということで今、運動を進めているところでございますけれども、その中で新たな業務、例えば国際業務とかいろんな仕事が、商工会議所の中に付加されてまいります。そういった部分を当振興会がお手伝いをしていくということも考えているところでございます。どの程度お手伝いをするかは、商工会といろいろ協議をしていくわけですが、いずれにしましても、当振興会自身も、ここ2、3年のうちに商工会議所への昇格に伴ってかなりの変化が見られると考えているところでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） もっと積極的な御答弁をいただきたいのですが、こういう予算の内容を見ていくと、失礼ですが、うちの商工課は何か閑職に置かれているような感じがします。大塚部長から答弁をいただいて、非常に頑張ってくれていることは理解します。

しかし、今までの日本経済は上昇の一途をたどってきました。しかし、バブルが崩壊し、これから安定成長に入るということが盛んに言われています。上り坂のときは追い付き、追い越せで何ばでもできますが、安定成長の水平飛行になってくると、おくれをいかに取り戻すか、簡単にいきません。大きな1つの課題であると思います。特別職の方にもお願いもしているわけですが、遅まきながら商工会議所ができるのですから、それが十分の御活躍をしてもらえよう、ぜひとも御考慮いただくようお願いして終わっておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。



- 議長（竹下義章君） 日程第17「財団法人和泉市文化振興財団平成4年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市文化振興財団平成5年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） ただいま御上程をいただきました報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成4年度決算書類の提出について」及び報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団平成5年度事業計画書類の提出について」の2件について、お許しをいただきまして担当の社会教育部生田よりその報告の内容について御説明申し上げます。

まず、平成4年度の決算関係でございますが、最初に、決算書1ページの事業概要でございます。研究発表展事業では、特別企画展といたしまして「白描画」をテーマとした展示及び特別陳列展示「書画の名品」展として館蔵品の中から優れた書画の展示、また、常設展といたしまして「中国の工芸」「中国の近代絵画」「中国・日本の工芸」「源氏絵」の4つのテーマで展示いたしました。

その他関連事業といたしまして、特別企画展示「白描画」の解説図録、研究書の発刊、美術品の保存のための対策、また、国際交流として海外研究員との交流や図書資料の交換、また、茶室の公開及び貸し出しを行い、市民文化の向上に努めてまいりました。

以上が事業の概要でございます。

次に、5ページから8ページまでは庶務の概要でございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、9ページからの決算状況について御説明申し上げます。

まず、収支決算書の収入の部でございますが、基本財産運用収入につきましては、基本金3億円の受取利率4.97%の信託運用収入で、決算額は1,491万円となりました。

事業収入といたしまして616万150円。

受託事業収入として6,065万4,000円。

雑収入は、運転資金の預金利息及び雑収入として670万9,382円で、収入合計が8,844万3,532円となり、前期からの繰越金1,030万3,859円と合わせまして9,874万7,391円と相なった次第でございます。

次に、支出の部を御説明申し上げます。10ページでございます。

まず、事業費でございますが、研究発表展事業、出版事業、情報資料収集事業、美術品整理保存事業、国際交流事業、普及事業、広報活動事業、施設管理事業、金銅仏特別研究事業で、それぞれの事業費合わせまして7,070万3,062円となりました。

次に、管理費でございますが、一般管理費として1,745万5,007円の支出となりました。

また、基金積立金支出といたしまして450万円の支出となり、支出合計は、9,268万5,069円と相なった次第であります。

収支差額の606万2,322円につきましては、次期繰越収支差額として平成5年度に繰り越すものでございます。

次に、「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「収支計算書事項別明細書」は11ページ以降に表記いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上が、平成4年度の決算状況についての説明でございます。

次に、平成5年度事業計画並びに予算についての説明でございます。

まず、予算書1ページの事業計画でございますが、研究発表展事業の特別企画展として「隋・唐時代の金銅仏」の展示。特別陳列では、館藏品の中から「書画の名品」展。また、常設展示といたしましては、「中国の工芸」「中国の近代絵画」「中国・日本の鏡」「源氏絵」の展示。そのほか関連事業といたしまして、特別展の解説図録、研究書の出版、蔵品の英文翻訳のまとめなど、地域住民に対する美術への意識高揚、美術館事業の広報活動を行い、市民文化の発展に努めるものでございます。

以上の事業計画実施の裏付けとなる収支予算書でございますが、予算書5ページでございます。

収入の部では、基本財産の運用による利息収入が、利率4%を見込みまして1,200万円。

また、事業収入につきましては530万3,000円。

次に、補助金等収入といたしまして、市からの受託金収入6,552万5,000円。

雑収入227万円で、収入合計は、8,509万8,000円となり、前期からの繰越金420万円を加え、収入合計額は、8,929万8,000円としてございます。

次に、6ページの支出でございますが、事業費といたしましては、前年度と同様研究発表展事業を初め9つの事業費を合わせまして、事業費合計6,997万2,000円といたしてございます。

次に、管理費でございますが、一般管理費として1,882万6,000円。

予備費として50万円を予定し、支出合計は、8,929万8,000円となります。

なお、7ページから12ページには「収支予算事項別明細書」を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第6号並びに報告第7号についての説明を終わらせていただきます。

最後になりましたが、開館以来11年が経過いたしますが、全国的に観覧者を迎えるに至り、さらに、関西国際空港の開港を間近に控え国際的な活動が求められる折、文化芸術面において館運営は一層重要な役割を担うこととなりますので、議員皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

終わります。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号及び第7号を終わります。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第19「財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度決算書類の提出について」及び日程第20「財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第9号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） それでは、ただいま御上程いただきました報告第8号「和泉

市公共施設管理公社平成4年度決算書類の提出について」及び報告第9号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成5年度事業計画書類の提出について」の2件について、お許しを得まして自席より担当の社会教育部生田から報告内容について御説明を申し上げます。

まず、平成4年度の決算関係でございますが、最初に、決算書2ページの事業の概要でございます。

財団法人和泉市公共施設管理公社は、設立以来8年余が経過いたしました。受託事業の円滑化を期するため、和泉市と連携を保ちながら表裏一体の中で市民の文化教養・体育の振興を初め、広く福祉の増進に寄与することに努めてまいりました。

現在、受託事業といたしまして、和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、和泉市立光明池球技場、同光明池運動場、同光明池緑地運動施設、和泉市立コミュニティ体育館及び和泉市コミュニティセンターの6施設の管理運営を行っておりますが、市民と直接接するそれぞれの施設現場においては、市民サービスの向上を図るとともにさらに充実を目指し、職員及び関係者は努力しているところであります。

また、独自事業といたしまして、市と連携を取りつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座、教室の開催などを行い、市民福祉の増進に努めた次第でございます。

これら各施設の運営及び利用者の状況につきましては、4ページから17ページにかけて記載いたしました。また、18ページには、4年度中の理事会議決事項、18ページから19ページには、役員並びに職員の異動状況を記載いたしておりますので、よろしく御願申し上げます。

次に、20ページからの決算状況について御説明申し上げます。

まず、収支決算書の収入でございますが、基本財産運用収入の利息収入といたしましては、基本金2,000万円の受取利率4.97%の信託運用収入で、決算額は99万4,000円となりました。

また、事業収入のうち独自事業によるものが854万5,500円で、受託事業による収入が、6施設の事業収入をそれぞれ合わせ1億3,438万5,141円であります。このうち市からの委託料は1億2,898万6,037円でございますが、光明池野外体育の3施設とコミュニティ体育館及びコミュニティセンターの使用料等は、一般会計に3,200万3,990円収入しておりますので、純一般財源は9,698万2,047円と相なります。

雑収入は、運転資金の預金利息及び雑収入といたしまして141万996円。

以上、収入合計が1億4,533万5,637円と相なった次第でございます。

次に、21ページの支出の部の一般事業費につきましては、独自の事業費といたしまして603万7,410円の支出でございます。

次に、受託事業費でございますが、6施設の事業費それぞれ合わせまして1億2,821万

2,082円を支出いたしました。

また、管理費といたしましては、本年度より消費税の納税を含め1,108万6,145円の支出となりました。

以上の支出合計は、収入合計と同じく1億4,533万5,637円と相なった次第でございます。

次に、「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「財産目録及び収支決算明細書」を22ページ以降に表記いたしておりますので御参照賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で平成4年度の決算状況についての説明を終わらせていただきます。

次に、平成5年度事業計画及び予算についての御説明を申し上げます。

まず、予算書1ページの事業計画でございますが、平成5年度につきましても、前年度に引き続き市民の文化教養、体育の振興を初め勤労者の福利厚生の上を図るため、市との密接な連携を保ちながら各施設の事業を行うものとしております。

この6施設の事業計画実施の裏付けとなる収支予算書でございますが、予算書2ページでございます。

収入の部では、基本財産の運用収入による利息収入が利率4%を見込み80万円。

また、一般事業収入では、独自事業分として841万2,000円といたしました。

次に、前年度と同様6施設の受託事業収入といたしまして、1億4,353万9,000円といたしてございます。御参考までに、受託事業収入のうち市からの受託料6施設分を合計いたしますと1億3,826万7,000円でございますが、一般会計で収入を予定しております使用料2,877万7,000円を差し引きいたしますと、純一般財源は、1億949万円と予定いたしております。

また、雑収入が10万円で、当期収入合計が1億5,285万1,000円で、前年度からの繰越金がございますので、収入合計も同額と相なる次第でございます。

次に、3ページの支出の部の一般事業費につきましては、独自事業費といたしまして614万1,000円を、また、受託事業費につきましては、6施設の事業費といたしまして1億3,593万1,000円の支出を予定をいたしております。

次に、管理費につきましては900万3,000円。

予備費といたしまして177万5,000円を予定し、支出合計は、収入と同額の1億5,285万1,000円と相なります。

以上のとおり、当期収支差額、次期繰越ともゼロと相なる次第でございます。

なお、4ページから9ページには「収支予算事項別明細書」を記載いたしておりますので御参照賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第8号並びに第9号についての内容説明を終わら

させていただきます。今後とも施設の運営管理に万全を期し、サービスの向上に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第21「財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度決算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第11号

財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成4年度決算書類の提出について」及び報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成5年度事業計画書類の提出について」の概要を都市整備部長萩本より報告させていただきます。

まず、平成4年度の事業報告であります、決算資料の1ページをお願いいたします。

本協会は、公園緑地施設の維持管理事業として職員による毎日の巡回及び点検とごみ収集作業等を行い、また、シルバー人材センター会員の就労により清掃、除草等を行うとともに、一部外注委託による樹木の剪定等を実施し、効果的な維持管理に努めました。

次に、都市緑化啓発事業として緑の週間には市内の広報活動を展開するとともに、緑の日には、JRの駅前で花の種などを配布いたしました。また、市民まつりには、緑化についてのパネルクイズを実施いたしました。

次に、秋季の商工まつりと都市緑化フェアでは、記念植樹と児童による作文発表や絵画展等を開催するとともに、参加者には、緑化苗木等を配布いたしました。

また、中国・南通市との友好都市提携に伴い黒鳥山公園内において楠、広玉蘭の記念植樹整備を行ったほか、和泉府中駅前広場においてボランティア活動によって花の苗を配布いたしました。

なお、市民を対象とした第4回園芸教室を開催するとともに、婦人会、町会、幼稚園、小中学校の協力を得、花と緑のまちづくりと学校内花壇づくりに努めました。さらには、大阪府が行う緑化樹配布事業に協力し、各種団体などに緑化樹の配布に努めました。

3ページから4ページに役員、職員に関する状況及び役員会議に関する事項を記載させていただいております。

次に、収支決算について御説明申し上げます。

まず、収入の部であります。基本財産運用収入1,641万円は、基本財産3億円の利息収入であります。

次に、補助金収入3,730万8,000円は市からの補助金等の収入であり、公園の施設維持管理費であります。

次の特定預金取り崩し収入104万8,000円は、年金受給者職員の退職金支払いのための取り崩し収入であります。

また、雑収入114万7,311円は、基金運用利息収入と園芸教室生徒からの教材費の一部収入でございます。

当期収入合計は、予算額5,591万3,000円に対し決算額5,591万3,311円となり、差異は311円であります。

また、前期繰越額は31万4,123円。収入合計決算額は5,622万7,434円と相なるものでございます。

続きまして、支出の部ですが、6ページをお願いいたします。

事業費の主なものは、公園維持管理事業費決算額3,194万7,000円、緑化啓発事業費1,795

万1,734円で、主に公園の維持管理経費と緑化植樹費と各種の啓発事業費であります。

管理費529万8,401円は、協会運営経費であります。

特定預金支出では、退職給与引当金として84万1,000円。

予備費30万円は、植栽整備に使用したため決算額はゼロとなっております。

したがって、当期支出合計は、予算額5,622万7,000円に対し決算額5,603万8,135円となり、差異は18万8,865円であります。

当期収支差額は12万4,824円となり、次期繰越収支差額といたしましては、18万9,299円と相なるものであります。

7ページ以降に「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「収支計算事項別明細書」及び「決算審査意見書」を記載いたしておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

続きまして、報告第11号「平成5年度財団法人和泉市公園緑化協会事業計画並びに収支予算」でございますが、説明に入らせていただく前に、別冊資料の4ページの科目の表現に一部に誤りがあり、正誤表を配付させていただきました。恐れ入りますが、御訂正方よろしくお願いいたします。

それでは、別冊資料1ページの事業計画であります。当法人は、前年度に引き続き都市公園維持管理事業では、各公園緑地施設の職員による日常の巡回、点検や、シルバー人材センターの就労を受けながら清掃、除草あるいは樹木等の維持管理に努め、また、緑化啓発事業におきましては、都市緑化フェアあるいは花と緑の園芸教室を開催するとともに、各種団体の協力を得ながら地域における緑化啓発の推進に努めてまいります。

以上の事業実施に伴う収支予算であります。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部であります。基本財産運用収入1,200万円は、基本金3億円に対する信託の利息収入でございます。

次の補助金等収入は市からの受託事業収入で、公園維持管理事業費並びに緑化啓発事業補助金収入として5,001万7,000円を計上しております。

次に、特定預金退職給与引当金取り崩し収入293万9,000円は、年金受給者職員2名の退職金支払いのため積立定期預金を取り崩し収入とするものであります。

また、雑収入50万円は、普通預金等の利息収入並びに園芸教室生徒からの教材費の一部収入であります。

以上、当期収入6,545万6,000円を予定いたしました。

続きまして、4ページの支出の部であります。市の公園維持管理事業として3,668万

8,000円、緑化啓発事業として2,035万9,000円、合計5,704万7,000円を計上いたしました。

次に、管理費として644万3,000円。

特定預金支出退職給与引当金として156万6,000円。

また、予備費は40万円を計上し、当期支出合計は6,545万6,000円とし、収入、支出ともに同額と相なるものであります。

5ページから7ページに「収支予算書」、「事項別明細書」を記載いたしておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） ちょっとお聞きをしますが、この管理をしていく中で不備な点が見付かった場合、協会の方では、簡易な修理はするのでしょうか、こういう点はどうか、という場合、どこでどのような連携をとっていくのか、お伺いします。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答えいたします。
簡易な修理は協会の方でやっていただいておりますが、大きな工事を要するものについては、市の方で請負工事という形で考えてやっております。
- 18番（赤阪和見君） それでは1点、お聞きをしますが、今までブランコの鎖が切れているとかジャングルジムの足が浮いているとか、何件ぐらい公園課の方でしたのかどうか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 今、その資料は持っておりませんが、遊具については、大体の寿命が15年程度と見ておりますので、余りそう大きなものは記憶がございません。ただ、簡易なブランコの紐や鎖が切れたとかいうものについては、鉄工所をお願いをして引っ付けてもらうとかは、協会を通じてやっていただいております。おおむね今まで修繕箇所が出てきたのは、30件程度でございます。
- 18番（赤阪和見君） 水道が引かれているが蛇口が飛んでいるとかは、公園課ですか、それとも協会ですか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） そういう水道の蛇口などが多いのですが、それが今申し上げました30件の中に入っております。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 28番（猪尾伸子君） 中央丘陵のいたちはら公園の件についてお聞きをします。

これは予算委員会でもお聞きをしたと思いますが、ごみがすごいということでごみ箱を設置していただきました。ところが、ごみの収集がやられていないのではないか。毎日、私も行っ

ているわけではないのですが、たまたま通りがかると、ごみ箱はあるが、その周りのごみの山という状況をよく見かけます。あそこはまだ公団の管理で、いろいろ手続的なことはあるとは思いますが、「毎日巡回、点検を行い」と報告の中でいただいています。あそこは実際に人が住み、よそからもいろんな人が来ているので、早く公園の管理がきちんとできるようにお願いをしたいと思います。その辺についてお聞きをしたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） その件につきましては、ただいま公団と話し合い中でありまして、引き取るまでは、できるだけ公団にもその辺について注意をしていただくよう申し入れをしたいと思います。まだ、引き継ぎについて協議が整っておりませんが、早急にその方向へ持って行くよう努力をしたいと考えております。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 22番（西口秀光君） 収入の部の基本財産運用収入ですが、予算額と決算額を変更していないということは、何か意味があるのですか。ほかの財団は全部減っていると思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） その内容ですが、年度末3月31日に補正という形をとらせていただいていますので、金額は、同額ということでございます。
- 22番（西口秀光君） 予算と決算の間に補正があるということですか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） そうです。
- 22番（西口秀光君） もう1点、お聞かせ願いたいんですが、この基金3億円ということですが、先ほどの教育委員会の文化振興財団も3億ですが、運用利息が若干、違うように思います。こちらの方がいいのですか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 今、私どもが運用していますのは、住友信託銀行の貸付信託の5年物で運用していますが、文化振興財団との預け入れの期日のスタートの時点が違うということと、私どもの利率は、平成4年度につきましては年間5.47%ということで、若干、文化振興財団よりもよかったということでございます。
- 議長（竹下義章君） 赤阪君。
- 18番（赤阪和見君） この予算を見たら、1,650万円から1,200万円に落としてあるのと違いますか。利率は変わっているのでしょうか。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 3月31日に補正をいたしまして、決算額が1,641万円ということでございます。平成5年度につきましては1,200万円、4%の利率しか見ておりません。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号及び第11号を終わります。

す。

- 議長（竹下義章君） 日程第23「財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について」及び日程第24「財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告第12号

財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成4年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第13号

財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。

- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第12号「財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について」並びに報告第13号「財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、一括して内容の御説明を申し上げます。

まず、平成4年度の事業報告と決算でございます。別冊1ページをお願いいたします。

住宅センターは平成3年6月1日に発足、2年目を迎えた今年度は、その目的であります市民の自主的な参加を求めながら良好な住環境の保全と啓発並びに市営住宅の効率的な維持管理を推し進めるため、各種事業に積極的に取り組んでまいりました。

まず、良好な住環境の保全と居留意識の向上を図るため、住宅環境啓発事業では、防災、特に火災に対する予防と避難の知識と実践を身に付けていただくため、消防署あるいは消防団第8分団、第9分団の協力のもとに、和泉第1団地で防火指導を実施してまいりました。

また、昨年度に続き住宅環境保全のため、各種のチラシやプレイロットへのごみ籠の設置等も行いました。

次に、駐車場の管理事業では、入居者組合の協力を得まして駐車場管理運営の適正化に努めるとともに、使用の適正化と駐車台帳の整備に着手をいたしました。さらに、団地内の不法迷惑駐車についても、ステッカーの張り付けなどその解消に努めてまいりました。

(3)の住宅センター事業の根幹を成します市営住宅の維持管理事業では、都市の密接な連携のもと建物の保全と修繕、家賃の徴収と住宅巡回を通じて入居者とのコミュニケーションを深め、市営住宅に対する理解と協力を得るように努めてまいりました。

3ページに役員会と議決事項。4ページ、5ページに役員及び職員について記載をしておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、6ページの決算状況でございます。

まず、収支計算書の収入の部でございますが、大科目1の基本財産運用収入につきましては、基本財産2億円の利息収入で896万5,672円。

大科目2の一般事業収入は、駐車場管理事業収入で967万円。

大科目3の受託事業収入は、市営住宅の維持管理事業収入で1億2,877万1,880円。

大科目4の雑収入は、運用財産の利息収入等で31万6,823円。

以上、当期収入合計は1億4,772万4,375円。前期繰越金が195万396円ありましたので、収入合計は、1億4,967万4,771円となりました。

次に、7ページ支出の部でございますが、大科目1の事業費では、住宅環境啓発事業費665万708円。

駐車場管理事業費として967万円。

住宅維持管理事業費として1億2,877万1,880円。

事業費合計は、1億4,509万2,588円でございます。

大科目2の管理費では、総務管理費として204万6,701円を支出し、当期支出合計は、1億4,713万9,289円となります。

以上、当期の単年度収支差額は58万5,086円となり、前期からの繰越金95万396円を合わせた253万5,482円を次期に繰越しをいたしました。

なお、9ページ以降に「正味財産増減計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」等を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いを申し上げます。

以上、平成4年度事業報告と決算についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成5年度の事業計画と予算について御説明を申し上げます。別冊1ペー

ジをお願いいたします。

事業計画でございますが、本年度も引き続き市との密接な連携のもと、市営住宅の効率的な維持管理と入居者の自主的な参加を求め、居住意識の啓発と各種住宅問題に取り組んでまいります。

住宅環境の啓発事業では、住環境の整備や快適な都市住宅に関する調査研究や広報事業等を積極的に行うとともに、本年度は、伯太地区の市営住宅で防火指導の訓練を実施をする計画をしてございます。

駐車場管理事業では、駐車場の管理運営の適正化に努めまして、引き続き入居者と地元自治会の協力を求め、不法迷惑駐車防止に努めてまいります。

2ページの住宅維持管理事業では、市から市営住宅の維持管理事業を受託をし、入居者の意向の把握とより積極的な協力を求めつつ、特に本年度は、修繕に対する迅速な対応をモットーとして良好な市営住宅の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、それらの事業を遂行するための予算でございます。4ページをお願いいたします。

収支予算書の収入の部でございますが、大科目1基本財産運用収入につきましては800万円を予定。

大科目2の一般事業の駐車場管理事業収入として1,060万5,000円。

大科目3の受託事業の住宅維持管理事業収入として1億5,994万8,000円。

大科目4の雑収入の利息収入として10万円を予定しております。

以上、収入合計1億7,865万3,000円を計上いたしました。

次に、5ページの支出でございます。

大科目1事業費としては、住宅環境啓発事業費として567万5,000円。駐車場管理事業費として1,060万5,000円。住宅維持管理事業費として1億5,994万8,000円。事業費合計として1億7,622万8,000円。

大科目2管理費として200万6,000円を予定をいたしました。

大科目3予備費として41万9,000円を予定をし、以上、支出合計として1億7,865万3,000円を計上いたしました。

6ページ以下に「収支予算書事項別明細書」を添付しておりますので御参照いただき、まことに簡単でございますが、報告第12号「財団法人和泉市住宅センター平成4年度決算書類の提出について」並びに報告第13号「財団法人和泉市住宅センター平成5年度事業計画書類の提出について」の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

○ 18番（赤阪和見君） この内容ではなく、先ほど、西口議員さんから質問があった点の関連ですが、これは財団法人の所管の省庁、例えば建設省とか、そういうところによって予算書の書き方が違うのかどうかをお聞きをしたい。

というのは、先ほどの財団法人公園緑化協会の予算書では、前年度予算ということになって平成5年度に載ってくるわけですね。ところが、この平成4年度の決算額の分がありまして、それとは違うわけです。

今、説明があった住宅センターの部分では、各項目が前年度当初予算ということになってくるわけですね。そうすると、平成4年度の収支決算書を見ますと、そこでは896万5,000円になっている基本収入が、前年度当初予算ですから1,000万円になっている。こういうところで書き方が違うわけですよ。この公園と住宅なら関係省庁は一緒だと思うので、同じようにレベルを合わせていただかなければ、こういう質問が出てきて議会がおくれることになります。その点、会計の方はどういう形になっているのか、説明を願いたい。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（西岡政徳君） ただいま会計ということでございますが、住宅センターにつきましては住宅課が所管をしておりますので、住宅センターの決算書のつくり方について御説明申し上げます。

先生が御指摘のとおり、財団によりましてそれぞれ指導を受けている所管が違うわけです。私どもの方は、府の建築振興課というところから指導を受けております。一応、指導は受けておりますが、こういう形で書式が違っている点につきましては、非常に私どもでも疑問に思っているわけでございます。今後、府とも十分協議して統一した形にしていきたいと思っております。今年度はこういう形になりましたが、次年度以降につきましては、できるだけ同一の様式にしていけるよう努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） これは各省庁によって、例えば大臣の表彰状を出す場合でも言葉の使い方が相当違うわけです。これしかあかんというところもあるわけです。普通の文章ではだめだということですね。そういう点では一定の理解はするんですが、公園と住宅という同じ建設省の中にある財団法人だと思います。財団法人の場合、どこの省庁が管理統括するかということが決まっていると思います。その点では、今、疑問に思う云々というよりはきちんとした方向で統一をしていただき、統一できない点はこうだ、というところについてははっきりしていただきたい。そうでないと、これだけ財団が増えてくると、聞くだけでも内容的にわからない点も出てくると思います。これは決められたことで報告しているわけですから、その点はしっかりと統一していただきたいと要望だけしておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号及び第13号を終わります。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第25「財団法人和泉市福祉公社平成5年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告第14号

財団法人和泉市福祉公社平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市福祉公社の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第14号「財団法人和泉市福祉公社平成5年度事業計画書類の提出について」、その内容を福祉事務所中川より御説明申し上げます。

当公社は、和泉市に居住する高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的といたしまして、去る5月12日、大阪府知事の設立許可を得て法人登記を行い、5月14日、発足したものでございます。

事業の概要でございますが、別冊平成5年度事業計画並びに収支予算書1ページを御覧いただきたいと存じます。

当公社は、市民の保健・福祉の知識の普及啓発及び相談、情報提供並びに保健・医療・福祉の連携のもとでの在宅福祉サービスの向上を図るため、自主事業と受託事業を行うものであります。

まず、自主事業といたしましては、

(1) 在宅保健福祉サービスに関する調査研究事業といたしまして、サービス開発研究事業の実施、保健福祉サービス連絡調整会議の開催、全国福祉公社等連絡協議会での情報交換と調査活動等を行うものであります。

(2) 在宅保健福祉サービスに関する知識の普及啓発活動の実施。

(3) 介護講習会及び介護技術実習等の実施。

(4) 在宅保健福祉サービス及び高齢者等の生活に関する相談並びに情報提供。

(5) その他当公社の目的を達成するために必要な事業等を計画しております。

次に、受託事業でございますが、過日、竣工いたしました和泉市老人デイサービスセンター管理運営事業を和泉市より受託するものでございます。

なお、和泉市老人デイサービスセンターについては、議員各位の御協力をいただき6月14日に事業を開始されております。現在の登録者は36名、市内各所よりの御利用をいただいております。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を遂行するための平成5年度収支予算について、3ページの収支予算書に基づいて御説明させていただきます。

まず、収入の部でございます。大科目①基本財産運用収入といたしましては、基本財産2億円の運用利息355万円を計上いたしました。

大科目②受託事業収入といたしましては、3,945万2,000円のうち3,765万2,000円を和泉市よりの老人デイサービスセンター管理運営受託料として、180万円をデイサービスセンター利用者の給食と特浴等の利用者実費負担金収入を計上したものであります。

大科目③は、雑収入といたしまして公社運用財産より生ずる預金利息5万円を計上いたしました。

以上、収入合計4,305万2,000円でございます。

次に、4ページの支出の部でございます。

大科目①事業費として4,141万9,000円を計上いたしました。その内訳であります、中科目(1)保健福祉サービス事業として196万7,000円で、その主なものといたしましては、公社自主事業としての啓発用冊子等を購入するための消耗品などであり、中科目(2)は、老人デイサービスセンター受託事業費3,945万2,000円で、その主なものといたしましては、職員の人件費、社会労働保険料、光熱水費、賄い材料費、委託料等でございます。

大科目②管理費は、総務管理費として113万3,000円を計上いたしました。その主なものは、会議費、旅費等でございます。

大科目③は、予備費として50万円を計上いたしました。

以上、支出合計は、4,305万2,000円でございます。

なお、本年度予算は、年度途中での発足のため5月14日より来年3月31日までの予算でございます。5ページ以降に「収支予算事項別明細書」、8ページに参考資料といたしまして役員名簿、評議員名簿及び職員構成の資料を添付記載いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、平成5年度和泉市福祉公社の事業計画並びに収支予算

の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。
- 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。1点だけお聞きをしておきたいと思います。発足仕立てですので、この場でいっておかないといけないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

多分、予算委員会でもうちの猪尾議員が質問をしたと思いますが、いわゆる実費負担にかかわっての生活保護世帯及び非課税世帯に対する費用負担額の問題についてお尋ねをしたいと思っています。

先ほど、御説明があったように実費負担ということで、所得制限なしで一律でデイサービスセンターでは給食サービスが400円、入浴サービスは特殊浴槽500円、リフト浴槽500円、一般浴槽300円という料金体系をとられたわけです。

同じような制度として、これまでやって来られた寝たきり老人等移動入浴サービスというのがあります。これも福祉課で費用負担額の一覧表をいただきましたが、これによりますと生活保護法による被保護世帯は、利用者負担はゼロ円、生活中心者の前年所得税非課税の世帯もゼロ、課税年額が9,600円以下の世帯で2,000円、以下5,000円まで料金を取るという費用負担額になっているわけです。

同じような制度で寝たきりのお年寄りが一番期待をしていたデイサービスセンターでは、非課税世帯と生活保護世帯という本当に困っている方々が実費利用ということで特殊浴槽の場合が500円、これは週1回ですので月当たりになると2,000円の新たな負担増になるという状態になっています。逆にいえば、低所得者層は利用しなくてもいいということです。生活保護世帯は、これだけの額が払えなかったら来なくてもいいという制度になってしまっているのではないか。こういった同じような制度でこれまでの福祉の水準から言えばはっきり後退になるようなデイサービスセンターの利用負担額というのは納得できないので、御説明及び考え方を聞かせたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 老人障害福祉課金谷からただいまの早乙女議員さんの御質問にお答え申し上げます。

ただいまの御指摘でございますが、移動入浴サービスにつきましては、そのまま引き続き行うことといたしてございます。移動入浴サービスにつきましては引き続き行うことといたしまして、移動入浴サービス等に係る委託料等が相当に高うございます。その関係もございまして生活保護世帯についてはゼロ、最高で5,000円という御負担をいただく制度といたしております。

す。

一方、デイサービスセンターにつきましては、入浴あるいは給食のため、特に入浴でございますが、利用者に御負担をいただいておりますのは、議員さんがおっしゃっておいりましたように水あるいは燃料費等の実費分でございます。一般分が300円、リフト浴並びに特殊浴が500円ということでございます。金額的に申し上げますと、公衆浴場料とデイの一般浴は、ほぼ同額の似通った額でございます。

来年春になりますと、特別養護老人ホーム光明荘で社会福祉法人の大阪府社会福祉事業団がデイサービス事業を開始し、また、同じく特別養護老人ホームの「ヴィオラ和泉」では、社会福祉法人の「芳春会」がデイサービス事業を開始する予定であります。

これらの社会福祉法人が行うものと今回の和泉市立のもの、民間、公立いずれにありましても均衡を保つ必要もございまして、減免ということになりますと、社会福祉法人の経営にも一部影響が生じようということでございますので、その辺も考え合わせなければならぬと存じます。まだ2週間前に始まったばかりでございますので、ただいま申し上げた社会福祉法人立等との関係もございまして、現在のところは、現行どおり特殊浴槽等が500円、一般浴300円という、すべて実費負担ということで御負担をいただきたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 「現行で御理解を賜りたい」ということですが、全く理解できません。何のためにデイサービスセンターをつくったのか、ということがもともとあるだろうと思えます。この間、開所式に行ったとき、「利用のしおり」をいただきました。特に集団的に給食サービスも含めこういうことが書いてあります。「お年寄りの余命を考えた給食を提供し、皆で楽しく食事をしていただく」。本当に在宅の寝たきりのお年寄りが孤独感というか、週1回のヘルパーさんあるいは週2回の医療ヘルパーさんの派遣を待ち望んでおられる実態の中、デイセンターへ週1回出歩くことができるという、外へ出て行って同じような境遇の方々と膝を突き合わせてお話し、食事と一緒に楽しく時間を過ごすという、これはだれが考えても本当に素晴らしいことだと思います。

このことについて今、現実に寝たきりの老人が移動入浴サービスを家庭で利用されている料金体系とデイセンターの料金体系が違うということになれば、はっきり言って経済的な負担から止めてしまおうということが絶対に出てくると思えます。特に生活保護世帯については、今度、デイセンターがこうなったから生活保護費を上乗せするんですか、しないでしょ。月4回で2,000円の保護費を上乗せしますか。今でもたくさんの生活保護家庭の方がいらっしゃいますが、着るものも始末をするという、本当に寝たきりのお年寄りですという状況にあるかど

うかは知りませんが、一般的な生活保護家庭の場合だと、本当に慎ましやかな生活で御苦勞をされている。そういう実態を本当に考えられて、しかも、先ほどの所長の説明では「高齢者の施設として新たにつくりました」と言われています。こういう点を考え合わせれば、新しくスタートする福祉法人と均衡を保つということですが、一体、何のために公的な形で準備をし、設立したかが問われると思います。

たまたま、つい先ほど、議会事務局から第1回定例会の議事録をもらいました。私は一般質問でこの問題を取り上げましたが、そのときの当局答弁を読み上げます。「市の全額出捐による財団法人である福祉公社でありますと、公正性や安定性の欠如という不安を解消することができ、なおかつ、行政とは別個の法人ということで弾力的かつ柔軟に対応できるという、公共、民間双方の利点を合わせ持つことができるわけです」とあります。公正性が保てるから全額市が出捐して財団法人をつくってやらせるんだ、とおっしゃってます。このどこで公正性が保てるか、ということです。第1回定例会で御答弁をされたことが、現実に5月にスタートするときにあっさり忘れられ、公正性が欠けているのではないですか。再度の答弁をお願いします。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） ただいま申し上げましたデイサービスセンターの運営に係る実費徴収につきましては、公社とは直接に関係なく、先ほど申し上げましたように市のデイサービス事業として、民間立も市立も含め市の方で統一してやっていくということで、公社とは直接に関係はないものでございます。あくまでも、これは市の考えとして実費を徴収していくというものでございます。
- 27番（早乙女実君） だから、市の受託事業であるから逆に市と同じ制度でやれるのではないですか。おっしゃった答弁をそっくりお返ししますから、せめて非課税と生活保護世帯をただにするという前向きな検討がなぜできないのか、もう一度再答弁をお願いします。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 一方では、移動入浴サービスのことを指摘されておりますが、移動入浴は1回、最高5,000円の御負担でございます。一方、デイにつきましては、一般の公衆浴場に行くのとはほぼ同額の300円あるいは500円でございます。そういうことから、その程度の御負担をお願いしたいということでございます。よろしくお願い申し上げます。
- 27番（早乙女実君） 平行線になりますので終わりますが、昨年秋、もともと福祉公社の問題が起こったとき意見だけ言っておいたと思います。今まで公的福祉がさわれない部分、いわゆる所得の多い方をカバーするため福祉の谷間を埋めるためにやるんだ、というのがこれまでの当局の答弁でした。そのために私が言ったのは、福祉の谷間を埋める形を取りながら、現実に今、行っている公的福祉の後退につながるようなことはするな、ということを行いました。

ある面で言えば、今の移動入浴サービスを受けておられる方々に対し、新しいデイセンターのサービスを受けることが、逆に言えばより出費が増える、公的サービスの低下になっていることを指摘をしたいと思います。ぜひこの件については、「スタートしてまだすぐだ」とおっしゃったことを最大のよりどころにしましてきちんと検討し、明確な市の温かい施策として実施されるように要望して終わらせていただきます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 5番（上田育子君） 最後のページに役員名簿と評議員名簿がございます。私は、この評議員というのは初めて聞きました。実務者も含め実際の運営は、どのような機構でやっておられるのか、答弁をお願いします。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 老人障害福祉課参事（大中 保君） 老人障害福祉課の大中よりお答え申し上げます。
上田議員さんが御質問の評議員の関係でございますが、寄付行為にうたわれておりました、大阪府の指導もございまして、役員の諮問機関という位置付けで評議員会を設置しております。他の財団も同様に評議員会を設置しております。
- 5番（上田育子君） 実際の運営をどのような方々が、どのような権限を持ちながらやっておられるのか、ということについての質問です。特に私が福祉プラン等の中で口を酸っぱくして言ってまいりました審議会に女性メンバーの参加ということもありますが、一番大切なことは、ゴールドプラン等を担っていく可能性があるこの福祉公社の運営の中に権限を持った女性がどのように参加をしているのか。そのことについて具体的に答弁をお願いしたいと思います。
- 老人障害福祉課参事（大中 保君） 女性の参加につきましては、現在、和泉市民生・児童委員協議会の女性部長という方と、市の企画室の女性政策課長の2名が評議員に参加してございます。
女性の役割ということでございますが、他の評議員さんと同じような権限でございます。先ほどから言われております市の公社の重要事項は、あくまでも役員の方で決定いたします。現在のところ、評議員につきましては理事の選任という権限のみでございまして、後は、諮問機関という形で運営をいたしてございます。
以上でございます。
- 5番（上田育子君） もう発足していますが、今後、役員の改選等が行われる場合には、重要事項の決定の場に女性を入れていくというのが時代の流れです。特に福祉という女性の暮らしと極めて密接な問題に関して、役員の中に1人も女性メンバーが入っていないということは、今までこの議場で何を議論されてきたのかとすごく残念に思っています。今後の善処をお願い

をして終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号を終わります。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第26「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成5年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第10号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「8万円」を「13万円」に改める。

附則第12条の3中「平成3年度分及び平成4年度分」を「平成5年度分及び平成6年度分」に改める。

附則第13条を削る。

附則第13条の2第1項中「市街化区域農地」の次に「（法附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）」を、「その者」の次に「（その相続人を含む。以下本条において「宅地化農地所有者」という。）」を加え、「免除する」を「免除するものとする」に改め、同条第8項中「受けた者」を「受けた宅地化農地所有者」に改め、「（平成6年度分）」の次に「及び平成7年度分」を加え、「土地の」を「土地に係る」に改め、「10分の9」の次に

「（平成7年度分については、3分の2）」を加え、「減額する」を「減額するものとする」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第13条の2第7項中「前項」を「前2項」に改め、「第1項」の次に「（第4項の認定をした場合にあっては、同項）」を加え、同項を同条第10項とし、同条第6項中「当該各年度分」を「平成4年度分及び平成5年度分」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 市長は、第4項の認定をした場合には、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間、当該認定に係る宅地化農地に係る平成4年度分及び平成5年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額並びに平成6年度分及び平成7年度分の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ3分の2に相当する額に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

附則第13条の2第5項中「附則第8条の3第2項第2号」を「附則第8条の3第2項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「者は、」を「宅地化農地所有者は」に、「間に」を「間に、第4項の確認を受けようとする宅地化農地所有者は同年1月1日から平成8年1月31日までの間に、」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 平成5年12月31日までの間に宅地化農地について第1項に規定する計画策定等がなされないことについて、宅地化農地所有者の申請に基づきやむを得ない理由があると市長が認定するとき限り、平成6年1月1日から平成7年12月31日までの間に当該宅地化農地について計画策定等がなされたことにつき市長の確認を受けた場合には、平成4年度分及び平成5年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額並びに平成6年度分及び平成7年度分（平成6年度に当該確認を受けたときにあっては、平成6年度分）の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ3分の2に相当する額（平成6年1月1日から同年3月31日までの間に当該確認を受けたときにあっては、平成4年度分及び平成5年度分の当該宅地化農地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ10分の9に相当する額）に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

5 前項の申請は、市長の定めるところに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等を平成5年12月31日までの間に行うことができない理由
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のために予定している計画策定等の区分

附則第13条の2に次の1項を加える。

- 12 平成6年度までに第4項の確認を受けた土地に対して同項の納税義務の免除を受けた宅地化農地所有者に課する固定資産税又は都市計画税については、平成7年度分（平成6年1月1日から同年3月31日までの間に当該確認を受けたときにあつては、平成6年度分及び平成7年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ3分の2に相当する額を当該確認に係る土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第13条の2を附則第13条とし、附則第13条の3を附則第13条の2とする。

附則第13条の4第1項中「平成5年3月31日」を「平成6年3月31日」に改め、同条を附則第13条の3とする。

附則第14条第1項中「19万円」を「25万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2及び附則第14条第1項の規定は、平成5年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成4年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第12条の3第1項の規定は、平成5年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成4年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第13条の規定は、平成5年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成4年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第5条 新条例附則第13条の3第1項の規定は、平成5年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成4年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

○ 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第15号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並び

にその内容について、総務部神藤より御説明を申し上げます。

このたび、平成4年度の地方税法の一部を改正する法律が第126回通常国会において去る3月21日に可決成立し、3月31日に公布され、4月1日より施行されることとなりました。このため市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案を申し上げるいとまがございませんでしたので、去る3月定例議会におきましてあらかじめ御了解を得ておきましたように、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する改正の内容について御説明を申し上げます。議案書16ページでございます。

まず、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたもので、現行「8万円」の加算額を「13万円」に引き上げ、均等割の非課税限度額を引き上げるものでございます。

次に、附則12条の3は、電気自動車に係る税率の特例措置の適用期間について、平成6年度まで2年間延長するものでございます。

附則13条は、市街化区域農地に係る平成4年度分の固定資産税または都市計画税の徴収方法等の制度を廃止するものでございます。

附則第13条の2は、宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等について4項を追加し、市街化区域農地のうち宅地化のための計画策定等の期間について現行平成5年末を2年間延長し、それに関連いたしまして軽減措置を追加または新設するものでございます。

附則第13条の4は、特別土地保有税の特例措置、いわゆるミニ保有税の適用期限について、平成6年3月31日まで1年間延長するものでございます。

次に、附則第13条の廃止に伴いまして附則第13条の2、附則第13条の3、附則第13条の4について規定の整備を図り、それぞれ条文の繰り上げを行うものであります。

附則第14条第1項は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、現行「19万円」の加算額を「25万円」に引き上げ、所得割の非課税限度額を引き上げるものであります。

最後に、新条例の施行期日は、平成5年4月1日とするものであり、附則第2条から第5条までは、所要の経過措置を規定したものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、専決させていただきました理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、21ページから31ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第27「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市保育所設置条例の一部改正）を議題といたします。

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第7号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成5年5月27日 専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第13号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例

和泉市保育所設置条例（昭和48年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市池田下町3494番地」を「和泉市いぶき野二丁目27番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成5年5月30日から施行する。

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。

○ 福祉事務所理事（坂田平之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第16号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただきました理由並びにその内容につきまして、福祉事務所坂田から御説明申し上げます。議案書32ページでございます。

まず、提案理由でございますが、和泉市立北松尾保育園は、平成4年4月1日、和泉市池田下町3494番地へ移転改築を行いました。このたび、同保育園の当該区域が、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、平成5年5月30日をもって新しく住居表示の実施を行いました。したがって、同保育園の所在地の変更が生じたので、和泉市保育所設置条例の一部を改正するについて、定例市議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成5年5月27日付をもって専決処分させていただいたものでございます。

次に、その内容でございますが、和泉市立北松尾保育園の所在地「和泉市池田下町3494番地」が「和泉市いぶき野二丁目27番1号」に変更になったものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成5年5月30日から施行いたします。

以上、まことに簡単でございますが、専決させていただきました理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、35ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照くださいまして、何とぞよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第28「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正）を議題といたします。

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成5年5月27日 専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第14号

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例

和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例（昭和35年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「24人」を「25人」に改める。

第2条の表中

第2選挙区	池田下町、東阪本町、室堂町、伏屋町、三林町、納花町、国分町、黒石町、平井町、浦田町、鍛冶屋町、万町、和田町、青葉台、光明台一丁目～三丁目、いぶき野一丁目、同三丁目	6名
第3選挙区	内田町、唐国町、箕形町、寺田町、春木川町、若壜町、久井町、春木町、松尾寺町、緑ヶ丘	4名
第4選挙区	仏並町、榑瀬町、善正町、南面利町、北田中町、下宮町、小野田町、岡町、九鬼町、坪井町、槇尾山町、父鬼町、大野町	6名

を

第2選挙区	池田下町、東阪本町、室堂町、伏屋町、三林町、納花町、国分町、黒石町、平井町、浦田町、鍛冶屋町、万町、和田町、青葉台、光明台一丁目～三丁目、いぶき野一丁目～五丁目、内田町、唐国町、箕形町、寺田町、緑ヶ丘	8名
第3選挙区	仏並町、福瀬町、善正町、南面利町、北田中町、下宮町、小野田町、岡町、九鬼町、坪井町、槇尾山町、父鬼町、大野町、春木川町、若樫町、久井町、春木町、松尾寺町	9名

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第17号「和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正する条例」を専決をさせていただきますり理由並びにその内容について、産業部大塚より御説明を申し上げます。

まず、専決の理由でございますが、御案内のとおり、今回の農業委員会農業委員の選挙期日は、7月4日告示、7月11日を選挙期日と定められたことに伴い、選挙区の一部改正につきましては、大阪府知事の承認を得る手続が必要でございます。また、選挙管理委員会の事務手続の日程表の都合等もあり、市議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、条例の一部を改正する改正の概要について御説明を申し上げます。議案書本冊の38ページをお願いいたします。

まず、第1条の改正は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に基づく改正で、現行定数「24人」を1人増の「25人」とさせていただきます。

次に、第2条の改正は、施行令第5条の規定に伴う改正で、現在の第3選挙区が農地面積及び基準農業者数のいずれもが選挙区の基準に達していないため、1つの選挙区として存続することができなくなりましたので、北松尾地区の内田町、唐国町、箕形町、寺田町及び緑ヶ丘を第2選挙区の区域に、そして、南松尾地区の春木川町、若樫町、久井町、春木町、松尾寺町を第4選挙区の区域にそれぞれ変更。委員数につきましては、現在の第3選挙区4名を第2選挙区及び第4選挙区にそれぞれ2名ずつ編入をいたしました。

また、第1条で増員いたしました1名につきましては第4選挙区に加え、計9名といたしました。その理由といたしましては、第4選挙区の農地面積、基準農業者数のいずれもが最大の地区となる関係であります。

なお、第3選挙区が欠番となりますので、第4選挙区を第3選挙区に繰り上げをいたした次第であります。

次に、平成5年和泉市議会第1回定例会において御議決をいただきましたいぶき野二丁目、四丁目、五丁目の新設につきましては、いぶき野一丁目から五丁目と変更をいたしたところであります。

最後に、本条例の施行期日は、平成5年5月31日とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではありますが、専決理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、40ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照くださいませ、よろしく御審議の上、原案どおり御承認をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。

- 議長（竹下義章君） ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

日程第29「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市国民健康保険条例の一部改正）を議題といたします。

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第2号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成5年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第12号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保険料の賦課総額の算定の特例）

13 平成5年度及び平成6年度における第13条第2号に掲げる額の見込額の算定については、同号中「法第72条の3第1項」とあるのは「法第72条の3第1項及び附則第12項」とする。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第18号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げます。

第126通常国会において平成5年度の国民健康保険法の一部を改正する法律及び同施行令及び国民健康保険の国庫負担金並びに被用者保険等保険者拠出金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成5年3月31日に公布され、平成5年4月1日より施行されました。これに伴いまして本市の国民健康保険条例の規定につきましても所要の改正を行い、平成5年度の賦課総額の算定から適用する必要が生じた次第でございます。このため国民健康保険条例の一部改正につきましては、第1回定例市議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第でございます。

次に、国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明申し上げます。議案書43ページでございます。

附則第13項は、平成5年度及び平成6年度の保険料の賦課総額の算定の特例を定めたもので、

このほど、国保財政安定化支援事業の暫定的制度化が図られたことから、一般被保険者に係る保険料の賦課総額の算定に当たっては、保険者の責に帰することができない特別な事情による国保財政の負担増に対する一般会計からの繰り入れに要する経費について地方交付税措置が行われたため、財政安定化支援事業繰入金、保険料として賦課すべき金額から控除すべき収入であることを明確にいたすもので、附則第13項を新設したものであります。

最後に、新条例は、平成5年4月1日から施行いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決処分させていただきました理由並びにその内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第18号を承認することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第30「専決処分の承認を求めることについて」〔平成4年度和泉市一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

平成4年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

平成4年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成5年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 国庫支出金		4,136,959	193,830	4,330,789
	2. 国庫補助金	1,309,882	193,830	1,503,712
17. 市債		2,106,060	△193,830	1,912,230
	1. 市債	2,106,060	△193,830	1,912,230
歳入合計		44,176,495		44,176,495

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
老人福祉施設整備事業	83,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	121,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。		普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
道路橋梁整備事業	342,700	同上	同上	同上	同上	202,500	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
公営住宅整備事業	415,286	同上	同上	同上	同上	323,756	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
計	2,106,060					1,912,230									

- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第19号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の専決処分につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分の理由及び内容につきましては、NTT資金債が国庫補助金に変更されたことに伴います財源構成の変更並びに地方債の確定に伴います限度額の変更でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分をさせていただきました。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。46ページでございます。

まず、第1条でございますが、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり歳入の財源構成の補正で、補正後の金額は、補正前と同額でございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の確定に伴います限度額の変更で、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

これらはNTT資金債が国庫補助金に変更されたため、国庫補助金で1億9,383万円を追加計上し、市債では、地方債の確定に伴います限度額の変更を合わせて行い、同額を更正減いたすものでございます。

なお、事項別明細につきましては、49ページのとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました報告第19号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第19号を承認することに決しました。



- 議長（竹下義章君） 日程第31「専決処分の承認を求めることについて」〔平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したの

で、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成4年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,328,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,533,061	1,668	2,534,729
	1. 国庫負担金	2,167,626	1,668	2,169,294
8. 繰入金		783,342	△161,744	621,598
	2. 基金繰入金	305,670	△161,744	143,926
10. 繰越金			164,248	164,248
	1. 繰越金		164,248	164,248
11. 財産収入			9,363	9,363
	1. 財産運用収入		9,363	9,363
歳入合計		7,314,681	13,535	7,328,216

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,255,798	4,172	5,259,970
	1. 療養諸費	4,725,966	4,172	4,730,138
9. 基金積立金			9,363	9,363
	1. 基金積立金		9,363	9,363
歳出合計		7,314,681	13,535	7,328,216

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第20号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、専決処分の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

一般被保険者に係る保険給付費の増に伴います補正並びに基金運用収入を条例に基づき財政調整基金に積み立てるため、去る3月31日に専決処分をさせていただきました。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。53ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億2,821万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書に基づきまして、歳出予算より御説明申し上げます。55ページでございます。

まず、保険給付費でございますが、一般被保険者に係る療養給付費として417万2,000円を追加し、基金積立金では、基金運用収入936万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、国庫負担金として療養給付費等負担金166万8,000円を追加し、繰越金では1億6,424万8,000円、財産収入では936万3,000円をそれぞれ計上し、基金繰入金を1億6,174万4,000円更正減いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第20号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第20号を承認することに決しました。



- 議長(竹下義章君) 日程第32「専決処分の承認を求めることについて」〔平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)〕を議題といたします。

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成4年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成5年3月31日 専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		208,000	570,000	778,000
	1. 国庫補助金	208,000	570,000	778,000
7. 市債		1,910,500	△570,000	1,340,500
	1. 市債	1,910,500	△570,000	1,340,500
歳入合計		3,528,575		3,528,575

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	1. 下水道総務費	南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金	6,658

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	限 度	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業	1,910,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	1,940,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 其 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第21号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の専決処分理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、NTT資金債が国庫補助金に変更されたことに伴います財源構成の変更並びに繰越明許費の追加でございまして、去る3月31日に専決処分をさせていただきました。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。60ページでございます。

第1条でございますが、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございまして、補正後の金額は補正前と同額で、歳入のみの財源構成の補正を行うものでございます。

それはNTT資金債が国庫補助金に変更されたことに伴い国庫補助金に5億7,000万円を追加計上し、市債で同額を更正減いたしたものでございます。

次に、第2条は、南大阪湾岸北部流域下水道事業の一部が繰り越されることに伴い本市においても同事業に対する負担金を繰り越すため、繰越明許費の限度額を補正するものでございまして、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございまして。

第3条は、NTT資金債が国庫補助金に変更されたことに伴い地方債限度額を更正減いたすもので、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございまして。

以上、まことに簡単ではございますが、専決処分させていただきました報告第21号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第21号を承認することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第33「平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告第22号

平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成4年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国庫支出金	府支出金	特定財源		
7.土木費	道路 2.橋梁費	伯太桑原線 整備事業	円 49,800,000	円 49,800,000	円 34,703,000	円 6,900,000	円 6,900,000	円 8,197,000		
7.土木費	5.住宅費	既設改良住 宅改善事業	52,600,000	51,912,000	29,106,000	14,500,000		8,306,000		
9.教育費	社 5.教育費	(仮称) 槇尾山森林 浴コース整 備事業	136,600,000	134,687,000		76,700,000		57,987,000		
合		計	239,000,000	236,399,000	63,809,000	98,100,000		74,490,000		

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第22号「平成4年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容の御説明を申し上げます。

去る平成5年第1回定例会において平成4年度和泉市一般会計予算の繰越明許費として御議決をいただきました事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、伯太桑原線整備事業で4,980万円、既設改良住宅整備事業で5,191万2,000円、（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業で1億3,468万7,000円、3事業合わせて2億3,639万9,000円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、報告第22号「和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の内容の説明を終わります。よろしく御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第22号を終わります。



- 議長（竹下義章君） 日程第34「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告第23号

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				その他
						国庫支出金	府支出金	地方債		
下水道 1. 事業費	下水道 1. 総務費	南大阪湾岸 北部流域 下水道事業 費負担金	6,658,000	6,657,757	円	円	円	円	円	
						6,000,000		657,757		
下水道 1. 事業費	下水道 2. 整備費	公共下水道 整備事業	296,822,000	296,821,510	145,160,000		144,700,000		6,961,510	
合		計	303,480,000	303,479,267	145,160,000		150,700,000		7,619,267	

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました報告第23号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容につきまして御説明申し上げます。

去る平成5年第1回定例会において御議決いただきました事業並びに先ほど平成5年度専決処分として御承認をいただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金で665万7,757円、公共下水道事業で2億9,682万1,510円、2事業合わせて3億347万9,267円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第23号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の説明を終わります。よろしく御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第23号を終わります。



- 議長（竹下義章君） 日程第35「工事請負契約締結について」（市立国府幼稚園建設工事）を議題といたします。

議案第25号

工事請負契約締結について

市立国府幼稚園建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|---------|-------------|
| 1 契約の目的 | 市立国府幼稚園建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |

- 4 契約金額 265,431,000円
- 5 契約の相手方 和泉市府中町一丁目9番9号
藤伸建設株式会社
代表取締役 田所重信

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第25号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容につきまして神藤より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、市立国府幼稚園木造園舎の老朽化が著しく進んだことに伴い同敷地に建て替えることとなり、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、市立国府幼稚園建設工事で、契約金額は、2億6,543万1,000円。契約の相手方は、和泉市府中町一丁目9番9号 藤伸建設株式会社 代表取締役 田所重信と契約しようとするものでございます。

工事概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市府中町四丁目14番8号。敷地面積2,784.64㎡に鉄筋コンクリート造り平家建て、1,144.86㎡を新築するものでございます。

建築内容としましては、職員室、保育室6室、遊戯室、図書室、便所、プール外工事一式を施行いたすものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成6年2月28日といたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第36「土地改良事業の施行について」（鍛冶屋大池改修工事）を議題といたします。

議案第26号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業、鍛冶屋大池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 工事名 | 鍛冶屋大池改修工事 |
| 2 施行場所 | 和泉市鍛冶屋町地内 |
| 3 工事の概要 | 堤体延長 240m
余水吐 1箇所 |
| 4 事業費 | 113,000,000円 |
| 5 実施年度 | 平成5年度（着手）
平成8年度（完了予定） |
| 6 施行方法 | 請 負 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第26号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びに内容について産業部大塚より御説明申し上げます。

本件は、和泉市鍛冶屋町454番地の1にございます農業用ため池鍛冶屋大池で、堤体延長240m、平均水深2.3m、貯水量6万7,000、受益面積9.3haを有しているため池でございまして、堤体、余水吐がともに相当老朽化が進み、貯水困難になっておりますので、国費の補助事業として改修をしようとするものでございます。

この事業施行に当たって土地改良法第96条の2第2項の規定により、市議会の御議決が必要となりますので、御提案を申し上げる次第であります。

次に、事業内容につきましては、平成5年度から平成8年度の4カ年計画で、事業費1億1,300万円の予定をもって堤体延長240m、余水吐1カ所の改修を予定をいたしておるものでございます。

なお、施行方法は、請負方式で施行いたしたいと思います。
また、別紙工事区域及び土地改良法の抜粋を添付いたしておりますので御参照の上、よろしく原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。



○ 議長（竹下義章君） 日程第37「土地改良事業の施行について」（岡奥農道改良工事）を議題といたします。

議案第27号

土地改良事業の施行について

団体営農道整備事業、岡奥農道改良工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 工 事 名	岡奥農道改良工事
2 施 行 場 所	和泉市岡町地内
3 工 事 の 概 要	道路延長 1,750 m 道路幅員 3.0～4.0 m 舗装工 6,000 m ²
4 事 業 費	100,000,000円
5 実 施 年 度	平成5年度（着手） 平成8年度（完了予定）
6 施 行 方 法	請 負

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業部長（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第27「土地改

良事業の施行について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、和泉市岡町283番地にあり、市道岡坪井線より分岐いたしております岡奥農道で、延長1,750m、幅員2m～3m、受益面積21haを有しているものであり、横山東地区のみかん栽培地であるため生産者の利用度も頻繁でありまして、幅員の狭小、路肩の軟弱、未舗装のため危険でもあるところから、国費の補助事業として改良をしようとするものであります。

この事業を施行するに当たり、土地改良法第96条2第2項の規定により市議会の議決が必要となりますので、御提案を申し上げるものであります。

次に、事業の内容につきましては、平成5年度から平成8年度の4カ年計画で、事業費1億円の前定でもって施行延長1,750m、幅員を3mと4mに拡幅をいたし、アスファルト舗装を実施する予定をいたしております。

なお、施行方法は、請負方式で施行いたしたいと思っております。

また、別図工事区域及び土地改良法の抜粋を添付してございますので御参照の上、よろしく原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） ちょっとお聞かせ願いたいんですが、これは岡奥農道ということですが、この上にも福瀬のところから道路が走っているんですね。そして若干、細い道でこの道とつながっているんですが、そこをつながすことによって非常に便利が良くなり、岡奥農道自体の利用価値も高まると考えられると思います。その点の今後の見通しをどのように持っておられますか、お聞かせ願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 産業部次長（松林 保君） 農林課松林よりお答え申し上げます。

議員さんがおっしゃっている農道は、福瀬の方からきている農道と存じますが、岡奥農道との接続の部分でかなり勾配がきついところがございます。地元の方で折衝をしていただきましたが、道路網を切り下げるための勾配がかなり広く要りますので、今回は御協力願えなかったということがございますが、他のルートによって何とか接続したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第38「土地改良事業の施行について」（願成地区ほ場整備工事）を議題といたします。

議案第28号

土地改良事業の施行について

都市緑農区基盤整備事業、願成地区ほ場整備工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 工 事 名 | 願成地区ほ場整備工事 |
| 2 施 行 場 所 | 和泉市池田下町地内 |
| 3 工事の概要 | ほ場整備面積 2.2 ha |
| 4 事 業 費 | 42,000,000円 |
| 5 実 施 年 度 | 平成5年度（着手）
平成6年度（完了予定） |
| 6 施 行 方 法 | 請 負 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本件は、和泉市池田下町1286番地外47筆の地区でございまして、今回の生産緑地法の改正によりまして、生産緑地の指定を受けた農地が1 ha以上の集約地であり、周辺を住宅に囲まれてございます一部宅地化農地も取り入れ、府費の補助事業として整備をしようとするものでございます。

この事業施行に当たって、土地改良法第96条の2第2項の規定により市議会の議決が必要となりますので、御提案を申し上げた次第であります。

次に、事業内容につきましては、平成5年度に着手をいたし、平成6年度完了の予定であり、事業費4,200万円でもって生産緑地の指定を受けた農地1.5 haを含み全体で2.2 haのほ場整備事業により農道、水路等の農業生産基盤の整備を総合的に実施をし、都市の発展と調和の取れた高収益型農業を目指すものであります。

なお、施行方法は、請負方式で施行したいと考えてございます。

また、別図工事区域及び土地改良法の抜粋を添付いたしておりますので御参照の上、何とぞよろしく原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。



- 議長（竹下義章君） 日程第39「市道路線の認定について」（平井下宮線）を議題といたします。

議案第29号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
平井下宮線	1648.70	5.00~15.80	平井町335番地の1先	下宮町275番地の13先	

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第29号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書本冊77ページ及び別冊図面参考資料10ページでございます。

本件は既に御案内のとおり、国道26号線を起点とする府道泉大津粉河線から終点和歌山県道有田湯浅線国道42号線までが、本年4月1日付で一般国道480号として昇格をいたします。本市につきましては、国道26号線から国分バイパスを経由し、和歌山県境までが国道昇格をしたわけでございます。これに伴いまして府道泉大津粉河線のうち平井町から下宮町までの区間について、道路法第93条の規定によりまして府から引き継ぎを受け、市道として認定をお願いするものであります。

次に、その内容でございますが、路線名「平井下宮線」。起点平井町335番地の1先から終点下宮町275番地の13先までの延長1648.7m、幅員5.00m～15.80mを認定しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） ちょっとお聞きをしたいんですが、国分峠からトンネルを抜けたところまではどうなるのか、その点をお願いします。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 道路課長（関 和直君） 今、おっしゃった国分トンネルからバイパスの出口までということでしょうか。
- 18番（赤阪和見君） そうです。
- 道路課長（関 和直君） 一応、既に国道昇格が終わっておりまして、国道480号という形で管理移管がされるように聞いております。
- 建設部長（奥村富彦君） その区間につきましては、現在は、まだ国道170号線と重複認定をされておりまして、それらについては、今回の市道認定にはなっていないわけでございます。
- 18番（赤阪和見君） 今後はどうするのですか。
- 建設部長（奥村富彦君） 今後につきましては、まだ府の方から何も話しはありません。こちらの方から申し出をすることはありませんし、170号線そのものがまだ半分供用という形の中で全面開通はしておりません。そういう状況ですので、現時点では、何とも申し上げられないということでございます。
- 18番（赤阪和見君） 願わくは、ここまでの道路は割合広いというか、一定の幅員の道路があるわけですね。今、横山高校から国分トンネルまでは重複になっている。そして、横山高校から福瀬までが国道170号線として残っている。その国道170号線は既に供用開始をされている、新しい道がね。そういうことで話が非常にややこしくなっていると思います。

幸い、この国分トンネルから170号線までの短い区間は中学校の入り口正門のところにもかかりますし、まだそれほど家も建て込んでないところから、やはり国道480号線と170号線の整備をしっかりといただき、そして、残りの部分の供用開始をどうするかというしっかり話し合いをしていただきたい。ここで1、2カ所、ぐっと狭いところがあるのは御存じだと思います。今、バスルートにもなっておりますので、その点で1つの方向性を持っておいていただきたい。今回、平井下宮線は何の手当もされずして市道に移管されると理解したらよろ

しいですね。

- 道路課長（関 和直君） 移管のメンテナンスの件ですが、一応、大阪府と覚書を結ぶ作業をしておりますので、それが整い次第現地で立ち会いをしまして、補修個所については、大阪府においてメンテナンスを行っていただいた上で移管をしたいと思っております。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第40「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案第30号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

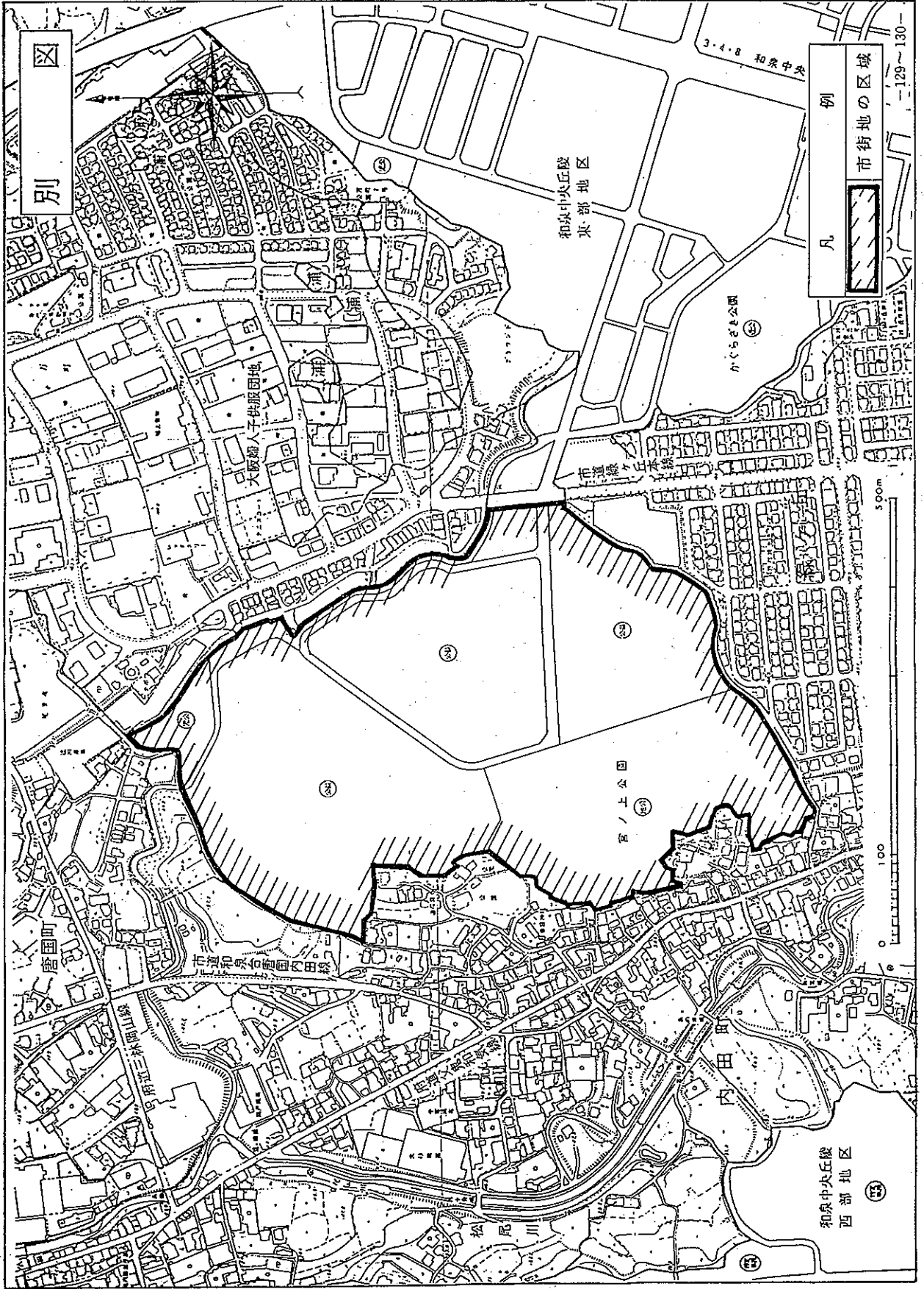
平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 凡在本行存款，均受本行保护。
 2. 存款利息，按日计算。
 3. 存款期限，由存款人自定。
 4. 存款种类，分为活期、定期、零存整取等。
 5. 存款利率，参照国家有关规定执行。

本行存款，安全可靠，利息优厚，服务周到，是您理财的最佳选择。

本行存款，种类多样，满足不同需求。无论是短期周转，还是长期储蓄，本行都能为您提供最合适的存款方案。



- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第30号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、今回、お願いをする市街地の区域は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業区域内の学園地区を対象といたしております。当地区は御承知のとおり、桃山学院大学が平成7年春の開校に向けて現在、工事が進められているところでございます。しかし、現状といたしましては6町の町の区域が入り組んでおり、このままでは、大学の施設の表示に混乱が生じることは明らかでありますので、町の区域及び名称の変更を行い、合わせて住居表示を実施しようとするものでございます。

さらに、このような実質的な面だけでなく、学園地区にふさわしい新町名を設定することにより、本市が文化系総合大学を持つ都市として、地域内外にアピールすることも合わせて目的といたしております。

次に、内容でございますが、市街地の区域につきましては、別図にお示しをしておりますとおり学園地区全域を対象とし、街区方式により住居表示の整備を図ろうとするものであります。

区域面積につきましては約21.7haで、町別面積の内訳を申しますと、唐国町が約0.9ha、万町が約10.3ha、浦田町が約2.7ha、内田町が約6.9ha、松尾寺町が約0.7ha、緑ヶ丘が約0.2haとなっております。

また、この区域内には、住所等の変更の対象となる世帯はございません。

次に、今後の予定でございますが、8月下旬に町の区域及び名称の変更について和泉市住居表示整備審議会をお願いし、10月開会予定の第3回定例市議会に上程いたしまして御可決をいただきました後、大阪府広報により告示をしていただき、12月上旬に実施いたしたく予定いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第41「平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第31号

平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

第2条 平成5年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは、「100分の169」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とする。

2 平成5年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の229」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による特例措置後の和泉市職員の給与に関する条例第25条の規定を適用する場合において、同条第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員については、平成5年6月支給分の期末手当に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に38,000円を加算した額を支給する。
- 3 平成5年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条

例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号「平成5年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成5年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、85ページでございます。

本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございます。同条第2項中「100分の160」とあるのを「100分の169」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス1万8,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の220」とあるのを「100分の229」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス1万8,000円を上積みしようとするものであります。

また、附則第2項におきましては、府下各市の状況を勘案いたしまして、加算に該当しない職員について、平成5年6月支給分の期末手当として3万8,000円を支給しようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第31号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。87ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。



- 議長（竹下義章君） 日程第42「和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第32号

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「90,000千円」を「150,000千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方自治法施行令の一部改正により、地方公共団体の議会が議決すべき契約に係る金額の基準が引き上げられたことに伴い、本市においても所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
○ 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第32号「和泉市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本条例は、昭和39年4月1日に制定されましたもので、その趣旨は、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し定めているものでございます。その根拠法令としまして、地方自治法第96条第1項第5号及び同項第8号の規定に基づきまして定めているところでございます。

このたび、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格9,000万円以上ということでは昭和52年以後据え置かれてまいりましたが、その後、今日までの社会経済情勢の変化により平成5年3月12日付にて地方自治法施行令別表に定める金額の改正が施行されましたことにより、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、改正内容でございますが、本条例第2条におきまして、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格「9,000万円」以上の工事又は製造の請負いとする中、予定価格を「1億5,000万円」に改めるものでございます。

また、本改正条例につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第32号「和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（並河道雄君） 当該委員会の委員長をしておりますので、質問は差し控えるべきかもわかりませんが、確認をしておきたいと思えます。

1億5,000万円未満については議会に出さなくてもよい、ということですが、非常に問題も起こると思えます。委員会の意向として総務部長に申し上げましたが、チェック機能が全くななくなるわけでございますので、従来どおり何らかの形で議会へ報告せよ、というように申し上げました。総務委員長あるいは総務委員会に対して何らかの形で報告するという、これは口頭でございますが、非常に大事なことです。総務委員や総務委員長も変わっていきますので、聞いている、聞いてない、と問題になったらいけませんので、本会議場で確認を取っておきたいと思えます。いかがでしょうか。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤よりお答えいたします。

さきの総務委員会協議会におきましても御意見がございまして、その後、検討いたしました結果、9,000万円を超え1億5,000万円未満の分につきましては、今後、所管の委員会でご

います総務委員会に御報告をしまいたい、このように考えております。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） いろいろ大変とは思いますが、本市においてはそうたくさんないと思います。1億5,000万円というのは、本市の事業とすればかなり高額ですので、従来どおり、報告をお願いしたいと思います。確認をしておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に。

○ 27番（早乙女実君） 同質の質問でしたので、質問は止めまして、結論だけ申し述べます。

総務委員会でも質問をしまして、その結果は、今、並河委員長がおっしゃったとおりですが、その中で明らかになったのは、例えば平成2年と言えば、これまでの年間の報告件数は6件、3年が同じく6件、4年も6件という、毎年、6件ずつの報告になっております。それが今回、1億5,000万円以上になるとどうなるか、と質問をいたしました。平成2年は半分の3件、3年では6件が4件、4年度は6件が3件になるという、半数近くに落ちてしまうということで、先ほどの所管委員会に報告したらどうか、となったわけです。

ただそのとき、先輩議員の質問の中で改めて驚きましたが、52年の改正時、3,000万円から9,000万円に変わった当時も分離発注の問題も含め同じようにいろんな論議がされ、所管委員会に報告する、という議会答弁ではなかった、という指摘がありました。今回も結論的には同じようになるわけですが、やはりルールという法的な規制という明文化がない中、委員長も議長も、いわんや担当課長も変わって知らないということもあったわけです。そのような中では、私ども日本共産党としては、やはり施行令改正で法的義務はないにしても、今までどおりきちんと報告するというので、この改正そのものに反対だということを表明させていただきます。

○ 議長（竹下義章君） それでは、反対意見がありますので、挙手により採決を行いたと思います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第43「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第33号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,100円」を「8,400円」に「13,300円」を「13,600円」に改め、同条第3項第2号及び第4号中「18歳」を「22歳」に改める。

別表第1中「11,570」を「11,870」に、「12,440」を「12,740」に、「13,300」を「13,600」に、「9,840」を「10,140」に、「10,700」を「11,000」に、「8,100」を「8,400」に、「8,970」を「9,270」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表第1の規定は、平成5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条第3項の規定は、適用日以後に発生した事故に起因する死亡若しくは負傷又は適用日以後に診断によってその発生が確定した死亡の原因である疾病若しくは適用日以後に診断によってその発生が確定した疾病に係る損害補償について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基

づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成5年政令第117号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い補償基礎額を引き上げ、消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長・署長（高宮武男君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について消防長より御説明申し上げます。議案書93ページでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、第5条第2項第2号につきましては、消防作業従事者等の損害補償の基礎額を定めたもので、現行最低額8,100円を8,400円に、最高額1万3,300円を1万3,600円に改めるものであります。

第5条第3項第2号及び第4号につきましては、補償基礎額に係る扶養親族の範囲を子、孫及び弟妹について、22歳までに拡大をするものであります。

また、別表第1につきましては、非常勤消防団員に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低額8,100円から最高額1万3,300円までの9段階に区分されておりますが、これを最低額8,400円から最高額1万3,600円にそれぞれの区分により改めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成5年4月1日以降に支給すべき事由が生じた損害補償等に適用するものであります。

95ページ以降に参考資料といたしまして新旧対照表を掲げてございますので御参照いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

- 議長(竹下義章君) 日程第44「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第34号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

140,000 円	245,000 円	355,000 円	480,000 円	650,000 円	830,000 円
130,000	225,000	315,000	410,000	575,000	750,000
120,000	215,000	305,000	395,000	545,000	715,000
115,000	200,000	280,000	370,000	510,000	680,000
105,000	180,000	255,000	330,000	450,000	610,000
95,000	165,000	235,000	305,000	410,000	575,000

を

145,000 円	250,000 円	365,000 円	495,000 円	670,000 円	855,000 円
135,000	235,000	335,000	435,000	610,000	790,000
125,000	220,000	315,000	410,000	560,000	735,000
120,000	205,000	290,000	380,000	525,000	700,000
110,000	185,000	260,000	340,000	465,000	630,000
100,000	170,000	240,000	315,000	420,000	590,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成5年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成5年政令第124号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長・署長（高宮武男君） 続きまして、ただいま御上程いただきました議案第34号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書99ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が一部改正されましたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、非常勤消防団員に係る退職報償金を増額するものであります。

別表につきましては、消防団員として5年以上勤続し退職した場合の退職報償金の支払い額について定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低額9万5,000円から最高額83万円の36段階に区分しておりますが、これを最低額10万円から最高額85万5,000円にそれぞれの区分により改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成5年4月1日以降の退職者から適用するものであります。

101ページ以降に参考資料といたしまして新旧対照表を掲げさせていただきますので御参

照いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第45「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第35号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について

和泉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市下水道条例の一部を改正する条例（案）

和泉市下水道条例（昭和53年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が適当と認める機関が行う試験をもってこれに代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

排水設備工事責任技術者認定試験が大阪府下統一的に実施されることに伴い、本市においても、この制度に参画することにより事務の簡素化及び能率の向上を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 下水道部長（藤原清司君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第35号「和泉市下水道条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について、下水道部藤原から御説明申し上げます。議案書103ページを御参照願います。

まず、改正の理由であります。今回の改正は、排水設備工事責任者認定試験を府下統一的に実施しようとするものであります。

御承知のとおり、下水道の効果を発揮させるためには、各個人が宅地内におきまして排水設備を完備されなければなりません。この排水設備工事には、管の大きさ、勾配、ますの位置等専門的な知識を必要とすることから、試験に合格した責任技術者の管理のもとで施行するよう、各都市の条例、規則等で定めているところであります。

しかしながら、各都市ごとの個別実施では、技術的な施行基準等についても相違が生じてきてまいっております。このような背景のもと、日本下水道協会大阪府支部におきまして認定試験を統一的に実施すべく検討してまいったところでございます。このほど、統一実施に向けて諸準備が整いましたので、府下各都市が平成5年の早い時期から実施しようとするものであります。

具体的な条例の改正内容につきましては、議案書104ページに記載しております議案参考資料下水道条例の一部改正案新旧対照表に記載しておりますように、第8条第2項の末尾に「ただし、市長が適当と認める機関が行う試験をもってこれに代えることができる」という文言を追加しようとするものでございます。

なお、本条例案の施行は附則に規定しておりますように、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、本改正案の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第46「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題と

いたします。

議案第36号

平成5年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

平成5年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,643,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金			113,084	113,084
	1. 繰越金		113,084	113,084
歳入合計		43,530,000	113,084	43,643,084

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		409,321	2,639	411,960
	1. 議会費	409,321	2,639	411,960
2. 総務費		4,627,407	15,984	4,643,391
	1. 総務管理費	3,193,847	8,375	3,202,222
	2. 徴税費	639,519	3,511	643,030
	3. 戸籍住民基本台帳費	303,026	1,737	304,763
	4. 選挙費	80,064	279	80,343

	5. 統計調査費	31,039	105	31,144
	6. 監査委員費	33,562	193	33,755
	7. 同和対策費	346,350	1,784	348,134
3. 民生費		12,163,173	27,112	12,190,285
	1. 社会福祉費	5,522,221	3,926	5,526,147
	2. 児童福祉費	4,213,763	22,114	4,235,877
	3. 生活保護費	2,417,308	1,072	2,418,380
4. 衛生費		4,823,227	3,812	4,827,039
	1. 予防衛生費	2,338,106	2,228	2,340,334
	2. 環境衛生費	2,375,039	1,328	2,376,367
	3. 墓地管理費	96,422	256	96,678
5. 農林水産業費		528,810	1,350	530,160
	1. 農業費	516,299	1,350	517,649
6. 商工費		277,107	838	277,945
	1. 商工費	277,107	838	277,945
7. 土木費		8,620,663	9,348	8,630,011
	1. 土木管理費	854,252	1,831	856,083
	2. 道路橋梁費	1,656,169	440	1,656,609
	3. 河川水路費	589,558	832	590,390
	4. 都市計画費	4,250,369	4,493	4,254,862
	5. 住宅費	1,270,315	1,752	1,272,067
8. 消防費		1,170,960	7,592	1,178,552
	1. 消防費	1,170,960	7,592	1,178,552
9. 教育費		5,247,831	44,409	5,292,240
	1. 教育総務費	542,181	1,542	543,723
	2. 小学校費	1,574,419	6,000	1,580,419
	3. 中学校費	1,370,628	3,305	1,373,933
	4. 幼稚園費	852,587	2,003	854,590
	5. 社会教育費	710,760	30,929	741,689

	6. 保 健 体 育 費	197,256	630	197,886
歳 出 合 計		43,530,000	113,084	43,643,084

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第36号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主なもの、期末手当特例措置によります人件費並びに事業費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。106ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,308万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,308万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりであります。

それでは、事項別名明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。112ページでございます。

今回の補正予算は、主に期末手当特例措置に伴う人件費でございまして、一般会計では、総額8,361万3,000円を追加計上いたしました。

人件費以外の補正といたしましては、土木費で公共下水道事業特別会計繰出金追加147万1,000円を計上いたしました。

また、教育費では、（仮称）槇尾山森林浴コース整備事業費として2,800万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。111ページでございます。

まず、繰越金でございまして、これは平成4年度決算見込みにおきまして、実質収支で2億余万円の黒字となる見込みであり、このうち1億1,308万4,000円を計上いたしましたものでございます。

なお、平成4年度の財政運営につきましては、市税等の伸びや扶助費、公債費の減により、おかげをもちまして黒字決算の見込みでございます。議員皆様方の御指導と御協力に対し、本

席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本年は、経済情勢の厳しさからなお一層財政構造の改善と効率的な財政運営が求められているところであり、今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第36号「平成5年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今も説明がありましたように、期末勤勉手当等の補正が主なものですが、下水道の繰出金と槇尾山森林浴コースの整備工事費追加ということでございます。

そこで、槇尾山森林浴コースの整備工事費につきましては、この槇尾山森林浴コース整備の当初から2,800万円の工事費の追加によって、トータルでは幾らの工事費になっているのか、お聞かせ願いたいのと、それから、いよいよ今年の秋完成、オープンをすとお聞きをしていますが、その節の管理運営については、以前は「公共施設の管理公社に委託をする」という御答弁もされておりましたので、その点はどうかされるのか、改めてお聞かせを願いたいと思います。先ほどの管理公社の本年度の事業計画書には、その辺が出てませんでしたので、その点も合わせてお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 青少年の家所長（久保喜代治君） 槇尾山森林浴コースの現在までの予算総額について、社会教育課久保より御答弁をさせていただきます。

現在までの予算総額は、4億3,015万1,000円でございます。今回の2,800万円を含めると、4億5,815万1,000円でございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 社会教育部長（生田 稔君） 森林浴コースの管理運営について、社会教育部生田より御答弁申し上げます。

まず、管理の問題ということで今回の会社の予算に載っていないではないか、という御質問でございます。これにつきましては、現在、この森林浴コースの管理方式について検討中であり、なお、どういう方法で方針付けられていくかとなりましても、次回の補正にはぜひとも載せていかなければならない、かように存じております。

前回の産文あるいは本会議におきまして、私どもは、委託方式ということで御答弁申し上げ

てまいりました。その中では、これが運営方法につきまして最終的な結論を得るため、市民サービスの低下にならないよう、潤いのある森林浴コース、また、市民に親しまれる森林浴コースにいたしますため、そのようなことを基本において検討しておりますので御理解を賜りたい、かように存じておる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 25番(天堀 博君) これからもまだいろんな面で要ってくるだろうと思います。ともかく工事費トータルで4億5,815万1,000円かかっているわけです。これだけたくさんのおカネを使い、ふるさと創生事業ということで1億円くれたかどうかかわからないような形でもらっているわけですが、それでも残り3億5,800余万円は一般財源その他起債を含めて賄っていかなければしょうがない。

これだけのものですから、今、言われましたように市民サービスの低下を招いてはいけない、潤いのある森林浴コースにしなければいけないとか、いろんな理由で再度、検討されている、という御答弁がありました。ということは、やはり管理運営を公共施設管理公社に委託してやっていくことは問題が出るのではないかと、ということで再検討に入っておられる。だから、直営方式でやる方向の可能性が強いと判断したらいいんでしょうか。

- 社会教育部長(生田 稔君) 御指摘の問題につきましては、管理公社あるいは直営ということの御指摘がございました。これにつきましては、今なお、そういった問題の中で市民サービスの低下を来さないよう検討していきたいと思っております。どれがどうということもなく、再度、原点に戻り、市民サービスの低下にならないことを基本において検討していくということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 25番(天堀 博君) それはわかります。われわれは直営でやれ、というのが基本なんです。「管理公社に委託をする」という方針でありながらさらに検討を加えていく、ということは、管理公社でやるという方向で市民サービスを低下させないで潤いのある森林浴コースにしていこうということも全部兼ね備えてやっていくという方向ではなく、再検討をするのだ、ということでしょう。再検討するということは、いわゆる直営方式も十分考えられると理解しているのかどうか、その辺を聞いているわけです。

- 社会教育部長(生田 稔君) 再度、答弁申し上げます。

直営方式も考えられるということの御指摘でございますが、なるほど今まで委託方式ということから急転直下、最終的に直営になるのではないかと、となりますが、われわれといたしましては、再度申し上げますが、潤いのある森林浴コース、市民に親しまれる森林浴コースにしていくという、その両方を兼ね合わせて効率的な運営方式を見出していきたいという考え方から、再度、基本に立って検討するということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 25番(天堀 博君) 結局、折衷案的なものも出てくるかもわからん。いわゆる管理事務その他は直営というか職員さんがやり、あるいは警備会社なども入れたらということいろいろこれから検討していく、そういうことですね。それで、結論はいつまでに出すのですか。
- 社会教育部長(生田 稔君) 結論としましては、設置条例や式典の費用等もございまして、早急にそれらの問題も精査していきたい。9月では遅過ぎますので、少なくとも、8月までにはそれらのことについて精査していきたい、かように考えております。
- 25番(天堀 博君) 10月オープンでしょう。今、言われたようにオープンセレモニーその他の費用もかかるが、まだ一切決めていない。だから、方式、職員の配置なども含めいろんなことについて早急に結論を出さなくてはいけない。補正予算も組まなければいけませんね。そうしたら、次の議会は大体10月ですわ、役員選挙もありますしね。となると、間に合わんとなりますね。その辺では、現在の予算の範囲内で流用するとかも考えられてやるのか。それとも、今の時点で議会にかけるとまがなかったので専決をするというような理由は出てきませんので、どのように考えられているのですか。
- 社会教育部次長(田丸勝之君) 社会教育部の田丸からお答え申し上げます。
- 10月の議会に運営経費なり式典の経費を御要請申し上げる予定をしております。できましたら、現在、10月末を目途に、ということで鋭意施行中でありまして、10月の議会にお願いすれば間に合うのではないかと理解をしております。よろしくお願い申し上げます。
- 25番(天堀 博君) 例えば今日の議会でも予算あるいは条例の一部改正も含めて期末勤 hands 手当ができました。明日が支給日ですから、可決すれば即出せる条件は整います。
- しかし、今回のことから言うと、管理運営については、もっともっと早く結論を付けて置くべきではなかったか。議会の方には、この6月末の第2回定例会の時点では、どのような方法で管理運営をするかわからんと言うておられるが、次の議会には、職員の配置その他も含めオープンセレモニーの費用も決めてばんと出してくるということになりますので、この辺では教育長さん、きちんとした対応を早期にとっておいていただくということが必要ではなかったのかと思います。
- もちろん、管理公社に委託していくという方針でいくんやったら、この議会に補正予算が出てくるはずで。あるいは直営でならやるで、職員の配置替えの考えもしながら、あるいはどこかの警備会社やアルバイトなどの費用も含めてこの議会に出てくるべきやなかったかと思えます。その辺は、つじつま合わせて的なり方ではないかと思えますので、その辺について教育長さんの見解をお聞きして終わります。
- 教育長(杉本弘文君) できるだけ早い機会にやるべきである、という御指摘でございます。

まことに痛み入ります。その後、その点もいろいろ考えてきたわけですが、ある程度工事が難航いたしまして、この10月末にオープンできるかどうかについても難しい点もあるわけでございます。私どもといたしましては、できるだけ冬場にかからない季節、何とか秋の季節にオープンしたいと考えております。御指摘の管理運営の規則とか、その辺につきましては、10月議会で御議決をいただきたいということで準備を進めてまいりたいと思っております。御指摘はまことに痛み入りますが、その辺で御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。槇尾山森林コースの2,800万円というのは、どういう面で追加になったんですか。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 青少年の家所長（久保喜代治君） 社会教育課の久保よりお答え申し上げます。

工事の概要でございますか、主に展望台の石積み工事を当初計画どおり、遊歩道専用道路、これは車両進入禁止の遊歩道専用道路のところを施行してまいったところでございますが、雨等で予期せぬ土砂崩れの危険性が生じてまいったので、安全を期するため緊急に石積み工事をお願いしているものでございます。

- 12番（大谷昌幸君） この追加する以前の4億3,150万円ですか、最初の時点から既に計画をしてあるんでしょう、土地のいろんな様子を調べたりしてね。私は今月12日の土曜日、青少年の家で久保さんともお会いしたわけです。あれから上へ登ったんですが、1階の基礎部分ができ、展望台の幕板だけを何とか手がけている状態でした。土曜日の昼ということで作業員がだれもいなかったわけですが、どこに石を積むのか知りません。失礼ですが、教育委員会は工事については素人でしょう。一番最初から設計をしてやっているところから教えてください。久保さんが答えていますが、現在は、まだ青少年の家まで行ってないでしょう。たまたま青少年の家がそばにあるというだけで、仕方なく社会教育課が答弁しているのか知りませんが、設計及び工事を担当したところから答弁してくださいよ。2,800万円といえばごっついですよ。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 公園課山下からお答え申し上げます。

この工事につきましては、公園課が委託を受けてやっております。今の工事の内容ですが、当初の設計当時から比べますと、これはコンサルに設計をさせておりますが、造成工事中に地盤が思ったよりも軟弱だったということとして、展望台の南側の石積み工事200㎡ほどに要する費用が約1,000万円。それから防護緑化ネットにつきましては、岩盤とか非常に崩れやすい地盤が増えてまいりましたので、そこに約800mほど張りますが、それが約800万円。それか

ら、排水U字溝設計工事について、既設の道路でなく、現在の道路工事をしているところに約100mほど設置するのですが、それに約60万円。また、200mほど安全柵を設置しなければならなくなりましたので、それに約550万円。それから、ローラー滑り台の下などの芝吹き付け工事が500㎡で50万円。それから、のり面にポット苗のよう草花を約1,000㎡植え付ける費用が340万円、以上、トータル的に2,800万円ということでございます。

以上でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 山下次長は、この4月に代わったところやのになかなかよく研究してはるので感心します。だから、私は昨年議会で「木を切ったらあかん」と指摘したはずですが、私は専門家でないので土質などは知りませんが、ぼろぼろ崩れてくるんです。今の梅雨の雨で大分崩れているんじゃないかと思えます。4月に見に行った時点でもかなり崩れていたんですよ。それから、いろいろ話があってあわてて補正をしたんじゃないかと思えます。要るものは仕方がないが、後まだ要るのかどうか。4億5,815万円というとても大きなカネを入れてますね。

また、特別職の方をお願いしたいんですが、和泉葛城山脈の和歌山県粉河町の写真がありますが、展望台が映ってます。できて4年ぐらいになります。地上20mぐらいです。それから、これは昨年末から今年にかけて冬の間に建てた管理棟という建物の上がレストラン、下が土産物販売店と一般の休憩室、管理室、管理者は3人と思えます。それから、水洗トイレも備わっています。

ここの標高が850m、森林浴コースのある一番高い鉢が丸峯が419m、半分もありませんよ。ここまで資材を運ぶ経費が相当要っているはずですが、この標高850mの展望台の横に水のタンクがあります。何立方メートル入るか知りません。下から水をそこまで上げています。後要らんかったら下へ勝手に落ちますね。だから、水洗トイレもできたんです。

その地点からさらに2km北に寄ったところにログハウス式の喫茶店があります。生ビールの名前が書いた看板も上がってます。自動販売機もあります。ゲートボール場もあり、その他にキャンプ場とか野外ステージなどいろんな施設がもらったパンフに載ってます。

これの総工費が4億4,187万1,755円。事業年度が平成元年度から平成4年度まで。去る4月17日の土曜日やったと思えますが、紅白の幕を張って石の大きな記念碑を建ててますわ。道路が延べ約4kmあります。下の粉河町からやったら、私はまだその道は通ってませんのでわかりませんが、少なくとも、普段の山の感じから行くと7、8kmあるはずですが。その道路は県の林道整備事業費でもらって約4億ということです。

土地については、うちの森林浴コースはたしか借地ですが、この4億5,815万円の中には土

地の取得費は入ってないでしょう。ここも財産区ということで全部借地したらしい。

これだけの設備、しかも高度が倍ですから、そこまで資材を運搬する手間が相当かかっていると思いますのに、事業費がこちらの方が安い。どういうわけでしょうか。面積も相当広い。総面積が50ha。牛滝から車で上がれます。牛滝のバス停の300m手前からここへ上がる林道の標識があります。わずか20分から25分で頂上まで上がれますから、一度、行ってくださいよ。なぜ、これだけ工事費が違うんでしょうか。

それにうちの場合、トイレは汲み取りでしょう。展望台の床までなら、鉢が峯の419mの地点から数えてものの10mもありませんわ。後の設備にしても、雨が降ってきても雨宿りできるようなところは何もありません。後は木ぼくの階段を付けていますが、恐らく大分カネを食ったと思われるのはローラースケート94mやと思いますが、なぜこれだけ工事費が違うのかな。

答えがないようですが、あんじょう税金を使ってくれということをお願いしているわけですよ。一度、御覧になってくださいよ、粉河町がやった和泉葛城山脈の分をね。うちの施設がいかにうちの工事が高く付いているか。大体、どこに原因があるのかということを考えてもらわんといかんと思います。一度、市長も見てきてくださいよ。市長のええ車やったら30分もあれば行けますよ。私の安物のジープでも1時間足らずで行けるんですから。向こうよりも高いということはどうしても承服できませんわ。

- 都市整備部次長（山下喬三君） ただいまの御質問について、公園課山下から再度、お答え申し上げます。

粉河町のその工事よりも高く付いているということですが、私も粉河町の内容につきましては、はっきり設計書なども見ておりません。ただ、当森林浴コースについては、造園、いわゆる植栽工事にかなり費用がかかっております。また、道路の設置についても、当初、みかん山に軽自動車に登れる程度の道路でしたが、それを2トン車が登れるぐらいに拡幅をしたというようなものでかなり費用がかかっていると思います。それでも、やはり一番大きなものは造園・植栽の費用だと思えます。御理解願いたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） このパンフを見てもかなり植栽もしてありますよ。とにかく見てきてください。

ひとつ御参考のために申し上げておきますが、4月の17日か18日に粉河町が店開きをしましたが、大体、月に1,000人ぐらい、1年間に1万人ぐらい来てくれたらええというつもりだったが、5月10日過ぎ、連休がありましたが、その時点で5月中に1万人を突破するという見込みが付いたので、一大セレモニーをやらないかん、と考えているということです。これは5月13日現在の向こうの農林課長さんのお話です。

この展望台の入場料が小人100円、大人200円です。中間を取って150円として「1万人入ったら150万円入りましたな」と言いますと、「そうですね」とにやっと笑っておられました。そのぐらい人の来るようなものにしてくれたら、4億何ぼも取り返せると思いますかね。これで終わります。

- 議長（竹下義章君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君）日程第47「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第37号

平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成5年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,148,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		4,917,663	452	4,918,115
	1. 支払基金交付金	4,917,663	452	4,918,115

6. 繰越金			73,936	73,936
	1. 繰越金		73,936	73,936
歳入合計		7,074,122	74,388	7,148,510

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			74,388	74,388
	1. 償還金		74,388	74,388
歳出合計		7,074,122	74,388	7,148,510

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第37号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成4年度の決算見込みにおいて、本会計に交付された国庫負担金等が超過収入となり、今回、その相当額を返還いたすこととなり、補正の必要が生じたものであります。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。127ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,438万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,851万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。130ページでございます。

まず、償還金といたしまして7,438万8,000円を計上いたしました。これらは国庫負担金、府負担金、支払基金交付金の超過収入分を返還いたすものでございます。

次に、これらに充当いたします財源でございますが、過年度分医療費審査支払い手数料交付金45万2,000円、繰越金7,393万6,000円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、議案第37号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第48「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第38号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成5年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,799,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		1,253,963	1,471	1,255,434
	1. 一般会計繰入金	1,253,963	1,471	1,255,434
歳入合計		3,798,057	1,471	3,799,528

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		3,154,918	1,471	3,156,389
	1. 下水道総務費	568,369	427	568,796
	2. 下水道整備費	2,586,549	1,044	2,587,593
歳 出 合 計		3,798,057	1,471	3,799,528

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第38号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。
- 今回の補正は、職員の期末手当特例措置に伴います給与費の補正でございます。
- それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。131ページでございます。
- まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,952万8,000円とするものでございます。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。
- それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。134ページでございます。
- 下水道総務費、下水道整備費で合わせて147万1,000円の追加計上いたしました。
- これらに充当いたします財源といたしまして、一般会計繰入金と同額追加計上いたしました。
- 以上、まことに簡単ではございますが、議案第38号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第49「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議題第39号

平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「1,150,500千円」を「1,150,754千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

収 入

第1款 水道事業収益 2,451,129千円 3,942千円 2,455,071千円

第1項 営業収益 2,273,143千円 4,060千円 2,277,203千円

第2項 営業外収益 177,976千円 △118千円 177,858千円

支 出

第1款 水道事業費用 2,765,290千円 3,942千円 2,769,232千円

第1項 営業費用 2,465,410千円 3,942千円 2,469,352千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「297,952千円」を「298,522千円」に、過年度分損益勘定留保資金「277,656千円」を「278,226千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

支 出

第1款 資本的支出 2,349,362千円 570千円 2,349,932千円

第1項 建設改良費 2,178,800千円 570千円 2,179,370千円

第5条 予算第8条中職員給与費「695,863千円」を「700,375千円」に改める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（仲田博文君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいた

きました議案第39号「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について水道部仲田から御説明申し上げます。議案書138ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、先ほど、御可決賜りました期末手当の額の特例に関する条例に基づく措置でございます。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても同様、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に損益勘定給与支弁職員に係る期末手当増額分として、水道事業費用中営業費用について所要額394万2,000円を追加計上し、補正後の水道事業費用を27億6,923万2,000円といたすものであります。

なお、所要財源といたしましては全額給水収益を予定し、補正後の水道事業収益を24億5,507万1,000円とするものでございます。

次に、第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定給与支弁職員に係る建設改良費について57万円を追加し、補正後の資本的支出を23億4,993万2,000円といたすものであります。

以上が、今回、上程させていただきました「平成5年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」の内容でございます。

詳細につきましては、140ページ以下に記載いたしておりますので何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（並河道雄君） 今回の補正予算につきましては、夏期一時金の特例措置に伴うことで問題はないんですが、この際、少し聞いておきたいことがございます。

実は、府営水道の料金が34.1%値上げされまして、前回、穴瀬議員からいろいろ質問しましたが、本年4月より実施されることになりました。近隣市では料金改定等の動きがありますが、それはそれといたしまして、本市の水道事業の経営状態について、平成4年度の決算もまとまっていると思われましてその概要についてと、平成5年度末見込みはどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 水道部次長（城前伊佐雄君） 水道部城前よりお答えいたします。

平成4年度の経営状況につきましては、ただいま決算を取りまとめ中でございますが、損益収支で2,300万円程度の赤字という見込みでございます。

なお、4年度末の累積赤字額といたしましては、1億3,600万円の見込みになります。

さらに、平成5年度は、現在、年度の初めでございますので予算規模で申し上げますと、府営水道の料金値上げによります影響額2億4,000万円を含めまして、損益収支では、単年度で3億1,400万円の赤字見込みでございます。したがって、平成5年度末の累積赤字額といましては、4億5,000万円の膨大な赤字になる予定でございます。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 今、お聞きしましたが、非常に厳しい経営状態であることは事実でございます。経営努力にも一定の限界があることも理解をしておりますし、また、われわれも一定の料金改定がされるのではないかと推察と危惧の念を抱いていることも事実でございます。

それはそれとして、以前より再三要望しておりまして、一般質問で私も申し上げたこともございますが、料金改定の際、料金設定の最低基準とかトン数の見直しとかいろいろ提言をいたしました。他の議員さんからもいろいろ意見がありまして、福祉減免という形で減免をされるようになりました。

そういった中、わが党も予算要望あるいは意見を申し上げてきましたが、福祉減免制度の拡大、すなわち老人夫婦世帯の拡大についてこの際、実現を願いたいと考えているわけでございます。この点の考え方だけをお聞きして終わりたいと思います。

○ 水道部長（仲田博文君） 先生が御指摘いただきましたように、大変厳しい経営状況でございます。近隣市でも、既に料金改定を実施をされたところあるいは議会に上程中とか、また、近々に改定を予定されているとされているところなど、今回の府営水道が大幅な改定でございましたので、いかに経営努力をしても料金改定が避けられないという状況でございます。したがって、本市も、本年度中には議会に対して料金改定を御提案申し上げ、御理解を賜りたいと存じております。

なお、お尋ねの福祉減免制度の拡大につきましては、再三、御要望もいただいているところでございます。このことにつきましては、今後、具体的な検討をいたしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 20番（並河道雄君） 具体的に検討をする、という御答弁をいただきましたので、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第50「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議題第40号

平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成5年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	5,764,394千円	21,919千円	5,786,313千円
第1項 医業費用	5,582,735千円	21,919千円	5,604,654千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「3,056,832千円」を「3,078,751千円」改める。

平成5年6月28日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程をいただきました議案第40号「平成5年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、橋本より提案の理由並びにその内容を簡潔に御説明申し上げます。議案書154ページでございます。

今回の補正は、期末手当の特例措置に基づき、給与費の補正をお願いするものでございます。それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用に2,191万9,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費の額を改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付をしておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○
議会推薦による和泉市農業委員会委員被指名者

氏名	住所	生年月日
友田博文	和泉市下宮町328番地	昭和22年11月9日
上田育子	和泉市鶴山台2丁目10番41棟104号	昭和18年3月6日
中塚新治	和泉市納花町5番地	昭和8年7月24日
西口秀光	和泉市富秋町468番地の18	昭和30年6月15日
原重樹	和泉市黒鳥町943番地の1	昭和27年8月1日

(参考資料)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)抜粋

(選任による委員)

第12条 市長村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 (略)

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

○ 議長(竹下義章君) 日程第51「和泉市農業委員会委員の推薦について」を行います。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推薦によることとし、指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。それでは私より指名いたします。お手元に配付いたしております名簿のとおり、和泉市農業委員会委員に1番・友田博文君、5番・上田育子君、8番・中塚新治君、22番・西口秀光君、26番・原重樹君、以上、5名の方々をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました5名の方々を和泉市農業委員会委員として指名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の方々をそれぞれ和泉市農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

○

- 議長(竹下義章君) 日程第52「児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成5年6月29日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 穴瀬克己

同 赤阪和見

同 猪尾伸子

同 天堀博

児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第8号

児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書

我が国の人口の高齢化、核家族化の進行とともに、市町村の社会福祉サービス提供の責務はますます増大している。子育ての専門施設である保育所は、働く父母はもとより、家庭で子育てしている父母にとっても大切な施設としてその活用が期待されているところである。

ところで、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての費用負担の割合は、地方自治体よりも国の責任が強いとして、本来、国が十分の八となっていたものが、1989年度から十分の五に削減・恒久化され、地方自治体の財政圧迫の一因となっている。

その上、昨年末打ちだされ、1993年度は見送りとなった公立保育所保母らの人件費(措置費)を一般財源化して地方負担にしようとした方針については、国費の地方への負担転嫁として断じ

て容認できないものである。

よって、政府におかれては、児童福祉法に基づく保育所措置制度を堅持し、保育所国庫負担金を増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年6月29日

大阪府和泉市議会

○ 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明をお願いします。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

ただいま朗読にありましたように、本来、国が負担をしなければならない保育所の費用をぜひとも児童福祉法に基づいて堅持をしていただきたい。ややもすれば、国の負担を地方に転嫁をしてこようという状況にありますので、この意見書を提出するものであります。ぜひとも皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 3番（若浜記久男君） ちょっと勉強するいとまがございましたが、この内容、趣旨については、この文章を見る限り賛成の立場をとりたいと思っているわけでございますが、若干、提案者の方にわかる範囲で御説明をお願いしたいと思います。

この国の負担割合が10分の8から10分の5に地方財政に対する変化がなされたわけですが、たしかその時点で同じような内容のものが意見書として出たような記憶があります。その内容とどうなのか、ということと、これはどこの関係省庁に送られるのか。

それから、現在の10分の5をどうしていくのか、10分の6にしていくのか、10分の7にしていくのか、全額を国の方から出してくれ、という要望なのか、その辺について御答弁ができればお願いしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） どうぞ。

○ 25番（天堀 博君） ただいまの御質問でありますけれども、以前に出した意見書あるいは類似するものは、恐らく当時、このような形で恒久化していかないよう、という内容のものであったと思います。それが現在、10分の8から10分の5に削減されたままになっております。これは保育制度にかかわる問題だけでなく、他のいろんなものにも影響してきておりますので、その点で恒久化をしてもらっては困る、というたしかな記憶はないのですが、そういう内容のものであったと思います。

それから、昨年末にこれとよく似た意見書が提出をされておりますが、それは今回のように

児童福祉法に基づく保育所措置制度の堅持ということではなく、内容的には、地方財政の負担にならないというものであり、やや内容の違ったものであったと記憶しております。

それから、3つ目のこれから10分の6がいいのか、10分の7がいいのか、という問題につきましては、本来は、国が責任を持って児童福祉法に基づいてやるべきだと思うんです。しかし、当初から国と地方の負担割合というものを決めてきております。いろんな歴史的な経過を伴って決められてきておりますので、その点では、10分の8に戻してほしい、というのが願いだと思っております。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 事務局の関係がございますので、私からお答え申し上げます。

送付いたしますのは大蔵省、厚生省以下関係省庁でございます。

○ 3番（若浜記久男君） これは府の方はどうなるのでしょうか。人件費の増額を求めているのでしょうか。

○ 25番（天堀 博君） それもあるし、児童福祉法に基づいて全体の切り下げをしてくれるな、ということです。

○ 3番（若浜記久男君） 人件費について、府の関係の補助というか助成というのはどういう形になるのか、教えていただけないでしょうか。

○ 25番（天堀 博君） 国、府についての実務的な内容は、原課から聞いていただいたらいいかと思います。今回の意見書そのものは、基本的には、国が児童福祉法に基づいて保育所措置制度を堅持してほしい。特に保母さん等の人件費の措置費を一般財源化して地方に負担をかけてくるのはやめてほしい、という趣旨でありますので、その点の御理解と御賛同をお願いしたいというものです。

○ 3番（若浜記久男君） これをどこに送付するのか、ということは、大阪府には送らないというみたいな局長の話でしたので、府の方の関係はどうなっていくのか聞かせてほしいと思います。

○ 市議会事務局長（北野敦雄君） 府の関係でございますが、この意見書の文案によりますと国の関係のことでございますので、事務局が考えておりますのは、国の関係機関ということでございます。

○ 3番（若浜記久男君） 結構です。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第8号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長(竹下義章君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつをお願いいたします。

(市長登壇、閉会あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

去る6月28日、本年第2回の定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、暑さ殊のほか厳しい折にもかかわらず慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

また、本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、十分これを尊重させていただき、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。

終わりに臨みまして、これから暑さも一段と厳しくなっております。また、来る4日には、衆議院議員選挙の公示がされます。また、5日より、ブルーミントン市の友好訪米調査団として訪米を代表の皆様方にさせていただきます。議員皆様方には、何かとお忙しいことと存じますが、どうかくれぐれも御自愛をいただきまして、今後、なお一層御健勝で御活躍いただきますことをお祈りを申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

長時間、まことにありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長(竹下義章君) 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきまして、議員各位におかれましては、大変お忙しい中終始熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案を予定されました日程より早

く終了できましたことを、議長として心から厚く深く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられまして、鋭意努力されることを特にお願い申し上げます。

最後に、暑さに向かう折から議員各位には健康に十分留意せられまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、平成5年第2回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後2時50分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 竹 下 義 章

同 副 議 長 木 村 静 雄

同 署 名 議 員 井 坂 善 行

同 署 名 議 員 大 谷 昌 幸

同 署 名 議 員 柏 富久蔵

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..